平成28年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 平成28年3月8日(火)

議長 三戸留吉

おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。これより3月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。4番 石井清人君、5番 加藤千代美君を指名いたします。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。

議会運営委員長

村井剛 おはようございます。私から、3月定例会の日程・運営等につきまして審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。

去る2月29日、午前10時から第一委員会室において、当局より町長、副町長が出席し、委員会が開かれました。

今回の定例会の議案等は、補正予算関係4議案、条例改廃制定8議案、第6次総合計画及び過疎地域自立促進計画策定が2議案、当初予算関係が7議案、及び人事案件が1 議案、また請願・陳情は陳情4件であり、一般質問者は8名となっております。

今定例会の日程は、皆さまに配付した資料のとおりでありますが、初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑を行い、議案並びに請願・陳情について各常任委員会に付託することと致しております。

2日目は一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っていただきます。

最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決 を行います。

今定例会は、常任委員会での各会計当初予算審議に時間を要することから、本日から 3月18日までの11日間で行うことといたしております。また前回の議会全員協議会 でもお話しいたしましたが、平成28年度は議員研修が予定されていることから、各常 任委員会より研修内容等についてご検討いただく時間を設けていただきますよう、よろ しくお願いいたします。

よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 三戸留吉

本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から18日までの11日間と決 定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

議事日程については、配付している日程表のとおりであります。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。なお、渡部総務課長については、病気療養のため欠席しております。

日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、平成27年12月定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆さまのお手元に配付しております。 その報告書をもって、議長の諸般報告に替えさせていただきたいと思いますが、そのように取りはからってご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。 日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

(町長の行政報告 別紙のとおり)

町長 畠山菊夫 議長 三戸留吉

これより町長の行政報告に対する質問を行います。質問のある方は、挙手してください。はい、7番 伊藤君

7番 伊藤秋雄 2点ばかりお伺いいたします。私も12月に質問しておりましたが、役場庁舎の事で

すが、今後庁舎建設に向けて話し合いがされていくと思いますが、この中で29年度内の策定時基本計画をやる前に、庁舎の建設検討委員会の審議会を開くということですが、これはどういう人たちを対象にメンバーを募り話し合いをしていくのか、そこ辺り具体的にお願いします。

副町長 千田清 メンバーについては、具体的に決まっておりません。

7番 伊藤秋雄 まだ、そこまでいってないということですか。

副町長 千田清 はい、そういうことです。

7番 伊藤秋雄

ではもう一点お願いします。5月25日のチャレンジデーですが、私たちの町でも2年ばかり行ってますが、残念ながら2回とも負けております。この結果はチャレンジデー始めた意味においても残念だなと思っております。うちの方は去年は60%程でした。鹿児島の方ではそれ以上に達成しており、そういった意味でもう少し綿密に計画を立てていかなければ勝てないのではないかと思います。幼稚園・小学校・中学校・町内会そういった団体を巻き込んでやるのも必要でないかと思っておりますが、その点どう考えておるのか説明をお願いします。

教育長 江畠廣

チャレンジデーにつきましては、初年度は大変厳しい数字でございました。昨年度検討いたしまして、内容・お願いする箇所、検討しながらやりまして、62%程となりましたが、勝敗の面では2回とも相手方が上で負けてしまいましたけれども、基本的に勝てれば一番良いのですけれども、私ども努力できる限り今年度も色んな企業・団体・学校等にお願いしながら、なるべく昨年以上に%を上げれるように努力いたしますので、そこ辺りなんとかご理解いただきたいと思います。

7番 伊藤秋雄

実はうちの方の町内会で総会がありました。その中でチャレンジデーの話が出てきました。その中で協力してやったらいいのか、どうかと話が出ました。多く参加してもらえるというのは、やはり呼びかけと役場職員の努力が足りないのではないかという話もあったので、その辺りもう少し綿密にやってもらいたい、これは要望ですのでお願いします。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、6番 柳田君。

6番 柳田裕平 選挙管理委員会で投票所の変更があるようですが、変更の意図を教えてください。

副町長 千田清 選挙管理委員会について、私もちょっと出席しておりません。総務課長もこのとおり 欠席しております。ただ投票所の変更については、今までの距離とか利便性それらを含めて総合的に判断して決めたということでございます。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、9番 菊地君。

9番 菊地文人 3ページにインターネットのカード決済の件で書かれてますけども、町の方では「マガモセット」の中に他にパンフレットや何かPRするようなものも入れているのでしょうか。

副町長 千田清 パンフレットと一緒に、お礼状・町のPR的なものを入れております。

9番 菊地文人 関連ですけども、市町村で納税の時のカード決済やってるの、結構あるんですけども、 確定申告の関係でワンストップサービスというのあるんですけども、そちらの方はやる んでしょうか。

副町長 千田清 ちょっと私も勉強不足で、ワンストップサービスはちょっとわかりませんけれども、 いずれ納税の証明書は送っております。

9番 菊地文人 5ページにマイナンバー制度についてありますけれども、残りが59世帯とありますが、一定の期間保管する一定の期間とは何日くらいですか。

町民課長 一ノ関一人 保管については市町村でそれぞれ違っておりますが、本町の場合は、通知カード が発送されたのが11月下旬で、それから1年間保管するということです。

9番 菊地文人 そうすればその1年間の間、もし仮に取りにこなければ、その扱いはどうなりますか。 町民課長 一ノ関一人 その場合は、廃棄処分となります。

議長 三戸留吉 次に、8番 北嶋賢子君

8番 北嶋賢子 今の町長の行政報告の6ページ、福祉課関係ですけれども、「暖冬による影響からか登録者からの除雪に関する苦情は寄せられておりません」このように今報告を受けましたけれども、シルバー人材センターが今年から、うちの隣にも来ますし、他に数件来ますが、その除雪後利用者からハンコをもらわなければいけないんです。除雪したという報告だと思いますけれども、ある家で4、5日郵便物がたまっていたそうです。何回訪ねてもいなくてどうかしたのでないか、と家に尋ねにきました。色々連絡をとって元気だとわかったんですが、1人暮らしだから連絡の徹底が必要だと思いますが、そこら辺どうでしょうか。

福祉課長 小野良幸 1人暮らしの方については、本当に心配な状況が続いております。この間も、1人暮らしの方が家の中で亡くなっていたということもあります。その見守りにつきましては、民生児童委員ですとか、福祉協力委員の方とかいらっしゃいますが、それでは完全に見守ることはできません。基本はやはり隣近所だと思います。今後、町からも入院とか遠くに出かける場合などで家を空ける際には、一声かけてといったお願いを町からも呼びかけていきたいなと、あわせて町内会にも、そこら辺の一声、声かけをご協力いただけるよう、こちらからも呼びかけていきたいと思います。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

なければ、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。 次に日程第5、町長の施政方針を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の施政方針 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 町長の施政方針を終わります。

次に日程第6、教育長の町教育に関する施政方針を求めます。

教育長 江畠廣 (教育長の教育施政方針 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これにて教育長の施政方針を終わります。

次に日程第7、議案第6号から、日程第27、議案第26号までの21議案を、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 提出議案の概要と提案理由について、ご説明申し上げます。 始めに、補正予算書をご覧下さい。

議案第6号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について

補正予算書、1ページ、歳入歳出にそれぞれ1億4,227万7千円を追加し、歳入歳出の総額を31億8,967万3千円としております。

この度の補正は、主に、今年度において交付決定された事業及び実績見込みによる補正額の計上としております。

それでは、歳入歳出の主なものを、ご説明致します。

歳入では、11ページ、町税・個人町民税の現年課税分は378万1千円を減額して おります

地方交付税の普通交付税には、交付額の確定により2億857万5千円を、特別交付税には湖東厚生病院運営費補助金分として3,968万4千円をそれぞれ追加しております。

13ページ、国庫負担金・民生費国庫負担金・社会福祉費負担金の国保保険基盤安定

負担金に361万7千円を追加し、児童福祉費負担金の児童手当負担金は165万8千円を減額しております。

また、国庫補助金の総務管理費補助金に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金377万5千円を追加しております。

また、国の補正予算事業として、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金に 5 5 0 万円を、地方創生加速化交付金に 1,0 5 4 万 4 千円をそれぞれ追加しております。

15ページ、農業費補助金の農業基盤整備促進事業費補助金は1億2,196万5千円を全額更正しております。

土木費補助金の社会資本整備総合交付金事業1,897万2千円の減額につきましては、交付決定に伴うものであります。

17ページ、県補助金・農業費補助金の農地集積協力金交付事業補助金は342万7千円を減額しております。

19ページ、寄附金・指定寄附金の「まちづくり人材育成基金寄附金」に20万円を追加しております。これは夜叉袋字大嶋田の小柳ノリ様から町の文化芸術事業の継続と後継者育成等の為に役立てて欲しいと、寄附を頂いたものであります。

繰入金の財政調整基金繰入金は、財源の確保が出来たことから、全額の1億3,00 0万円を減額しております。

前年度繰越金には、繰越金全額を計上し、1億4,992万2千円を追加しております。

21ページ、町債の土木債と教育債はいずれも過疎対策事業債で、事業費の確定と実績見込により、総額で910万円を減額しております。

総務債・一般補助施設整備等事業債には、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債240万円を追加しております。この起債につきましては、国の補正予算に伴う起債で、元利償還金の50%が交付税算入されます。

歳出の主なものは、23ページ、総務費・財産管理費の積立金には総額2億3,618万2千円を追加しております。主なものと致しまして財政調整基金積立金に2億3,387万8千円を、八郎潟町がんばれふるさと基金積立金に202万5千円を追加しております。

また、まちづくり人材育成基金積立金20万円の追加は、歳入でもご説明いたしました、夜叉袋字大嶋田の小柳ノリ様から頂いた寄附金を積立するものであります。

電子計算費・委託料の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業委託料に2,200万1千円を追加しております。これは、年金機構の個人情報流出を踏まえ、平成29年度から自治体間で情報の共有が始まるマイナンバー制度等の情報保護のため、総務省からセキュリティ強化の要請を受け実施するものであります。

なお、この事業につきましては、国の補正予算に伴う事業で、繰越明許費となります。 25ページ、自治振興費の負担金補助及び交付金に、湖東厚生病院運営費補助金として、4,854万4千円を追加しております。うち、3,968万4千円が特別交付税で交付されております。

企画費には、国の補正予算で計上されました、地方創生加速化交付金事業分として総額1,096万5千円を追加しております。この事業では、八郎潟町総合戦略に位置付けている事業の一部を前倒しして、実施するものであります。

内訳でありますが、NPO設立経費として、報酬に18万円を、共済費に55万円を、 賃金に344万4千円を、報償費には勉強会講師謝礼として104万円を、旅費に46 万4千円を、需用費に31万7千円をそれぞれ追加しております。なお、予算書の補正 額と、只今ご説明致しました額に相異がございますが、他事業での減額によるものであります。

また、負担金補助及び交付金には、起業及び町内雇用を創出する事業として、商店後継・起業者支援交付金に120万円を、住民の常用雇用を創出するため、町民を常用雇用した町内事業者に対する経営支援事業として、雇用促進奨励交付金に18万円を、転出者の抑制を図るため、町内に住所を有するAターン就職者を対象に助成する、ふるさと回帰支援交付金に30万円を計上しております。

また、おもしろ市場実行委員会補助金に96万円を、町内会活動の活性化を目的とする、地域活性化助成金に128万円を、若者イベント実行委員会補助金に105万円を それぞれ追加しております。

なお、地方創生加速化交付金事業につきましては、先に述べた事業を一つにまとめ上げ、先月、国に申請しております。計画の採択時期は、3月中旬から下旬頃の予定ですが、平成28年度に新設される新型交付金よりも今回の交付金が補助率等の条件が良い

ため、全国的に多くの申請がされていることから、事業採択の見込については不透明であります。事業費につきましては、全額繰越明許費と致しますが、不採択となった際には、重要施策として事業を執行する必要がある事から、28年度補正予算で対応することとなります。

27ページ、戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金には、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金107万1千円を追加しております。これは、マイナンバー制度の通知カード及び個人番号カードに係る事務を、地方公共団体情報システム機構へ委任するもので、全額国庫補助金で賄われます。

29ページ、民生費・社会福祉費・社会福祉総務費の、国民健康保険特別会計繰出金967万8千円の追加は、保険基盤安定負担金の確定等によるものであります。

また、老人福祉費には介護保険特別会計繰出金167万9千円を追加しております。 31ページ、児童措置費の児童手当238万円の減額は、支給対象児童数の確定によるものであります。

33ページ、衛生費・保健衛生費・後期高齢者医療費の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金618万7千円の追加は、療養給付費の追加納付額確定に伴うものであります。

35ページ、農林水産業費・農業費・農業振興費の負担金補助及び交付金の農業基盤整備促進事業費補助金につきましては、国で事業費を予算計上しなかったことから、1億2,196万5千円を減額しております。

39ページ、土木費・道路橋りょう費・社会資本整備総合交付金事業の町道整備工事 1,071万1千円の減額と道路敷購入費105万5千円の減額につきましては、交付 金の配分が減った事から、事業費の精査によるものであります。なお、補正後の総額1 億2,556万4千円のうち、町道整備工事と物件移転補償費で総額1,200万円を繰 越明許費といたします。

41ページ、都市計画費の公共下水道事業特別会計繰出金は、580万1千円を減額しております。

また、消防費・常備消防費の湖東地区行政一部事務組合負担金につきましては、負担金の確定に伴い485万7千円を減額しております。

45ページ、教育費・社会教育費・八郎潟町えきまえ交流館費の需用費の光熱水費につきましては、設計事務所の積算に基づき、予算計上しておりましたが、実績見込みにより599万7千円を減額するものであります。

49ページ、公債費につきましては、総額で1,588万6千円を減額しております。以上が、一般会計補正予算(第6号)の概要であります。

議案第7号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

53ページ、歳入歳出にそれぞれ498万円を追加し、歳入歳出の予算総額を8億3,920万4千円としております。

歳入では、59ページ、療養給付費等交付金の退職者医療給付費等交付金は954万9千円を減額し、一般会計繰入金には967万8千円を、前年度繰越金には485万1千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものは、61ページ、今後の見込みにより、保険給付費・療養諸費の一般被保険者療養給付費に、592万1千円を追加し、退職被保険者等療養給付費は728万9千円を減額しております。

また、高額療養費の一般被保険者高額療養費に700万円を追加し、退職被保険者等高額療養費は200万4千円を減額しております。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の概要であります。

議案第8号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

65ページ、歳入歳出からそれぞれ130万6千円を減額し、歳入歳出の予算総額を2億9,432万6千円としております。

歳入では、71ページ、受益者負担金の現年賦課分に132万5千円を、滞納繰越分に10万8千円を、使用料の滞納繰越分に84万8千円をそれぞれ追加しております。 また、一般会計繰入金は580万1千円を減額しております。

前年度繰越金には357万5千円を追加し、73ページ、町債は、流域下水道事業140万円を減額しております。

歳出では、負担金の確定に伴い、秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金を145万4 千円減額しております。

下水道維持管理費の委託料の人孔ポンプ保守委託料28万1千円の減額は、請負差額

によるもので、負担金補助及び交付金の流域下水道汚泥焼却維持費負担金42万9千円 の追加は、実績見込みによるものであります。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の概要であります。

議案第9号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

75ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ153万9千円を追加し、歳入歳出の予算総額を8億6,068万6千円としております。

歳入では、79ページ、介護保険料・現年度分特別徴収保険料に333万1千円を、 現年度分普通徴収保険料に66万円をそれぞれ追加しております。

また、繰入金・低所得者保険料軽減一般会計繰入金に167万9千円を追加し、前年 度繰越金は413万1千円を減額しております。

歳出の主なものは、81ページ、保険給付費・介護サービス等諸費は、総額220万円を減額し、特定入所者介護サービス費に260万円を追加しており、いずれも実績見込みによるものであります。

83ページ、基金積立金・介護給付費準備基金積立金には、平成27年度の剰余金及び預金利子分172万9千円を追加しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算(第4号)の概要であります。

続きまして、条例関係の提案理由について、ご説明申し上げます。 会議日程資料5ページ

議案第10号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理について

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたため、一部改正を行うとともに、所要の規定を整備するものであります。

資料20ページ

議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、改正法に基づいて任命された教育長は常勤の特別職となること等から、関係条例の規定を整理する必要があるため、本条例を制定するものであります。

資料28ページ

議案第12号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、納税環境の整備が図られ、規定について条例で定める必要があることから、八郎潟町町税条例の一部を改正するものであります。

資料40ページ

議案第13号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例の制定について

子ども・子育て支援法の施行に伴い、八郎潟町立幼稚園保育料を定め、併せて規定を整備する必要があることから、本条例の全部を改正するものであります。

資料43ページ

議案第14号 職員の退職管理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正により、職員の退職管理に関し、必要な事項を定める必要があることから、制定するものであります。

資料45ページ

議案第15号 八郎潟町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条 例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、改正法に基づいて任命された教育長については、職務専念義務が課されることとなり、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する事項を定める必要があることから、制定するものであります。

資料47ページ

議案第16号 八郎潟町郷土芸能会館設置条例の制定について

えきまえ交流館はちパルの建設に伴い、駅前除雪センターが解体されたため、そこに格納されていた、願人踊や一日市盆踊り、秋田音頭に関係する備品を収容し、かつ、一日市郷土芸術研究会などが活動しやすくするための機能を持たせた郷土芸能会館を一日市コミュニティ防災センター駐車場の東側に建設することから、本条例を制定するものであります。

資料49ページ

議案第17号 八郎潟町立農家高齢者創作館設置条例を廃止する条例について 八郎潟町立農家高齢者創作館の解体に伴い、本条例を廃止するものである。

資料50ページ

議案第18号 第6次八郎潟町総合計画(基本構想・基本計画)の策定について

町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、平成28年度から平成37年度までを計画年次とする第6次八郎潟町総合計画の基本構想及び基本計画を策定するものであります。

資料51ページ

議案第19号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の策定について

過疎地域の自立促進に必要な対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成28年度から平成32年度までを計画年次とする過疎地域自立促進計画を策定するものであります。

続きまして、平成28年度各会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

なお、平成28年度から町村電算共同化による財務会計システムへの変更に伴い、予算書の書式が若干変わっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、一般会計からご説明致します。

議案第20号 平成28年度八郎潟町一般会計予算について

本町の平成28年度一般会計予算案は、予算書、1ページ、歳入歳出予算の総額を29億188万4千円とし、前年度比2,431万4千円、0.8%増としております。

歳入の概要ですが、町税、財政調整基金の取り崩しなどの自主財源が総額で6億8,212万3千円、前年度比で3.5%の減としております。また、地方交付税、国庫・県支出金などの依存財源については、総額で、22億1,976万1千円、前年度比で2.2%の増としております。依存財源の増額につきましては、県支出金や過疎対策事業債によるものが主な要因であります。

なお、財政調整基金1億円の取り崩し後の残高は約21億8,900万円となります。 歳出の概要ですが、義務的経費が総額で、12億6,186万7千円、前年度比で1. 7%の増で、人件費が2.9%、扶助費が5.2%とそれぞれ増となり、公債費は3.8% の減となっております。

消費的経費につきましては、総額で10億1,257万2千円、前年度比で8.3%の減で、物件費が3.5%、維持補修費が1.9%とそれぞれ増となり、補助費等は15.8%の減となっております。

また、投資的経費につきましては、総額 2 億 6, 7 1 1 5 8 千円で、前年度比 4 7 8 %の増となっております。

それでは、予算の主なものをご説明致します。

9ページ、歳入では、町税に 4 億 5,2 2 4 万 1 千円を計上し、前年度比 1,2 6 3 万 9 千円の減額としております。

地方消費税交付金には、1億500万円を計上し、前年度比2,500万円の増としております。

地方交付税につきましては、普通交付税・特別交付税合わせて13億6,000万円とし、前年度比3,000万円の増としております。

国庫支出金には、2億7,047万3千円を計上し、前年度比9,424万1千円の減額としております。これは、27年度当初予算で、1億2,196万5千円を計上しておりました、農業基盤整備促進事業費補助金を存置計上としたことが主な要因であります。

県支出金につきましては2億3,813万7千円を計上し、前年度比4,338万1千円の増額としております。これは、JAあきた湖東が旧湖東総合病院跡地に建設予定であります、小規模多機能型居宅介護事業所建設に対する補助金3,758万9千円等に

よるものです。

繰入金の減債基金繰入金157万9千円につきましては、平成26年度に県に売払した駅前道路用地のうち、県振興資金貸付金で取得した用地分について、平成28年度に 起債償還が始まる県振興資金償還金に充てるものであります。

なお、財源不足を補うために財政調整基金から1億円を取り崩すなど、繰入金総額1億360万6千円を計上し、前年度比2,748万6千円の減額としております。

町債につきましては、2億1,370万円を計上し、前年度比4,190万円の増額としております。内訳と致しましては、普通交付税の代替財源となります臨時財政対策債に9,200万円を、過疎対策事業債として7事業分1億510万円を、緊急防災・減災事業債に1,660万円をそれぞれ計上しております。

なお、歳入の詳細につきましては、12ページ以降に記載しております。 次に歳出の主なものをご説明致します。

46ページ、議会費では総額で6,048万1千円とし、前年度比524万円の減額となっております。これは、総務省の通知に基づく議員共済会負担金の負担率変更等によるものであります。

59ページ、総務費・総務管理費・電子計算費・負担金補助及び交付金には、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金として、4,438万6千円を計上しております。

これは、平成26年度から稼働している町村電算システム共同化の負担金で、平成28年度は、12月から基幹系1システムが新たに稼働し、27年度までの稼働分と合わせまして、41システムが共同化されることとなります。

自治振興費には、今年9月30日に町制施行60周年を迎えることから、記念事業費を計上しております。報償費・謝礼のうち出演者等謝礼として59万円を、出演者の旅費として37万2千円を、その他新聞広告料等も計上しております。

61ページ、企画費の総合戦略推進会議委員報酬6万円の計上につきましては、町総合戦略の進行管理にあたり、基本目標ごとの数値目標と重要業績評価指数の達成状況を踏まえ、施策の効果等を検証するとともに、課題を整理し次年度以降に向けて事業の継続・拡大や効果の低い事業については、事業内容の見直しを図るものであります。

また、その他旅費28万2千円につきましては、60周年記念式典へ関東ふるさと会から出席していただく旅費で、会長・副会長等6名分を計上しております。

63ページ、委託料には、公共施設等総合管理計画整備委託料として890万5千円を計上しております。これは、総務省からの公共施設等総合管理計画の策定要請に基づくもので、公共施設等総合管理計画を策定し、町が所有する公共施設等について、今後の施設更新・統廃合・長寿命化など、長期的な視点から、計画的に管理していくものであります。

65ページ、徴税費・税務総務費の備品購入費に139万6千円を計上しております。 これは、税務課で使用している公用車が、登録から17年ほど経過していることから、 新たに軽自動車を購入するものであります。また、購入に掛かる自動車重量税等も併せ て計上しております。

68ページ、選挙費には、参議院議員通常選挙費に総額499万2千円を、70ページ、八郎潟町長選挙費には総額563万3千円を、72ページ、八郎潟町議会議員一般選挙費には、総額587万9千円を、秋田県知事選挙費には、総額164万2千円をそれぞれ計上しております。

77ページ、民生費・社会福祉費・社会福祉総務費の報償費に、出産祝い金として90万円を計上しております。これは、総合戦略の基本目標3に掲げる、出産支援事業として、出生届提出後、保護者に対し3万円を支給するもので、第1子から支給対象としております。

79ページ、工事請負費には、防犯カメラ設置工事97万2千円を計上しております。 これは、安全・安心なまちづくり推進のため、町内2箇所に設置するもので、駅周辺及 び通学路への設置を検討しております。

負担金補助及び交付金には、社会福祉協議会事務局職員設置費補助金1,781万2 千円を、トータルケアを推進する地域福祉協力員設置人材育成事業補助金に614万8 千円を計上しております。

同じく、負担金補助及び交付金に結婚支援センター入会登録料助成金として5万円を 計上しております。こちらも、総合戦略の基本目標3に掲げる、結婚支援事業として、 秋田県結婚支援センターへの入会登録料1万円を助成するものであります。

また、国民健康保険特別会計繰出金には、4,652万1千円を計上しております。 81ページ、医療給付費の扶助費には、福祉医療費として、5,467万円を計上しております。 うち町単独分につきましては、45578千円を計上しております。

83ページ、老人福祉費の負担金補助及び交付金に地域密着型サービス施設等整備事業費補助金3,200万円を、介護施設開設準備経費等支援事業費補助金に558万9千円をそれぞれ追加しております。これは、歳入でもご説明致しました、JAあきた湖東が旧湖東総合病院跡地に建設予定であります、小規模多機能型居宅介護事業所建設に伴う補助金で、全額県の基金で賄われます。

介護保険特別会計繰出金には1億1.567万3千円を計上しております。

89ページ、児童措置費・委託料には、保育所運営委託料1億1,127万7千円を 計上しており、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、延長保育事業の基本分と保育士 等処遇改善加算分も含まれております。

また、地域子育て支援センター事業委託料として784万8千円を計上しております。 これは、「えきまえ交流館」の子育てゾーンを拠点場所とし、子育て親子の交流の場の 提供や子育て等に関する相談などの事業を行うもので、昨年度に引き続き、保育園に委 託するものであります。

- 97ページ、衛生費・保健衛生費・母子衛生費の負担金補助及び交付金には、不妊治療費補助金として45万円を計上しております。うち30万円が総合戦略の基本目標3に掲げる、出産支援分となります。内訳と致しましては、一般不妊治療事業分として20万円を、不育症治療費事業分として10万円を計上しております。
- 99ページ、健康増進事業費の委託料には、総合健診委託料1,533万4千円を計上しております。新規事業と致しまして、胃がんのハイリスクでありますピロリ菌の抗体検査健診を実施致します。
- 103ページ、環境衛生費の負担金補助及び 交付金には、湖東地区行政一部事務組合負担金の衛生費分として626万8千円を、後期高齢者医療費の負担金補助及び交付金には、県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金9,495万3千円を、後期高齢者医療特別会計繰出金には、総額2,658万9千円をそれぞれ計上しております。
- 105ページ、清掃費・塵芥処理費の負担金補助及び交付金に、八郎湖周辺清掃事務組合負担金6,138万3千円を、し尿処理費には、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金1,105万円をそれぞれ計上しております。
- 111ページ、農林水産業費・農業費・農業振興費の負担金補助及び交付金に、農業経営発展加速化支援事業費補助金1,184万5千円を計上しております。これは、意欲ある経営体が発展するために、必要な農業機械の導入を支援するもので、要望のありました1法人に対し補助するものです。補助率は県が2分の1、町が12分の1となっております。

経営所得安定対策事業費には、八郎潟町水田利活用支援対策事業交付金460万円を 計上しております。この交付金は、経営所得安定対策事業の加入者で、転作による水田 利活用の円滑な実施と農業経営の安定化を図るため、「大豆、枝豆、野菜」の作付及び 出荷を条件に支援するものであります。

- 115ページ、土地改良施設管理費の負担金補助及び交付金には、多面的機能支払交付金として3,297万4千円を計上しております。これは、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援するため、7団体に対し、交付するものです。
- 121ページ、商工費・観光費の負担金補助及び交付金に八郎潟町地域振興協議会補助金190万円を計上しております。これは平成28年度、浦大町字鳥屋崎地内で実施する、田んぼアート関連事業に要する経費に対し、補助するものであります。
- 125ページ、土木費・土木管理費・水路等管理費の委託料には、調査測量委託料131万8千円を計上しております。これは平成27年度に実施致しました、浦大町地区水路調査の結果、全ての調査排水路が基準を満たしておらず、側溝改修の必要があるため、詳細設計業務を委託するものであります。
- 127ページ、土木費・道路橋りょう費・社会資本整備総合交付金事業の委託料・調査測量委託料に1,946万2千円を計上しております。うち1,171万8千円が町道小池線の改良に係る業務委託分であります。なお、小池線分につきましては道路敷購入費と物件移転補償費にも併せて計上しております。
- 129ページ、土木費・住宅費・公営住宅整備費には、中嶋住宅建替工事基本設計業務委託料843万3千円を計上しております。これは老朽化した中嶋住宅について、建替事業を実施するため基本設計を行うものであります。
- 131ページ、公共下水道事業特別会計繰出金には、1億4,105万7千円を計上しております。

また、消防費・常備消防費には、湖東地区行政一部事務組合負担金1億4,443万 5千円を計上しております。 133ページ、施設費の委託料には、防火水槽建設に係る設計監理業務委託料49万7千円を、135ページ、工事請負費には防火水槽建設工事費1,611万4千円を計上しております。防火水槽の設置予定地につきましては、消防水利の困難区域であります、創価学会駐車場東側の住宅地の水利を確保するため、屋内ゲートボール場すぱーく八郎潟敷地内に設置するものです。

災害対策費には、秋田県総合防災訓練費として、賃金・需用費・委託料に総額120万7千円を計上しております。これは8月21日に潟上市を主会場に、本町のほか五城目町・井川町でも実施するもので、地域防災計画に基づき、地域住民及び各関係機関の災害発生時の役割等について、実際に訓練検証をするとともに住民の意識の高揚を図る為に実施するものであります。なお、県補助金として60万円が交付されます。

143ページ、教育費・小学校費の学校管理費には、八郎潟小学校創立40周年記念事業費として、報償費・需用費、145ページ、役務費・使用料及び賃借料に総額100万1千円を計上しております。

153ページ、幼稚園費の使用料及び賃借料には、防犯カメラシステムリース料 16 万 9 千円を計上しております。これは、園児への危害防止対策として、学校評議員や教育委員等からの意見を踏まえ、設置するものであります。

161ページ、社会教育費・文化財保護費の負担金補助及び交付金には、郷土芸術活動補助金145万9千円を計上しております。うち140万円につきましては、一日市郷土芸術研究会から要望のありました、郷芸保存員の盆踊り半纏、角帯等と盆踊り保存員の盆踊り用浴衣、角帯などを購入するもので、現在不足している保存員の確保を図るとともに、新規会員の勧誘を進め、伝承活動の活性化を推進するもので、購入費の約8割を補助するものであります。

167ページ、教育費・保健体育費・体育館管理運営費の委託料に町民体育館耐震補強工事監理業務委託料108万円を、工事請負費に町民体育館耐震補強等工事費5,361万2千円を計上しております。これは平成27年度に実施した実施設計を基に、体育館の耐震補強等工事を実施するものであります。なお、国庫補助金の対象事業であり、建築計画書を国へ提出しておりますが、事業採択の結果が5月上旬の見込であることから、国庫補助金につきましては存置計上とし、財源として過疎債4,560万円を充てております。

173ページ、公債費には、元金・利子を合わせ、総額で3億3,485万1千円を計上しております。なお、179ページ、町債の借入残高は、平成28年度末で29億8,890万3千円の見込みとなっております。

また、各項目に計上されている職員人件費の総額は、175ページに記載されております。総額4億4,733万8千円で、前年度比2,096万4千円の増額となっております。

以上が、一般会計当初予算の概要であります。

議長 三戸留吉

ここで、昼食のため、午後1時半まで休憩いたします。 午後から特別会計に入ります。

> (午後0時5分) (休 憩) (午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。 議案第21号より町長の説明をお願いいたします。

町長 畠山菊夫 引き続き、提出議案の概要と提案理由についてご説明いたします。 各会計予算書をご覧下さい。

議案第21号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について

181ページ、歳入歳出予算の総額を8億186万2千円とし、前年度比5,363万4千円、6.3%の減としております。

歳入の主なものは、190ページから193ページ、国民健康保険税に総額で1億2,446万円を計上し、前年度比1,847万9千円の減額としております。

また、国庫負担金に総額で1億474万2千円を、194ページ、国庫補助金には総額で3,615万6千円を、療養給付費等交付金には総額で3,042万3千円を、前期高齢者交付金には2億3,068万2千円をそれぞれ計上しております。

196ページ、共同事業交付金には総額で1億8,042万8千円を計上しております。

198ページ、一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定 化支援事業対応分の4,652万1千円を計上し、前年度繰越金を1,300万3千円と しております。

204ページ、歳出の主なものは、保険給付費の療養諸費では、一般被保険者療養給付費に3億9,524万5千円を、退職被保険者等療養給付費に2,750万6千円をそれぞれ計上しております。

また、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に4,161万9千円を、208ページ、後期高齢者支援金等には、総額で7,849万6千円を、210ページ、介護納付金に3,541万円を、共同事業拠出金では、高額医療費拠出金に2,446万4千円を、保険財政共同安定化事業拠出金には、1億6,089万4千円をそれぞれ計上しております。

以上が、国民健康保険特別会計予算の概要であります。

議案第22号 平成28年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について

2 1 9 ページ、歳入歳出予算の総額を 6,5 8 8 万 4 千円とし、前年度比 2 1 8 万 3 千円、3.4%の増としております。

224ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で3,916万4千円を、一般会計繰入金には、総額で2,658万9千円をそれぞれ計上しております。

228ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で、6,334万3千円を計上しております。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

会議日程資料52ページ

議案第23号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規 定により議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について

予算書、233ページ、歳入歳出予算の総額を2億9,791万円とし、前年度比300万9千円、1.0%の減としております。

238ページ、歳入の主なものは、下水道 使用料に7,064万9千円を、一般会計繰入金に1億4,105万7千円をそれぞれ計上しております。

240ページ、下水道整備事業債は、総額で8,580万円としております。

242ページ、歳出の主なものは、下水道維持管理費には総額で4,984万円、244ページ、公債費の元金には、1億8,014万4千円を、利子分として5,147万5千円をそれぞれ計上しております。

以上が、公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

議案第25号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計予算について

251ページ、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を8億833万8千円とし、前年度比650万2千円、0.8%の増としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を364万2千円とし、前年度比112万8千円、44.9%の増としております。

258ページ、歳入の主なものは、介護保険料として、総額で1億3,938万5千円を計上しております。

国庫負担金には、総額で1億3,521万4千円を、260ページ、国庫補助金には 総額で6,989万8千円を、支払基金交付金には、総額で2億1,681万3千円を、 県負担金には、1億1,436万1千円をそれぞれ計上しております。

264ページ、一般会計繰入金には、総額で1億1,567万3千円を、基金繰入金は財源不足を補うため、介護給付費準備基金の取り崩し700万円を、それぞれ計上しております。

266ページ、前年度繰越金は211万1千円としております。

270ページ、歳出の主なものは、認定審査会共同設置負担金を399万9千円としております。272ページから274ページの介護サービス等諸費には、総額で6億7,210万4千円を、同ページから276ページの介護予防サービス等諸費には、総額で2,520万4千円を、同ページから278ページの高額介護サービス等費には1,81

1万円をそれぞれ計上しております。

同ページから 280ページの特定入所者介護サービス等費には、総額 4,871 万 2 千円を、 282ページから 284ページの包括的支援予防事業・任意事業費には、総額で 2,180 万 4 千円をそれぞれ計上しております。

以上が、介護保険特別会計予算の概要であります。

議案第26号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計予算について

297ページ、平成28年度の給水予定戸数を2,627戸、年間総給水量を前年度より100立方メートル少ない54万2,800立方メートルと見込んでおります。

収益的収支のうち収入の主なものは、317ページ、水道料金の1億4,042万1千円であります。

収益的支出の主なものは、319ページ、原水及び浄水費の委託料には、高度浄水処理施設のオゾン発生器等の施設機械設備の保守点検費用として806万2千円を、321ページ、動力費に浄水場の電気料として1,478万4千円を、薬品費に総額で454万2千円をそれぞれ計上しております。

配水及び給水費の修繕費には配水池修繕費として1,205万1千円計上しております。

323ページ、有形固定資産減価償却費には5,653万7千円を、325ページ、企業債利息には957万4千円をそれぞれ計上しております。

327ページ、資本的収入には、浄水場電気設備更新事業分として、企業債に1億3,700万円を計上しております。

資本的支出には、浄水場電気設備更新工事の設計監理業務委託料623万2千円を、同工事費として1億5,333万9千円を計上しております。これは平成26年度から27年度にかけて実施した受変電盤に続き、老朽化により危険が生じている動力設備盤及び中央監視盤の更新工事を行うものであります。

また企業債償還金には、4,092万7千円を計上しております。

以上が、上水道特別会計予算の概要であります。

以上の各会計について、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24 条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、何卒ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第7、議案第6号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号) についての質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、4番 石井君

4番 石井清人 補正予算書の25ページですけれども、聞き漏らしかも知れませんが、企画費の1節 報酬のNPO設立準備委員報酬ですけども、これは何を目的としたNPOを予定してるのか、そこを教えてください。

産業課長 加藤貞憲 NPO法人の件でございますが、総合戦略の中でも説明されていると思いますが、 空き家対策に関しましてNPO法人に委託し、今後総合戦略の各施策の中の部分について対応していきたいと考えておりまして、そのためのNPO法人を設立するための予算として計上させていただいております。なお、この委員報酬につきましては、まだ現在 審議委員は未定となっておりますが、15人程を予定としております。

議長 三戸留吉 他に、はい、6番 柳田君

6番 柳田裕平 ちょっと単純で申し訳ないのですが、今のページの一番下にある、若者イベント1, 050千円、これ確か私の記憶では3月の当初予算1,000千円あったと思いますが、 その経緯、事情を教えてください。

副町長 千田清 この件については先程町長の提案理由にもありましたが、加速化交付金ということで、 100%交付金事業でございます。それで採択になればということで、3月中旬から下 旬が採択なるかならないか決まります。本来であれば当初予算にあげるべきでございますが、今言ったように100%交付金でございますので、これは繰越明許にするということでございます。なお採択ならない場合は、4月の早い段階で議会を開いて補正予算

を組むという段取りになっています。

議長 三戸留吉 他に、はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 まず最初に、普通交付税が248,259千円、普通交付税が増えています。この増 えた根拠はなんですか。

副町長 千田清 208,575千円ですが、特別交付税については湖東厚生病院の分についてでございますので、割愛させていただきますけれど、普通交付税については、当初低く見ていると、これは歳入を確実なものについて見ているということでございまして、交付決定がされたということでございます。

5番 加藤千代美 普通交付税については、根拠が明白なので、そんなに動く数字ではないと思うのですよ。低く見るとかじゃなくて、248百万これ相当の根拠がないとこの数字は上がってこないんじゃないかと思うんですよ。この根拠が何か変わったが故に出たのかなと思って聞いたのです。

副町長 千田清 今ちょっと、資料等ございませんので、後でご説明いたします。

5番 加藤千代美 この歳入全体と歳出の中で、歳入で増えているのは確かに地方交付税であります。全体で142,277千円の繰越金を出しております。その中で312,463千円の補正額を出してます。総務管理費の中で、これは財政調整基金です。全体で合わせますと4億いくらが不用額として出てきているわけです。一番大きいのは、35ページの中で農業基盤整備促進事業費補助金、これが121,965千円の減額となってます。これについて先程町長は、国の決定額がなかった、こういう説明をしております。ただ昨年度、我々平成27年度予算審議する時に、追加資料として出されたものを見ますと、区画拡大が14.4~クタール、暗渠排水で71.67~クタール、人数にして区画が18人、暗渠で69人、合計で87人という数字を出して、私たちに説明してるわけです。これがなぜ更正しなければいけなかったのか、その理由をお聞かせください。私に言わせると、これくらいの不用額をだすということは、事業をやってないということを意味するのではないかという気が、それについてはどうですか。

産業課長 加藤貞憲 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。この35ページの農業基盤整備促進事業費補助金でありますが、これは国の10/10の補助事業であります。27年度この事業、要望調査が国から県にありまして、県から町に要望調査を実施いたしましたら、国の方で予算化しませんでしたので、この10/10事業の実施はできなかったということで今回減額させていただきました。

5番 加藤千代美 国の方で予算措置しなかったということですか。

産業課長 加藤貞憲 はい、国で予算化しておりません。

5番 加藤千代美 では他の町村については、この補助金がきて、基盤整備をやっているということにつ いては、どう説明しますか。

産業課長 加藤貞憲 この事業の名の下でやっている市町村は、全国で無いはずです。

5番 加藤千代美 暗渠排水や区画整理事業は、無いということですか。

産業課長 加藤貞憲 その件につきましては、事業名が違う事業で行っているものと思います。私の手元 の資料でございますが、これも国の10/10事業でございますが、事業費の額それから面積率受益者数の数などによって、事業費、事業の採択が決まっておりますが、事業 名は農地耕作条件改善事業という事業名でございます。

5番 加藤千代美 では八郎潟町では、その名称に変わった時点で、これを要求してなかったということですか。

産業課長 加藤貞憲 今のご質問ですけれども、要求はいたしました。いたしましたが、分母が農業基盤

整備促進事業の分母といたしまして、対応する面積なんですけども、農地中間管理事業で預けた面積と要望総量の面積の割り算で5.4%ということで国の採択の目安は10%以上となっておりますので、本町は該当いたしませんでした。

- 5番 加藤千代美 最初から説明してくださいよ。要は中間管理機構を利用しなかったために、この予算 配分がなされなかったということでしょ。中間管理機構の利用率が少なかったために、 これに該当しなかったということでしょ。違いますか。
- 産業課長 加藤貞憲 一番最初のご質問の内容とかなり変わってきているようですけども、中間管理事業 に面積等は補正予算等も減額しておりますが、出し手の不足によりまして事業量は減っていることは確かでございます。今後とも広報等により事業について説明していきたいと考えております。
- 5番 加藤千代美 ちょっと説明が違うんじゃない。私が聞いているのは、あなたが最後に言った、要はこの事業というのは中間管理機構を利用して農地移動をなさった人に対してこの制度は当てはまりますよ。従って分母が大きくて利用率を換算していくとその%になったものはこの事業をやりますよ、となってますね。それがためにあなたは、平成27年度の予算の時に要望をとって事業を実施しますよ、こういうことを言ってるんじゃないの?それが2、3回落ちて、この事業名が変わって、今度はこうなりましたと言ったんだけど、最初に私が言ったのが正しいんじゃないの。
- 産業課長 加藤貞憲 事業名が変わったということではなくて、基盤整備促進事業は予算化されずに、新 たに事業名が農地耕作条件改善事業という風に、別の事業が国で予算化されたわけです。
- 5番 加藤千代美 ではもう一度聞きますけど、平成27年度に要望を出されたその人たちには、どうい う説明をされているんですか。
- 産業課長 加藤貞憲 本年2月に国の27年度及び28年度の予算措置状況について各農家に通知をお出 ししております。文書を読み上げたいと思います。

本年度も残すところ約2ヶ月となりました。本件につきまして現段階で、国・県ともに平成27年度及び28年度の予算措置に関する情報提供が一切ありません。このことから補正予算及び当初予算で本事業を実施することが困難と思われるため、区画拡大、暗渠排水施行を行う場合であっても、本事業の補助金は交付されませんのでご注意願います。今後情報が入り次第、改めて通知させていただきますので、よろしくお願いします。

という文書を出させていただきました。

- 5番 加藤千代美 問題は2つあるわけですよ。最初に言ったように、中間管理機構を利用したものについてはこの事業に適用になりますといった観点、私が言ったのが一つ。それからあなたが最後に言ったのは、事業名が変わったものについては、他町村ではその事業をやっているということ、この2つあります。この事業名が変わったのはいつですか。
- 産業課長 加藤貞憲 先程もお話ししましたが、事業名が変わったのではなくて、新たに国の方で農地耕作条件改善事業というのを行っているわけです。事業名は変わっておりません。
- 5番 加藤千代美 では、その事業が新しく出たのに対して、せっかくここで27年度の応募者数とった のだから、これになぜ対応しなかったのですか。
- 産業課長 加藤貞憲 先程も申しましたが、要望総数量が先程お話ししたとおり、農業基盤整備促進事業 を分母として使っておりました。そしてその割り算する面積についてですが、農地中間 管理事業を利用した面積を当てはめております。その為に10%に満たないため採択を 受けることができませんでした。県・国に対しては、要望書は提出しております。
- 5番 加藤千代美 ではもう一つ聞きます。いま後者に言った事業について、中間管理機構で行う面積の 部分が少なかった、この理由は何ですか。
- 産業課長 加藤貞憲 理由は、出し手件数が少なかったということになります。このことにつきましては、 県とも会議等開いておりまして、町も県も出し手の掘り起こしをするということで、話

し合いをしております。先程申したように、広報等で今後とも周知していきたいと考えております。

5番 加藤千代美 もう少し正直に答えてください。出し手が少なくなった理由はなんですかと聞いてるんですよ。

産業課長 加藤貞憲 予算を置く時には見込みでおいております。最初から十人の農家がいたという判断 では予算は置いておりませんので、その点についてはご了解いただきたいと思います。

5番 加藤千代美 細かい部分については、委員会発議にて中身を精査します。

議長 三戸留吉 他にありませんか。はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 今の加藤議員の関係、私もちょっと聞きたいなと思っていたんですが、かなり今の やりとりで理解できたと思っていますけれども、やはりこれは農家の調査も行っており ますので、更にこれからケアして説明していくということですけれども、今までこの補 正で更正をかけていく前の段階で農家にはどういう対応しているのか、これちゃんとや っていただきたいと思います。そうでないと、ちゃんと答え出てから後からというのも わかるけれども、今の場合だと年度内にできるかもと思ってるかもしれない農家に、今 までどういう風な対応してきているのか、これ1つ。

あとこれは付け加える必要もないと思いますけども、私この間地域の農家の方と色々お話しすることがありました。この前の議会でいわゆる3万円を5万円にという議論ありまして、これ良かったと思ってます。こういうのやはり町の貴重な財源を使ってるということをPRしていただきたいと思ってます。

それから私はこういう農家でないのでちょっとわからなかったけれども、大豆キロ当たり20円町単で上乗せして、というようなこともあるので、町がこういう風に頑張ってるんだよということも、今のような事例も絡めてちゃんと説明PRしておかないと、後からではなくて、なるべく事前に周知するようにお願いしたいと思います。

その点、今までの希望者にはどういう対応してきているか、ちょっとお願いします。

産業課長 加藤貞憲 基盤整備促進事業の件についてでありますけれども、農家個々からの問い合わせ電話がかなりありました。秋の段階で籾殻を準備するということで、話はありましたけども、これについては国の方から予算化について今のところ全く情報がない、確実性もないので、まず自分で補助暗渠等やる場合もありえるので、用意しておいていただきたいという話はしております。ただしあくまでも交付決定をされてからでなければ手を付けられないので、この件についてはもう少しお待ちいただきたいということで話をしておりました。

そして年明けてから、国の概算要求がありまして、その概算要求の中で27年度補正、それから28年度当初予算の内容を精査したところ、この基盤整備促進事業、事業として載っておりませんでしたので、県の方に確認したところ、これについては国では予算要求してないので、事業の実現はない、それと先程加藤議員さんの方にもお答えいたしましたが、農地耕作条件改善事業という事業名に新たに変わってこれからは進めて行く、分母となるのは、あくまでも農地中間管理事業なので、進められる面積が焦点になっていくということで、これについては県及び各町村とも中間管理事業について進めて行くようにお願いしたいということで、会議の方で話がありました。

11番 近藤美喜雄 やはり先程、加藤議員からもありましたが、よく理解できない、例えば他町村でやってるんじゃないかとか伝わってくるわけで、そういうのが本当に農家の説明がちゃんといってるのかどうか、我が方の町ではできないものなのか、できるものなのか、わからない、他でやってるんじゃないか、なぜおら方でやらないの、こういう風なことになるので、やはり説明がないと、ちゃんとしてないと、と思ってます。よろしくひとつお願いします。

それから委員会が違いますので、25ページ、商店後継・起業者支援交付金、もうつつ、ふるさと回帰支援交付金、ここのところ、もうちょっとわかるように。

産業課長 加藤貞憲 商店後継・起業者支援交付金について、ご説明いたします。現在、商店街の後継者 不足等によりまして、閉店が徐々に増えてきております。その中で商店街の活性化のた めに、商店後継者の後押しをしたいと考えております。商店を後継して2年以内、また は起業して2年未満となっている45歳未満の商工会員の商店主に対して、経営支援金として月額2万円を最大3年間支給する計画でございます。それで一応5年間で支給人数を15人くらいになればいいなということで、考えておりますが、今年度の予算といたしましては、5人分、1, 200千円の予算を計上しております。

それから、ふるさと回帰支援交付金についてでございます。これにつきましては、町の定住人口の増加を図るため、地域の活性化に資するためということで計画をしております。内容といたしましては、八郎潟町に在住し、町内外に勤務する移住・定住者に対し、奨励金として年間3万円を最大3年間支給する計画であります。これはA夕ーン者であり、または新卒者で、45歳未満で公務員等を除く予定でございます。5年間で3万円、最大で40人を考えておりますが、今年度の予算につきましては、A夕ーン・新卒者共に10人の30万円を予算計上させていただいております。

なおAターンというのは、秋田県にUターン・Iターン・Iターンと3つのターンがあるわけですが、秋田県に帰ってきたものに対し、移住したものに対しては、秋田県ではAターンと申しておりますので、当町ではAターンという風に、お話しさせていただいております。

11番 近藤美喜雄 今の関係は町単独事業と解釈していいですか。

副町長 千田清 何回も申し上げてるとおり、この今の関連事業は、全部加速化交付金事業でございます。従って明日一般質問が入ってますので、その時に詳しくご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 三戸留吉 他に、はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 25ページ、ここで私の聞き間違いかわかりませんけど、NPO設立準備委員報酬とあります。これは行政が主体となってNPO設立法人に対して報酬を出すということですか。

副町長 千田清 何度も申し上げますとおり、ここのNPOの設立からは、ほとんど加速化交付金事業 になります。従って明日一般質問ございますので、その時に詳しくご説明いたします。

5番 加藤千代美 明日あるかも知れませんけど、今までNPO法人設立については援助しませんよと、 私これ2回質問してるんですよ。それでここに今これ出てきたので、それだけは説明で きるでしょ。

町長 畠山菊夫 以前も加藤議員からそういうご質問伺っておりますけれども、NPOに対して支援をしないということは、一度も言ったことがありません。

5番 加藤千代美 いやいや私が出した広報見ればわかると思いますけれども、NPO法人は個人が設立 するものなので、それに対しては援助しない、そう答弁してるんですよ。いま私が何で 聞くかというと、私はいまGPIに対して書類申請してるんですよ。これは特許です。 私が質問したものについては補助しないと言っておきながら、いまここでNPOの設立 については、委員報酬出すというのは、矛盾してるんじゃないかなと。

町長 畠山菊夫 議事録みればわかりますが、私は支援しないとは一度も言っておりません。

議長 三戸留吉 はい、他に、5番 加藤君

5番 加藤千代美 39ページ、道路橋梁費、工事請負費、当初予算79,086千円、これが減額10,711千円なってます。なぜこれが減額になったのか。

建設課長 吉田久壽 お答えいたします。これは国の交付決定が7割程度でしたので減額なってます。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第6号についての質疑を終わります。 次に、日程第8、議案第7号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号) について、質疑を行います。質疑ありませんか。 (質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第7号についての質疑を終わります。

次に、日程第9、議案第8号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第8号についての質疑を終わります。

次に、日程第10、議案第9号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。

次に、日程第11、議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。

次に、日程第12、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第11号についての質疑を終わります。

次に、日程第13、議案第12号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について、 質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。

次に、日程第14、議案第13号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例の制定について、 質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第13号についての質疑を終わります。

次に、日程第15、議案第14号 職員の退職管理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第14号についての質疑を終わります。

次に、日程第16、議案第15号 八郎潟町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専 念する義務の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、4番 石井君

4番 石井清人

この議案について、私よくわからないんだけれども、というのは教育委員さんは非常 勤特別職です。教育長さんは、一般職の扱いでずっと来てあったんですよね。今回、地方教育行政法の改正によって教育長さんが特別職になるということで、前段の条例も変えてるんだけども、そこで教育長さんが特別職になった場合に、勤務時間休暇条例と職務に専念する義務において専念条例を、教育長さんにということなんだけれども、そもも勤務時間休暇条例は地方公務員法の定めによって条例化させてます。それから職専念条例も、地方公務員法の規程によって条例化されてるんですが、地方公務員法は一般職に適用される法律で、特別職に適用される法律ではないんです。私はそう覚えてきたんだけれども、その一般職に適用される条例を特別職の教育長さんに適用させるという意図がわからないんですよね。ということと、ここでこの条例の意味は何かなということがちょっとわからないんですよ。

それから特別職は教育長さんだけでなくて、町長さん副町長さんも特別職なんだけれども、そうすると町長さん副町長さんは無くて、教育長さんだけにこれを作るという意味は何なんですか。もし必要であればこの条例は八郎潟町教育長の、というのでなくて、

八郎潟町の特別職の勤務時間ということになれば意味もわかるんだけれども、ただしかし、それでも町長さんは24時間勤務、土日も勤務、365日の勤務だから有給休暇付けるとか職専念つけるとかの意味がどこにあるのかなというのがわからなくています。まずそれ私も勉強不足のところもあるので、委員会の中で職員の皆さんから聞きながら勉強したいと思いますので、特に答弁はいらないです。

議長 三戸留吉 他に、はい、8番 北嶋君

8番 北嶋賢子 今の石井議員の関連ですけども、私は委員会外だから委員会の中で話しされてもわからないものですから、ここで聞きたいと思います。

教育課長 渡部広保 ご答弁いたします。まず今回の条例の制定については、町教育行政法が改正になって、その条例の改正文の中に、教育長は常勤で更に職務に専念する義務というのを明確に示されたということを受けまして勤務時間と職務専念義務の特例というのが出てきますので、その法令の中で条例によって行わなければならないという規程がございますので、今回条例として上程させていただいております。

町長、副町長については、法律法の中で明確な規定はされておりませんので、町の条例の中でもそういう勤務時間等に関することは、制定していないということであります。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第15号についての質疑を終わります。

次に、日程第17、議案第16号 八郎潟町郷土芸能会館設置条例の制定について、 の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、4番 石井君

4番 石井清人 議案第16号のことなんですけども、今まで町長頑張って色んな施設作ってきました。この前は駅前に交流館「はちパル」作りまして設置条例つくってきました。その前に浦大町に「地域史料館」作りまして設置条例つくりましたけども、そういう条例の流れをみていくんですが、そうするとこの議案第16号の条例の第3条に「会館は町長が管理運営する」とあります。そしてまた読んでいくと第6条に「町長は会館の管理に関する事務を委託することができる」ということで、3条と6条を比較すると矛盾するんでないかなという気がするんですよね。これ自治法の中では、公の施設は町の直接管理か、委託する場合は指定管理、どちらかの方法しかないもんだから、3条と6条を併記する条文の書き方は、私はちょっと変だなと思っています。しかもまた思うに、郷土芸能会館を使いやすくするとすれば、やはり郷芸さんが鍵を管理していった方がむしろ使いやすいのではないか、というのもあって、指定管理者も一緒に出せばよかったのでないかと思ったんだけれども、そういうところの考え方は、私の疑問点を解明してほしいのですけども。

産業課長 加藤貞憲 ただいまの石井議員さんのご質問にお答えいたします。3条の会館管理に関することと、6条の管理の委託に関することなんですけども、郷土芸能会館については、ご存じのとおり一日市郷土芸術保存会の備品等の収納がございますが、これに併せまして町で管理する一日市盆踊り関係の資材が相当分ございます。それで今の所は町が直接管理したいという考えでございます。ゆくゆくは郷芸さんと相談しながら管理について検討していきたいと思っております。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第16号についての質疑を終わります。

次に、日程第18、議案第17号 八郎潟町立農家高齢者創作館設置条例を廃止する 条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第17号についての質疑を終わります。 次に、日程第19、議案第18号 第6次八郎潟町総合計画(基本構想・基本計画) の策定について、質疑を行います。質疑ありませんか。 (質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。

次に、日程第20、議案第19号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の策定について、 質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第19号についての質疑を終わります。

次に、日程第21、議案第20号 平成28年度八郎潟町一般会計予算について、質 疑を行います。質疑ありませんか。

はい、7番 伊藤君

7番 伊藤秋雄

3点ばかりお願いします。99ページ、総合検診委託料、先程の町長の説明の中では、新規事業ということで胃がんのハイリスクであるピロリ菌の抗体検査等とのことですがそれは無料なのか、どういう検査をするのか、実は私も今月の末にピロリ菌の検査をしますが、どういう人を対象にやっていくのか、そこ辺り説明をお願いします。

保健課長 小栁鉄秀 ピロリ菌の件につきましては、総合早朝健診の中の事業として行うことになってま す。血液検査ということになってます。その後判明した場合は、自己負担でやってもら うということで、あくまでもピロリ菌がいるか、いないかという検査です。

7番 伊藤秋雄 これは血液検査だけでもわかるものですか。

保健課長 小栁鉄秀 保健事業団と協議をしておりますけれども、血液検査でわかるということでした。 ただし、薬を服用して改善する為には、病院に行ってもらって胃カメラを飲まないとい けないということですので、今の段階では、ただいるか、いないかだけの判断になりま す。

7番 伊藤秋雄 はいわかりました。私も呼気検査までいっておりますが、一週間薬を飲んで検査する というとこまでやりました。前と変わったのかなと感じております。

それから131ページの、湖東地区行政一部事務組合負担金ですが、当初予算では昨年137,317千円計上しておりました。今回の補正では4,857千円が減額になっております。これを見ますと今回は144,435千円と上積みなっておりますが、これはどういう関係で上積みなったのか。

町民課長 一ノ関一人 先程の補正予算の減額については、平成26年度の繰越金の対応によりまして財源がうまれたということで減額補正しております。それからこの度の増額分については、 人郎潟分署等の外壁等の改修工事がありますので、その分の増額となっております。

7番 伊藤秋雄 ありがとうございます。それから167ページ、5月上旬見込みである国庫補助金については、体育館、いつ頃から工事に入るのか、何ヶ月くらいでできるのか、その間使用しているサークルや団体あると思います。そういう人たちを今後どうするのか、それをお願いします。

教育課長 渡部広保 伊藤議員のご質問にお答えいたします。まず工事でございますが、いずれ町長が提案理由で説明いたしましたとおり、現在国に申請中ということで、その結果が5月の上旬ということになっております。ですので、発注時期としては、その結果が出てからということで、早くても6月に入るかと思います。工事期間については、約3ヶ月を見込んでございます。その3ヶ月工事に入った期間、ご質問のとおり利用なさってる団体の皆さま、使用できなくなるということになりますので、その件につきましては、新年度に入りましてから、その関係の団体と協議していきたいと考えております。

7番 伊藤秋雄 これから協議していくということですが、例えば中学校の体育館を夜間利用できないものかという要望がかなりあります。そういうところ考えてもらえないものか、どういうものでしょう。

教育長 江畠廣 お答えします。3ヶ月間も使えないということで、大変ご不便をおかけするわけで、

私どももできるだけ代替えのものを考えていきたいのですけども、中学校の体育館につきましては、学校施設でありますので、学校の方にできるだけ迷惑がかからないような 状態でどのくらい調整できるか、ということになるかと思います。

もう1点は、いま1つの課題として他の団体が、合鍵の問題なんですけども、学校管理から離れた部分がありまして、色んな父兄の方が鍵を持ってるという1つの課題もあります。学校の方に夜間管理をお願いするということにならないと思いますので、その点について委員会としてどのくらい管理できるかということも踏まえながら今後の相談になるかと思います。

いま言えることは慣例で使わせるとかではなくて、状況を把握して使える部分は使わせてあげたいなという風に考えております。

7番 伊藤秋雄

いま教育長さんから、ちょっと前向きな答えもでておりますが、なるべく各団体に使用させてもらえればありがたいものだと、前向きにお願いします。

このことについて、体育館の年次計画はまだできておりませんか。ということは、この前の時はソフトテニスの小学生が練習する時、すごく寒いという苦情を聞きました。バトミントンの父兄からも言われました。年次計画に暖房設備も付けてもらえればありがたいと思いますので、要望しておきます。

議長 三戸留吉 他にありませんか。はい、4番 石井君

そこ教えてください。

4番 石井清人 129ページの中嶋住宅建替工事基本設計業務委託料ですけども、中嶋住宅は老朽化しておりますし、2階に上がる階段も使えず入居させておらないわけだけれども、現に入居しておる方があちらに一人こちらに一人といるんです。町の人たちに言わせれば、1箇所にまとめればいいという話をする人もいるんですけども、この後中嶋住宅を建替工事するためには、私がいま言ったようにどこか1箇所に入居してもらうという考えなのか、それとも空いてるところに移ってもらって建替えるという計画なのでしょうか。

建設課長 吉田久壽 現在中嶋の住宅は直しておりません。仮に直すとすれば莫大な費用がかかるわけです。それで現在は政策的なことで入居させておりません。これから建替需要が始まるわけですけども、現入居者については、他の団地の住宅へ入居させるか、または民間の住宅へ入居させた場合は家賃補助するとか、色々な事情がありますので、それに合わせてやっていきたいと思います。

議長 三戸留吉 他に、はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 小規模多機能型居宅介護事業建設に対する補助金、これ後ろの文面を読んでいくと、 トンネルの補助金ですか。県から補助金全額出ますよ、と書いてあるんですけども、町 が計画していく補助金ですか。

福祉課長 小野良幸 トンネル補助金でございます。

5番 加藤千代美 一般会計の予算書に基づいて質問したいと思います。事業別地方債現在高と、一番最後にあります平成28年度普通会計借入地方債普通交付税算入対象の状況ということで、この地方債現在高をみていきますと、公共事業債やその他は減っているんですが、臨時財政対策債は増えてます。全体的に今年は負債額が増えてるような気がいたします。地方交付税算入とありますけども、地方交付税算入になってきますと、いわゆる償還が見込まれる額が充当されるということですから、地方交付税が増えても何ら使える額が増えないんじゃないか、という感じがしますがその点についてまずお伺いします。

次に、この資料の9ページの中にあります臨時財政対策債は92,000千円おかれてます。これは100%地方交付税算入になるということだと思うんですが、その他の過疎対策事業債105,100千円くらいになります。これ70%算入するというんですから73,570千円、これ交付税算入になります。こういうことですか。それで一般財源が31,530千円になる、こういう見方でいいですか。

副町長 千田清 私ではちょっとわかりかねますので、後で資料を提出させていただきます。

議長 三戸留吉 他に、はい、11番 近藤君

- 11番 近藤美喜雄 ちょっと確認をしたいと思います。今まで色々あったので、よく分からないところ あったので。中嶋住宅の建替の基本設計を立てるわけですけども、町の基本的な考え方、 どんな住宅にしたいのか、何か考えがあるのか、もう一度確認したいと思います。 もう一点は、最後のところに公有財産購入費がありますが、何か考えられるものがあるのかお願いします。
- 建設課長 吉田久壽 中嶋の住宅の建替については、事業に従って粛々とやっていく計画でありましたが、 県の方から若者が入りたい魅力ある住宅を建てたいということで、先に長期計画を立て ました。それに従って今回は基本設計をやっております。

副町長 千田清 これは特別ございません。

議長 三戸留吉 他に、はい、10番 伊藤君

- 10番 伊藤敦朗 防犯カメラの運用について教えてください。防犯カメラ、幼稚園の方に付けるようなんですが、被害防止ということで付けるようなんですが、これは犯罪に対する抑止力というかたちで付けるのか、あるいは常時観察して、誰かみてる人がいるということでなのか、もしくは例えば有事の際のために付けるものなのか、その辺のところ教えてください。
- 町民課長 一ノ関一人 現在の防犯カメラについての考え方としては、設置する防犯カメラについては、 約1週間くらい録画するものを想定しておりますので、常時見るというようなことでは なくて、何かあった場合にそれを確認する意味での防犯カメラとなります。その意味で も先程言いましたように、抑止力、何かあった場合の早期解決のために確認する等で利 用されることになります。

議長 三戸留吉 次に、はい、8番 北嶋君

8番 北嶋賢子 125ページ、調査測量委託料1,318千円、私どもの委員会ですけども、経過からやはり皆さんにも知っていただきたいと思いまして質問しました。というのは、去年測量をしてたんです。その件に関しては、何回も質問してきましたけれども、測量していたものですから、これで工事に着手するんだなとみてました。そしてこの説明資料が家にきて愕然としました。浦大町水路調査の結果、全ての調査排水路が基準を満たしておらず、側溝改修の必要があるため、という説明資料がきたので、こんなに危険な所に住んでたんだなと改めて思ってます。それで改めて測量業務委託するということで、1,318千円あがってきたんですけども、これからたくさん浦大町に人が集まって来た時に、急に雨に降られて今のような状態になられても困るので、当初予算にあがっておりますので早急にやってほしいなと思います。

議長 三戸留吉 委員会の時また詳しく質問してください。他に、はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 町長に基本的な事を聞きたいと思います。今年の予算は、骨格予算ですか、通年予算ですか。

町長 畠山菊夫 通年予算です。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第20号についての質疑を終わります。 次に、日程第22、議案第21号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算 について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第21号についての質疑を終わります。

次に、日程第23、議案第22号 平成28年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第22号についての質疑を終わります。

次に、日程第24、議案第23号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第23号についての質疑を終わります。

次に、日程第25、議案第24号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第24号についての質疑を終わります。

次に、日程第26、議案第25号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第25号についての質疑を終わります。

次に、日程第27、議案第26号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第26号についての質疑を終わります。

次に、日程第28、請願・陳情について、上程します。お手元に配付しております請願・陳情は、陳情4件であります。

提出された議案並びに請願・陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載の とおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から委員会 室を報告させます。

事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。

議長 三戸留吉 これより、各常任委員会を開いていただきます。明日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦労様でした。

(午後 2時49分)

平成28年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 平成28年3月9日(水)

議長 三戸留吉

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。なお渡部総務課長は、病気療養中のため欠席いたしております。

日程第1、これより一般質問を行います。

最初に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義

おはようございます。3.11も明後日なんですけども、復興半ばの方々は大変気の毒でございます。一日も早い復興を祈りながら一般質問に入りたいと思います。

ところで私、今日の質問にあたりまして、一番大きな刺激になりましたのが、2月19日八郎潟小学校の「八郎潟みらい学」発表会があった際、招待されまして、子どもたちが純粋に町の姿を考える、特に6年生の活性化に向けた観光プランの提案に非常に感銘を受けまして、それで昨年も創生に対して質問したんですけども、純粋な子どもたちの姿に惹かれまして、更にもう一度質問して、町当局の考えをお聞きしたいと思いまして質問させていただきました。どうか真摯なるご答弁をお願いいたします。

私たちは、普段何気なく「地域づくり」という言葉を使っています。けれども改めて、地域づくりとは何か、と考えはじめると、よくわからなくなってしまいます。「地域の活性化」や「地域振興」という言葉に置き換えても、それが何を意味するか、必ずしもはっきりしません。その原因の一つに「地域」という言葉の不確かさがあるといえます。

「地域」が何を指し、それがどのような内容と仕組みをもっているかを正確に理解しないで「地域づくり」とか「地域活性化」をいくら声高に叫び、闇雲に突き進んだとしても、その努力は徒労に終わることが少なくありません。これまでの地域開発政策や地域活性化政策のほとんどが機能しなかった原因は、それぞれの地域が持っている個性とは関係なく、時々の国の示す開発政策を全国どこでも同じように展開したことに起因していると思います。そのためにも、地域や、またその地域経済の内容と仕組みを正確に知った上で、自分たちの地域が置かれている位置と、その個性を見極めて地域独自の地域づくりの方向性や具体策を考え実行していくことが必要だと思います。

そこで質問の一つに入りますけども、第5次基本構想に対する検証は、ということで 通告しております。

八郎潟町総合振興第5次基本構想は、平成18年に策定され平成27年度までを計画期間とし、基本構想は「人・環境・文化のきらめくまち八郎潟」を基本理念に、行政の各分野における施策や事業を長期的な視野に立って総合的に体系化し、基本構想編の体系ごとの現状と課題に対応する施策並びに主要事業を明らかにするためのものであると明記されております。

そこで、第5次基本計画策定にあたっての平成18年当時からみますと、現在の社会的な状況の変化は大きく変動しております。しかしながら、ここに示した各施策の成果指標結果についての評価を実施している各成果指標の達成状況を細部に精査し、その旨の指標を検討しておることと思います。その結果をお示し願います。

例えば、各施策の評価結果については「目標値を達成できた、もしくは大幅に上回った、概ね達成した」が何%で、「半分程度達成できた、4分の1程度達成ができた、もしくは未実施」がどのくらいあるかなど、その判断と各施策の推進の取り組み状況の評価項目が何項目にわたって評価され、それがどのように役場内で共有されているか、今後の対策と合わせて検証をどう捉えているのか、町長の所見をご報告お願いします。

町長 畠山菊夫

金議員のご質問にお答えします。

このことについては、1月13日に開催した議会全員協議会でもありましたが、基本構想における検証は、これまでは内部、庁舎内で事業実績等を基に成果や課題等を整理して、新規計画の策定時に審議委員へ示してきておりました。今回の第6次総合計画の策定においても同様であります。

また、これまでの計画には成果指標を載せていませんでしたが、今回から成果指標を

設定し、より効果的・効率的な総合計画を推進することを目的に、施策目的の達成度を測ることとしております。

3番 金一義

今回、載せてないということなんですけども、行政報告その他色々に、今後の町の取り組みに対する指針というのは評価してございますけれども、とりあえず町長個人的にこの10年間の中で、過去5年で見直しの時期もありましたけれども、その見直したあとでも結構ですけども、この部分は評価されたのかな、というのがもし個人の感想としてありましたら、よろしくお願いします。

町長 畠山菊夫

途中で見直しの時期もありました。それで全体的な意見としましては、議員の皆さまにお渡ししております総合計画の冊子の15ページから成果と課題については掲載しておりますけれども、概ねそのような感じで捉えております。

3番 金一義

先程も前段で話しましたけれども、地域振興というのは自治体の間の競争だと思うわけですよ。特に今回の地方創生というのは画一化されたものでなくて、地域地域のあらわしたものに対する評価がされて、補助対象になるわけでございますけれども、先ず持って今までの評価を根底に、今後策定される第6次構想の主眼はどこにおいているのか、町長個人としての考え方ありましたら教えてください。

町長 畠山菊夫

私個人としては、これから人口減少進んでいきます。人口減少進む中でも、やはり生産年齢人口、こういう部分が減っていく場合に於いて、もちろん税収も減っていきます。そうした中でお年寄りの皆さんが5年ぐらいは増えて、それ以後は横ばいでありますけれども、その皆さんを今後どうしていくかとなれば、やはり60代70代のシニア世代の皆さんの活用、町民と行政との協働の町づくりを主眼に置いて進んでいって行かなければとは思ってます。

3番 金一義

まずその素を持って、町づくりに今後進んでいっていただきたいと思います。次に、活力のある町づくり構想と取り組み、ということで質問いたします。

2014年5月、日本創生会議・人口減少問題検討分科会が全国の半数にあたる896市町村を「消滅可能性都市」と名指しして以来、人口減少対策は全国の自治体に共通する課題となっております。

本町も例にもれず、少子高齢が進んでおり、かつ過疎地域に指定され、他の類似町村と同様に若者の人口が流出して高齢人口が多くなり、結果として活力が失われつつあり、何とかして活性化しなければならないと考えつつも、何ら施策も打ち出せないのが現状です。

人口減少に立ち向かう方法は、急激な人口減少を押しとどめることだけではありません。これからの時代、少ない人口でも人々が支え合って生涯活き活きと暮らせる地域社会をどう作っていくかが、問われていると思います。そのためにも、人口減少に立ち向かうために、次の戦略をあげてみました。

「子育て環境整備」「地域おこし協力隊の活用」「新規就農者の支援」「地域出身者との関係強化」等があろうかと思います。これを念頭に、次の質問をさせていただきます。 1つ目として、本町の地方創生事業の取り組みについて、お伺いします。

これは昨年度も質問しておりますけれども、地方創生と一言でいうと、地域経済を振興し若者を中心に地方の人が地元で職を得、豊かに暮らせるように、また人口減少対策にもしていこうとの事業であります。本町でも地方創生を進めるための総合戦略つくりを進めておると思いますが、昨日の行政報告にもございました。ここには実効性のある目標や施策の基本的方向、具体的な施策、雇用を創出する、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望を叶える、地域社会を形成する、の4つの政策分野について、具体的な取り組みを進めるとしておりますけれども、この行政報告の中身について、ちょこっと触れさせていただきますけれども、まず1つ目、雇用創出をするとありますけれども、この基本的な考え方というのは、どこに主眼をおいているのでしょうか。

町長 畠山菊夫

2番目の、活力あるまちづくり構想と地方創生についての質問だと思いますけれども、本町の総合戦略は、人口ビジョンを踏まえ、平成27年度から平成31年度の5年間に取り組む目指すべき方向、基本目標、基本目標達成のための基本的方向、具体的施策及び重要業績評価指標をまとめたものであります。

そうした中、本町における基本目標は、雇用を創出する・ひとの流れをつくる・結婚 ・出産・子育ての希望をかなえる・地域社会を形成するとしており、この目標を達成す るためには各施策の実効性を高める必要があります。特に、元気なシニア世代のスキルやノウハウを生かしたシニア世代組織の設立を目指し、効果的に進めることとしており、これまで以上に町民と行政が一体となってまちづくりを進め、町の活気化につなげたいと考えております。

3番 金一義

それは昨日の行政報告の中の文言だと思います。この文言の中の具体性をお聞きしたくて、昨日の行政報告のコピーを持って来て質問させていただいてるんですけども、基本的には地方創生の文言と一緒なんですよ。はっきりいって雇用創出・人の流れ、要するに地方創生の中に盛られている文言だと思います。私も地方創生はインターネットで見てきておりますけれども、ということでさっき話したように具体例をお聞きしたのは、雇用の創出がどういう形で行われるのかな、そこら辺の考え方がどうなってるのかなということでお聞きしてるんですけども、何かありますか。

町長 畠山菊夫

昨日の行政報告、そしてまた予算の提案理由の説明にもありましたとおり、この後も また出てきますけれども、商工会関係でも色々な施策を地方創生の中でやれる事業の予 算等で出てきますので、その中でご説明したいと思います。

3番 金一義

要するに1つ目のこの問題お聞きした後でも、本町の地方創生事業の取り組みについての質問に答えていただいたんですけども、地方創生と一言でいう地域経済を振興し若者を中心に地方の人が地元で職を得、豊かに暮らせるように、また人口減少対策にもしていこう、との事業である。これは私さっき話したように、地方創生とはそういう事業である。本町でも総合戦略の中で先程町長がお示しされたことが他にも出てくるということですのであれですけども。

では次に、地方創生加速化交付金についてお伺いします。新聞報道によると、27年度補正予算計上の「地方創生加速化交付金」これ魁紙に載っておったんですけども、上小阿仁と羽後町等、1市2町が申請しないで、あとは申請があったということで、我が町も入っているなということで、昨日の予算の中でも補正の中でも盛り込まれておったようです。企画費の中で10,965千円ほどが計上されておりますが、事業の一部の前倒しとありました。

それで事業というのは、昨日の報告の中にありました、前段の地方創生と同じような形で載っておりますけれども、雇用対策関係では、シニア世代のスキルやノウハウを活かした、先程町長が述べたことです。それと、商店の後継者や起業者の経営の安定や商店街の活性化のための支援交付金事業。町民の雇用促進及び事業主の福祉増進、中小企業の振興を図るための雇用促進交付金事業。商工観光関係では、昨年5月に開館した「はちパル」を拠点とした、願人踊りや一日市盆踊りの体験講習、おもしろ市場などを行う、にぎわい創出事業。若さと独創性溢れる魅力的な町づくり・人づくりを実施している若者イベント実行委員会への補助事業とありますけれども、さっき町長ちょっと触れておったようですけども、みんなこのような形で良い事書いてあるんですけども、取りあえず実効性のあるのはどれでしょうか。

町長 畠山菊夫

実現のための施策であって、地方創生加速化交付金については、対象事業は、「八郎 潟町空き屋利活用事業~オール八郎潟でまちおこし~」とし、空き屋の利活用を推進するためのNPOの設立に係る経費として、人件費・先進地研修費等に478万2千円、商店後継・起業支援などの雇用創出事業に138万円、はちパルの賑わい創出事業に205万2千円、地域や若者の自主的な活動に対する地域社会活性化事業に233万円の合計、1,054万4千円の事業費を国に申請しております。

3番 金一義

昨日も説明あってだいたいわかりましたけれども、先程前段でも触れましたけれども、八郎潟小学校の6年生の生徒方が、空き家対策のことで役場の方にも来て資料集めたと思いますけれども、その中でうちの町では泊まるところが無い、それでこの空き家の対策ということで、非常に強く報告しておったことが鮮明に頭に残ってます。子ども方がああいう意見を、我々大人が活かしていかないと、それこそ何やってるんだということで笑われると思いますので、そこら辺、これまず3月中旬ということで、交付なるかならないかわかりませんけれども、補正にもったということは、だいたいオッケーということだというような予測で載ったかと思いますので、そこら辺を念頭に入れて、しっかり頑張ってもらいたいと思います。

それで、これについてうちの町では、地域おこし協力隊の件については、今回一つも 触れておらないようなんですよ。県の予算の中には地域おこし協力隊、各自治体と協力 して云々と4百いくらの金額をと、私ここに持ってきてるんですけども、予算おいてあります。そこら辺、今回前に私話しておりますけれども、地域おこし協力隊制度の導入支援として4,330万が県の新年度の予算で盛られております。これに対して今回の行政報告の中にもこのこと一つも触れられておりませんでしたので、前の質問の時は考えますとあったので、そこら辺の考え方をどうかよろしくお願いいたします。

副町長 千田清

地域おこし協力隊の件ですけども、今回の町長の行政報告等には入っておりませんけれど、詳しい予算の中には1名を研修に行かせたい、そして何と言っても地域おこし協力隊の場合、定住している町村も60%くらいとなっております。なかなか溶け込めないで、3年であとそのまま帰ってしまうということもございますので、より素晴らしい人材確保を目指すためにも、このあとそういう風な研修を踏まえて進めて参りたい、そういう考えでございます。

3番 金一義

そういうのはやはり議会の中ではっきり言ってもらわないと。

隣町の事であれですけども、こういう冊子を全町に配布されております。これは要するに人口が少なくなっても、我々こういう形でやってると、いま全国的なシェアーで五城目町は評価されております。なのでやはり我が町もそれに劣らず小さな町を活かした形でやっていただければと思います。

次に、人口減少に先程も触れられておりますけども、課題と施策をお伺いします。これも2016年度あきた未来総合戦略の重要課題の位置付けに人口減対策があります。 政策として、人口減に対応した新たな地域社会の形成に取り組むとあり、28年度予算に子育て支援の予算計上されております。本町としても、この政策の踏襲はもちろんですが、本町独自の子育て支援を行うべきと考えます。

総務省が26日公表した国勢調査の15年速報値によりますと、県人口減少率が全国最大とあります。本町の場合も2月広報見ますと、このままだと3月時点での町の人口は6,000人を切るように思われます。地方創生にも、人口問題が大きな比重としてあります。

この問題を、どのような考えでおりますか。

町長 畠山菊夫

先の議会全員協議会でもご説明しておりますが、本町の人口ビジョンでは、将来目指すべき人口を平成52年には、4,636人、平成72年には3,677人としております。残念ながら人口減少を止めることは難しいとされている状況のなかで、本町が持続的に発展していくためには、先ほどの答弁でもありましたが、総合戦略において目標とした各施策の基本的方向や具体的な施策を確実に実行し、人口減少社会を踏まえた新たな地域社会の形成に向けた取り組みを展開していく必要があると考えております。

例えば、生産年齢の人口減少及び高齢者人口の増加に伴う国の具体的な事業としては、 元気な高齢者が介護要支援者を支える仕組みの「総合事業サービス制度」が介護保険の 地域支援事業に位置づけられました。

以上のことがございます。

3番 金一義

その文言もなんか平面なような感じがしておりますけども、ここで一つの例を申し上げます。これは福島県の矢祭町の例でございますが、ここでは魅力的な子育て環境づくりということで、こういう運動されてるようです。町のデータを見ますと、子育て日本一を掲げた2005年から2014年までの例でございますけれども、この間に生まれた子どもの数は、476人だそうです。そのうち第3子は70人、第4子は24人、第5子は9人、第6子は2人とあります。

その制度とは、すこやか赤ちゃん誕生祝い金という、矢祭町独自の制度で、第3子に100万円、第4子に150万円、第5子以上に200万円の支給制度を設けているそうです。

必ずしも結婚が、どこの町も同じでそんなに結婚の率は高くないそうですけども、結婚された方々が、このような形で多ければ第4子、第5子という家庭が非常に多いということです。このお母さん方の会話というのが、家はいま子どもが3人なんだけども、周りは次はいつ?というような会話がされておるそうです。矢祭では3人じゃ少ないようで、4人や5人の兄弟も多いそうだとの会話がでるそうです。矢祭町の人口というのは、うちの方と同じで6,000人だそうです。これがベターな施策とは言いませんけれども、ただ文言を並べてどうのこうのじゃなくて、やはり今回の子育て支援の中でもありますけれども、こういう思い切った、お金で産むということは、という考え方もあるんですけども、やはり今の考え方を見ますと、共稼ぎとか色んな面で子どもを持ちに

くいとかいうのが根底にはないわけでもないんじゃないかと思うわけです。

そこら辺を、今回の予算では決まってるんですけども、考え方としてはどうかなと提案してみましたけども、お金ではこういう人権の問題は、というの十二分に私わかってます。でもだいたい子どもの数の多いところというのは、町がそれなりの支援をしているところが、子どもの数がどうしても多いわけです。よそから若い人を連れて云々という施策も、先程の戦略の中で雇用が云々とあるけども、やはり町自体が活性化してこういう形にもっていければと報告してみたんですけども、そこら辺の考え方を。

町長 畠山菊夫

町でも結婚祝い金、25市町村ではうちの方だけやってます。それから新年度も3万円の祝い金、これ予算つけました。矢祭町もそうですけども、以前、上小阿仁村でも第4子200万、第3子100万、というような施策をやったことがありましたけども、それが今ではやってないようでございます。

それでいま金議員さんのご質問、出生率を上げるための施策だと思いますけれども、22年の国勢調査のデータでは、確かに秋田県が一番低いし、その中でも八郎潟はその平均よりも下であります。でも、恐らく27年度の国勢調査では、うちの方の町かなり増えてるのかなと思っております。それはやはり学校給食費とか色々な子育て支援、これが功を奏しているような感じも見受けられます。そういう意味で、今後も子育て支援は、しっかり対応していきたいと思っております。

3番 金一義

よろしくお願いいたします。次に創意工夫ある基幹産業の振興をどのように位置付けして推し進めるか、また6次産業化に支援の考えがあるかについて質問させていただきます。

我が町が農業を基幹産業として位置付けし、各種支援補助事業の促進を図り、これまでにない取り組みを始めていますが、皆さんはこの間の支援補助事業によって自分たちの経営確立のため、どのような意識改革をし、新たな創意工夫を自ら生みだしてきているか、その検証はできておりますでしょうか。

町長 畠山菊夫

基幹産業である農業の担い手支援及び水田の利活用など、町独自の政策は今後とも継続してまいります。減農薬減化学肥料などによるブランド化、収益性の高い園芸作物への誘導や、加工による付加価値の創出など、競争力の高い魅力的な農業を目指して、推進してまいります。

6次産業化につきましては、意欲のある農業者・農業生産法人に対して、県の6次化 サポートチーム、農業公社のサポートセンターと連携し、事業化まで総合的にサポート を実施してまいります。

3番 金一義

具体的に砕いてご質問させていただきますけども、要するに、県ではTPPを見据え稲作偏重から複合生産構造への転換を進め、販売拡大とありますが、本町の取り組みと県との連携の指針を示していただければありがたいです。

産業課長 加藤貞憲 金議員さんのご質問にお答えいたします。稲作から畑作への変換等につきまして進めておるところでございます。ご存じのとおり生産調整数量も、段々少なくなってきております。転作率は上がっていくような状況になっておりますが、畑作推進のために国では、水田フル活用ビジョンを通しまして産地交付金の助成をしております。

また、秋田県におきましても、産地交付金の県域枠を設定いたしまして、更なる米に頼らない畑作面積拡大を目指し、また枝豆・ネギなどのブランド化を目指して進めております。また本町も国・県の補助事業にそって実施しておりますし、当初予算、補正予算等の予算説明にもありましたが、水田利活用の事業を行っております。数量払い、面積払いということで予算化しまして、農業者の皆さんにこれからも進めていきたいと考えております。

3番 金一義

これは私も政経懇話会で、佐竹知事の講演があった時、1月のお話しの中でありました。知事は、秋田県は米の生産では東北1では無い、要約すると、今の若い人たちは、課長がおっしゃったように、米一本じゃなくて色んな作物に向かっているということのような趣旨を述べております。この中では多様な農産物のどれも輸出を頭に入れながら、最終的には秋田の農業構造を大きく変えることになると思います。そのようなことで秋田の米生産量が半分になっても他の作物が倍になればいい、それとメガ団地構想、野菜・花卉を中心に栽培する若者たちは、非常に頑張っているこのような趣旨の発言をされてまして、いま課長がおっしゃったように、そこら辺を念頭におきながら今後の地場産

業農家を育成してもらえればと思って質問しました。

次に、先程6次化のことに町長触れられておりましたけども、その辺をお聞きしますけれども、県でも6次化に対しては助成を設けております。国にも6次化の助成はございます。この6次化を担う為には、なかなか県の予算を補助金もらうまでとは大変だと思うわけです。要するにお母さん方が6次化を興すためにですね。その場合、私個人の提案ですけども、町としてこの6次化に対する補助制度というのは考えておらないものでしょうか。

町長 畠山菊夫

今現在取り組んでいる皆さんもおりますけれども、例えばマガモ生産組合の組織、これ結構私も以前から議員の皆さまに言っておりますけれども、そういうものもこれからしっかり対応していきたいと思いますし、また法人の組合でやっている皆さんもおられます。枝豆・野菜作りを奨励している本町でありますけれども、例えば枝豆の選別機がかなり新しくなった機械もあるようです。そういうものも県と一緒にタイアップしながら支援していく予算はないかということで、色々対応してまいりたいと思っております。

3番 金一義

私の考え述べさせていただくと、要するに6次化に取り組む地域のお母さん方でもや れるんだと、野菜の加工でも何でも、そういうものに対して町の方で、例えば検討しな がら、この分にはこのくらいの補助がありますよとか、そういうのしていった方が、先 程前段であった雇用とか云々といったものにも結びついていくわけだと思うわけです よ。というのは、私、先般ある方と秋田でお話ししたわけです。その中でタイとの話が 出てきまして、その中で干し柿とか、いぶり大根とか色々な問題が出てきて、それを商 品化してタイに売るとなれば大変なんだけども、昨日の新聞にも載ってましたけども、 タイの大きなホテルやっている菊地さんという方が4つくらいホテルやってるそうなん ですよ。この中で昼食の後でそういうものが非常に受けるのでないかというようなお話 しされてまして、必ずしもそういうものがベターでないんだけども、今、おもしろ市場 云々とあっても、取り組みを支援する制度をやはり町として考えたらいかがかなと、そ して軌道にのって大きくなれば、県や国からの6次化産業の補助申請できるような、育 てる、まず初歩の初歩を育てるためにも、そういう考えが必要じゃないかと思いまして 提案しております。そこら辺何とか一つ考えていただいてもらえれば。例えばこの分は 3万円、その分は5万円とかという、闇雲に出すんじゃなくて、町当局で審査しながら やって企業を育てることも必要じゃないかと思います。色々あちこちに、十文字の道の 駅にも色々なものがございますけれども、そういう形で先程地方創生の中の大きな枠組 みとしてそこら辺を提案しておきます。よろしくお願いします。

それと次の方に入りますけども、本町に敷設されております耐用年数超過の水道管ですけども、どのくらいあるのか。

町長 畠山菊夫

本町の水道管総延長48キロメートルのうち、地方公営企業法で定められている法定 耐用年数40年を超えた水道管は、約6.5キロメートルとなっております。

3番 金一義

6. 5キロ耐用年数を過ぎてるということですので、順次やっていかないと、大きな地震とかあった時のためにも、一気にかかるお金だとすれば大変な事業になると思いますので、ここら辺もこまめに対応していってもらいたいと思いまして、取り上げました。よろしくお願いいたします。

それと行き止まりの町道の今後の考え方、ということで出してありますけれども、町長の公約の中であったと思いますけれども、ほとんどの行き止まりがそのままになっているんですけども、そこら辺の考え方をお示し願えますか。

町長 畠山菊夫

現在、袋小路町道は32路線ありますが、そのほとんどが民間の宅地分譲により、開発された道路で後に寄附採納等で町道認定された道路です。その中では道路の終点側に家屋や鉄道敷があったり、沿線に家屋が張り付いておる路線や、費用対効果を考慮した場合、解消が困難な路線がほとんどであります。しかし事業効果が期待される路線、地域住民からの要望のあった路線などもあることから、事業化に向けて取り組んでいるところであります。

3番 金一義 そうすれば、一番とっつきやすい見通しはどこら辺の、まぁ決められても困るでしょうけども、先回の公約から4年経ってますけども、とっかかりとすればどういう形でやれそうな場所はあるもんですか。やれない理由を今述べたようですが。

町長 畠山菊夫 今現在、色々交渉している所はございます。地権者の考えもございまして、なかなか 進んでいないのが現状でございます。

3番 金一義

やはり安心安全を町民に求めるためには、どうしても火災等々の問題もあろうかと思います。特に本当に高齢化なると、袋小路の場合、避難される場所もなかなか取れない所もあるように見受けられますので、そこら辺を考慮しての公約だったと思いますけども、まず真剣に一路線くらい手を付けないと、嘘を言ってるんじゃないかと捉えられると思いますので、それも一つの大きな事業として取り組んでいただきたいと思いまして提案しました。よろしくお願いいたします。

次に、職員に町づくり研修と参加を、ということで提案しました。

町づくりのために、これからの自治体は自らの創意と工夫によって、個性豊かな町づくりを進めなければならないと言われ、自治体の取り組みいかんによっては、自治体間に相当の格差が付くだろうと言われております。個性豊かな町づくりを進めるということは、新たな発想でなければなりません。新たな発想を中高年の職員に求めることは酷であろうかと考えます。若い職員には色々なアイデアがあっても発表する場がなく、上からの指示によって黙々と仕事を処理していく。そのうち中年になり枠にはまった職員になっていくのが実情だと考えます。

そこで、若手職員、30歳以下を、視察研修に派遣の考えはないか、ということで3点ばかりあげておりますが、まず1つ目です。

町長 畠山菊夫

視察研修ではありませんけれども、これまでも、県市町村振興協会主催の市町村職員 海外研修や千葉県で開催される市町村アカデミー研修には、若手職員を中心に参加させ ていただいております。来年度以降も引き続き、積極的に参加させていきたいと考えて おります。

3番 金一義

どういう職員が参加してるかわかりませんが、一般町民の話を聞いても、町の職員がなかなか出てこない、そういうお話しがあります。それは我々と比較ならない大きなあれですけども、大館市では職員の派遣研修に12,260千円の予算を置いて3名の方を、大手広告代理店の電通、官公庁、県の観光連盟に各1人づつ派遣する。この目的としては交流人口の拡大、中核を担う人材を育てようという形で大館市は12,000千円程の予算計上して、まぁうちの方は規模も全然だけれども、こういう物に手を付けて先行しているということなんです。だから我々もそういうことを見据えながら町づくりを。

先程も話ししたけれども、五城目町は町づくり課という職員置いて、その方が一生懸命やって色んな方向に進んでおるのがそのスタイルだと思います。そこら辺の考えはございますでしょうか。

町長 畠山菊夫

色々町づくりのアイデアに対しては、これまでも事務改善委員会などで担当の垣根を 越えた町政に対する職員提案を募集しております。今後も続けていきたいと思っており ます。

金さん言われるとおり、大きな自治体では色々取り組んでいるところもありますけれども、私どものような小さな自治体では、なかなか予算、人数その辺も窮屈になりますので、その辺もちょっと考えて進めていかなければと思います。

3番 金一義

先程一番前段にありました第6次構想の中で、「きらりと光る」ということ目的の中にありましたので、やはり、きらりと光るのは何だかということを、大変だ大変だと言わないで、何かかにか一つに特化して進行していったらどうか、そう思っております。 次に、これも町づくりのためのアイデアの募集を、毎年職員の中で定期的に行うのはどうかということで提案してみました。

副町長 千田清

町づくりのアイデアのための募集ということでございますけれども、本町には職員提案規程というのがございます。その中に色んな提案を職員からしていただくということですけども、これは町民サービスの向上に役立つものとか、事務の能率向上に役立つものとか、町の財政改善合理化に寄与するもの、という風なことで随時提案は募っております。ただ最近ではあまりやっておりませんでしたが、この後こういう提案審議会というものもございますので、積極的に取り入れて参りたいと考えております。

3番 金一義 基本にあるのは、地方創生の中にあるけれども、やはり人口をどうやって増やすか、

交流人口の問題でしょうけども、これも新聞のあれですけども、移住希望者の一番多いのが長野県で、本県は8位だそうです。これは長野というのは中央から近いという、山梨・長野は首都圏から近いということだようですけども、本県が8位で県内で一番多いのが本荘だそうです。これから人口争奪戦が加熱という見方も出ておりますので、やはり先程来触れておりますけれども、いかにしてこの地方創生の根底にあるものを考えながらこれから進めていかないと、やはり取り残されるかたちになろうかと思いまして、それこそ小さな町ですけども、「きらりと光る」ようなかたちで町長から頑張っていただいて予算を使ってもいいから町民に褒められるような使い方して頑張ってもらいたいと思います。

それで3つ目として、研修条例施行規則を定め、対象となる研修事業を定めることはできないかということで、3つ目をあげてみましたけれども、そこら辺先程来聞いておったところでは、ちょっと無理なような気がしましたが。

町長 畠山菊夫

職員の研修については、毎年、県・市町村合同の自治研修所で行われる各階層別研修へ参加しております。「新規採用職員研修」、「3年目職員研修」、「主任級研修」、「監督者級研修 I、II」、「能力開発研修」などがあり、平成27年度は17名の職員が参加しております。

今後も、これらの研修への参加を継続し、職員の意識向上を図っていきたいとは考えておりますけれども、現段階では研修条例施行規則の制定はちょっと考えておりません。ただ、色々若い職員も頑張っております。駅前の県との協働のプログラム事業でも、若い人を中心に色々なアイデアを出して、そうした中で色々なメニューの中から、ああいう施設ができました。色々いま耐震調査終わって、役場庁舎も若い人たちを中心にこれからの役場建設についても、色々チームを組ませて若い人たちが対応しております。ニャンパチも有名になりまして、あれも職員が頑張ってやったと思っております。そういうことで職員も頑張っております。どうか理解していただきたいと思います。

3番 金一義

町長から理解して下さいということで、理解するように努力しますけれども、なんかこう我々からみていると、なんか腰が引けてるのかなという感じが見受けられまして、もうちょっと職員の方々も気楽に声をかけてくださるようなかたちになればなということで、町民の方も期待している部分が多いわけですよ。

そこら辺、職員をいじめるとかじゃなくて、色んな面で情報を守ってるのは職員なわけですよ。その情報を我々町民にお知らせしていただけるようなかたちで、1時間でも2時間でも顔を出したりなんだりして、色々な個人個人の都合あるのは十二分にわかっておりますが、そこら辺時間を割きながら、トップの首長さんが、まぁ答えはいただいたんだけども、もう一度号令をかけながら職員全体の若い世代を、町を盛り上げるために育てていただけたらなと思っております。

それと、これには通告にはなかったんだけれど、防災へリのヘリポート、この近辺どこにもないわけですよ。それを昨日の本会議では役場庁舎云々ということもあったようですけども、大道にヘリポートを考えたらいかがでしょうか、ということと、もう一つは、県議会で知事も話しております、新幹線の秋田・能代間の延伸も念頭に入れながら、一言でもいいのでご答弁を。

町長 畠山菊夫

防災ヘリに関しては、うたせ館の駐車場が拠点となっております。毎年そこで県警の皆さん訓練をされております。

新幹線については、前に金議員さんからも質問されておりますし、平山議員も県議会でご質問されております。夢の実現というお話しされたようです。ただ色々あります。能代山本地域の自治体で期成同盟会がいま業を成していないということは、やはり北空港ができたことによって、それのあたりがもっと増えるだろうとか、いま青森新幹線ができてそれから来る方が早いとか色々有ります。仮に新幹線、うちの方まで通ったとしても、いまダイヤが非常に多いわけです。うちの方は。そういうダイヤが今度不便になっては大変なことでございます。そういうこともありまして、そこ辺りちょっと精査しながら。私も以前、秋田市広域協議会の中でもこのお話ししたことありますけれども、反応がありませんでした。というのが実際であります。

3番 金一義 はい、わかりました。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。 次に、9番 菊地文人君の一般質問を行います。

9番 菊地文人

9番 菊地文人でございます。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。今回は表題が4つでございまして、一問一答方式で質問したいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

先程金議員さんの方から色々ありました人口減少問題の件ですけども、一番最初に移住促進ということでお話しするんですが、もしかしたら重複されてる部分もあるかも知れませんので、どうかよろしくお願いします。

まず始めに表題の1つ目として、移住促進ということについて質問いたします。

国の施策の地方創生を進める複数の施策を盛り込んだ地域再生法案では、来年度に創設する「地方創生推進交付金」の仕組みを定めており、自治体が知恵を絞った移住促進や観光振興策が先進的な事業と評価されれば継続的に支援していく方針とのことです。

地方創生の取り組みでは、自治体が提案する事業内容に応じて国からの交付金額が変わり、自治体の創意工夫が問われます。無論、全国各地でも真剣に取り組んでいるのは間違いないが、結果的に自治体間で交付金額に格差が生じてくるのが事実でしょう。今後は、地方総合戦略の実効性が厳しく問われると思います。どうすれば我が町の人口が増え、活気が出るのでしょうか。自治体間の競争が本格化する中での本町の考え方を伺います。

一つの事例を挙げれば、福井県鯖江市は昨年10月から、家賃無料で移住体験をしてもらう「ゆるい移住」プロジェクトを実施していて、全国各地から若者が参加しており、地方創生の一つのモデルとして注目を集めているそうです。人口増へ言わば実験プロジェクト的なもので、多様な人を受け入れるこのような仕組みが必要と思いますが、当局のお考えを伺います。

町長 畠山菊夫

菊地議員のご質問にお答えします。

先ほどの金議員の一般質問の答弁にもありましたが、本町の人口ビジョンでは、将来 人口は今よりも減少していくとされています。

本町の総合戦略では、基本目標2の「ひとの流れをつくる」の数値目標を平成26年でマイナス40人の社会増減数を平成31年にはプラスマイナス0人とするとしています。いわゆるこれまでは、転出者が転入者を上回っていましたが、転出者と転入者の人数を同数とする目標であります。

総合戦略の各基本目標における具体的な施策はいずれにおいても、様々な理由で転出する方をなるべく押さえ、かつ観光等による交流人口を図り、八郎潟の良さを県内外へ発信することにより、一人でも多くの転入者が増えることを基本に考えております。

9番 菊地文人

先程一つの事例ということで、鯖江市のお話しをいたしました。実際、現在、鯖江市で「ゆるい移住」ということで始めている方のブログがございまして、それに「ゆるい移住」って結局何?ということで、そちらの方プリントしてきましたので、こちらで読み上げたいと思います。

「ゆるい移住」では、とにかく勝手にやれ感が徹底しています。ということで、一般 の体験移住では、家具があり部屋があり、農業体験職人体験があり、面談の機会もあっ たりします。制約が多いこともあるようです。住民票を移す、仕事はする、一定期間は その地にいることを義務付ける。

一方で、「ゆるい移住」では、事前の面談なし、一人一部屋もなし、3LDKに今は常時4人から5人が住んでいるそうです。職人や農業従事者へのコネクションもなければ仕事をする必要もない、全く制約もありません。働かなくていいし、鯖江に住民票を移さなくてもいいし、週末だけ来てもいい。移住部屋に来るのは半年のうちのたった1週間だけでいい。何よりおもしろいのが事前合宿で行われたこの言葉、「皆さんが将来的に住んでくれなくても全く問題ありません。」体験移住なのに将来的に住まなくてもいいのだと、「住まなかったら住まなかった理由が見えるだろうから、それならそれでゆるい移住をやった意味があったんだろう。」と市長が言うんです。というような内容です。

ちょっと普通の移住体験とは全く今までの概念を覆す移住体験であります。今の若い人たちは、こういう風な発想で移住のことを考えてるんだなという風に、つくづく思わされた内容のものでございました。

非常に人口が減少しております。秋田県も先日の新聞の発表でありますと、102万をきるのがもう目に見えている所だという風になっておりまして、10年続けてもう年間1万人以上減少しているということで、1万人くらいであれば一つの自治体が1つ毎年無くなっているような人口の推移になっていると、非常に危惧されているところでございますけども、子どもを産み育てやすい環境や、移住定住しやすい環境を整えること

は非常に大事だなと思っております。前にもお話ししたと思いますけども、その中で移住と起業を一体的に行う「ドチャベン」横手市と五城目町が協働で取り組んでいる起業した関係のものもありますし、また最近では空き家ビルを再生した、秋田市南通ですけども、リノベーションという風な改修したところもあります。非常に色んな取り組みをされていて、おもしろい取り組みでありますし、実効性がある取り組みをされているんじゃないかな、という風に思ってます。今後の取り組みの参考になるような話をしたつもりですけども、更にまた別の考え方があります。

先程空き家の話もありましたけども、お試しで住むという事業、「トライアルスティ」というものですけども、神奈川県の三浦市で行われているそうです。大学と不動産と市と三者で行われているそうです。三者で連携した「トライアルスティ」と言われるようなもので、人口減少に対応する抑制事業のモデルということになっているそうです。色んな自治体で様々なことがされているということですが、やはり人口減少を抑えるための空き家を再利用するということの重要性は必要かと思ってますし、今回の6次基本構想の中にも色々盛られてるようでございます。

終わりにですけども、鯖江市の関係のことでございますが、こちらの方ではちょっと珍しい課がありまして、多分役場職員の皆さんもご存じかと思いますけども、「JK課」というのがありまして、JKとは女子高生の意味でございまして、女子高生が市政の改革を担う、役割を担っていくということで「JK課」があります。その仕掛け人が、慶應大学の特任教授であります、若新雄純という方でございますけれども、この方がお話ししているのは、場所だけを用意して移住者のあらゆる可能性を制限しないように、目的やルール等は設定しない。かえって縛りがないからこそ、市民との交流や就業体験など自発的な取り組みも生まれている。ということで、参加者にとってはいつか鯖江市に帰ってくるのではないかという風な取り組みをされているプロジェクトでございました。

これまでにも私、何回か移住の関係のものお話ししております。平成23年の12月定例会では、空き家バンクと条例の制定について、平成25年6月定例会では、移住・定住促進事業の取り組みについて、平成26年9月、人口減少対策と小さな拠点作りということで、平成27年3月には、地域おこし協力隊について、平成27年9月には、地域を担う人材の定住ということで、シングルペアレント受け入れ事業ということで、毎年1回づつ話はしてきたつもりです。

本当に待ったのきかない非常に難しい問題でございますので、今後の取り組みの参考になるような提案を、また色々していければなと思います。

それでは2つ目の質問に入ります。

消火栓スタンドパイプの設置について、ということでお話しいたします。

スタンドパイプとは、大地震・大火災時や住宅密集地で道路が狭く消防隊が到着できない場合や困難な時に、消防隊が到着するまで地域住民が道路上の消火栓や排水栓を利用して放水消火できる、初期消火・延焼防止に有効な可搬式貿易軽量型の消火器具であります。

スタンドパイプ器具セット一式は、平時は移動運搬用の台車に納められていて、一般 には地域の防災倉庫や消火栓近辺の格納箱に収納されています。火災時には人力により 火災現場付近の消火栓や排水栓まで移動して使用します。

各器具部品の接続などはいずれもワンタッチで着脱できるシステムで、短時間で放水できます。1分あたり100%だそうです。消火栓の圧力により筒先から10mから15mくらい放水でき、ホースは最大4本まで接続可能なので、消火栓から最大80mほどの場所の消化が可能となります。大地震が起きた時に、同時多発火災・延焼による被害拡大が懸念され、災害時の飲料水の確保などが容易になります。

そこでこのところ地域防災で注目されているのが「スタンドパイプ」であります。一般住民が使用できる消火能力の高い消火用資機材として導入、設置が各地域で進んでいると思いますが、本町でも導入するべきと思いますが、当局のお考えを伺います。

町長 畠山菊夫

消火栓スタンドパイプは、主に地域住民が大規模災害や消防車が進入できない道路の狭い地域の初期消火に有効な消火施設と言われております。設置されているのは、主に都市部のように人口が密集し、防火水槽、消火栓の消防水利の困難区域に多く設置されております。

また、消火栓スタンドパイプを設置し、いざ使用するとなれば、簡単な作業とはいえ、 消火作業にあたる住民の安全確保や地域住民の協力がなければ機能しない事態もあり得ることと、冬期間にマンホールが凍結した場合や雪で確認できない場合に機能しないな どの理由で、本県では、ほとんど設置されていないのが現状です。早急な設置について は、困難でありますが、地域防災力の強化を図る上で、町内会や自主防災組織の役割が今後重要となることから、地域住民や関係機関の意見を伺いながら検討してまいります。

9番 菊地文人

ご答弁ありがとうございました。先程、町長からも話しありましたけども、長所と短所がそれぞれありまして、冬期間の問題いまお話しありました。また夜間の問題もあると思います。暗いと消火栓の蓋が何処かわからないことがあると思われます。ただやはり大地震の時は、先程袋小路の話もありましたけども、非常に消化活動がおもわしくいかない場合がある、ということになると思います。現在、消防団の数も減少しているわけですし、負担軽減を考えるんであれば、こういった民間の方々が、少しでも消化活動にお手伝いできるような機具・備品だと思っています。そこら辺の考え方、もう一度お願いします。

町長 畠山菊夫

確かに消防団員の不足に備えて自主消防組織の立ち上げ等も、いま検討はしておりますけども、こういうスタンドパイプも大きな戦力になるかとは思います。そういう意味では今後、地域住民や関係機関の意見を聞きながら、対応していきたいと思っております。

9番 菊地文人

ありがとうございます。明後日で3. 11東日本大震災から5年になります。ちょうど5年前、この議場にも気仙沼の南郷地区に一緒に行かれた方おりますけども、渡部課長さんとかと一緒に2回ほど気仙沼の方にボランティア活動してきました。その際、地元の方々と少しだけですけどお話しする機会がありまして、「津波でまさかこういう風になるとはもちろんですけども、火災でこういう風になるとは思わなかった。」というお話しをされてたのを思い出しました。

「隣の家が焼けていて、次に自分の家の番だと黙って見ているしかなかった。非常に空しいというか、何もできないもどかしさがこみ上げてきて、かなり精神状態がおかしくなった。」という話もされておりました。

うちの町は非常に昔から火災の多い町と言われておりますので、色々検討していただきたいと思っております。

一つの例ですけども、ある商店街これは東京の世田谷区の下北沢商店街ですけども、 日本で初めて街路灯と一体となったスタンドパイプの収納ボックスを置いたという取り 組みをされているところもあるということでございました。これ一応お話ししておきた いと思います。

それでは第3問目でございます。

図書館についてでございます。2つの項目なってます。答弁の方、一旦区切ってもらってよろしいですか。そうすれば、雑誌スポンサー制度について質問いたします。

雑誌スポンサー制度とは、新たな図書館資料を確保し地域住民への図書館利用サービスの向上を図るため、図書館の雑誌カバーなどを民間事業者等の広告媒体として提供し、その事業活動を促進するとともに、雑誌の購入代金を負担していただく制度であります。これにより提供いただいた雑誌の最新号のカバーと雑誌架に、提供スポンサーの名称を表示し、カバーの裏面と雑誌架に広告を掲示するものであります。

スポンサー対象としては、企業・商店・団体等で個人は除いております。広告内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なう恐れのないものとしている場合があります。 地元会社からの応援をいただきながら、図書の資料の充実を図れる制度でありますが、 当局のお考えを伺います。

町長 畠山菊夫

雑誌スポンサー制度については、現在秋田県内では、秋田県立図書館と5市立図書館で実施しております。この中で、男鹿市立図書館は現在契約に至った企業はないとのことです。全国的に見ると全公立図書館の約1割程度が導入しているようであります。

この制度は、企業にとっては広告媒体となり、また社会貢献活動の一つとして図書館利用者に理解してもらうことになる一方、図書館側としては、雑誌資料の充実を図れる制度であり、このことが全国的にも取り組む図書館を増加させている要因と考えます。現在、町立図書館では、42種の雑誌を購入しており、雑誌の貸出冊数は811冊で、全貸出冊数の4.2%となっております。週刊誌も含め全ての雑誌が貸出可能な割に利用率が伸びていません。この点については、図書館側のPR不足もあると思いますが、もう少し利用頻度を高めていかないと雑誌スポンサー制度が効果的に運用されないと考えます。

現時点では、雑誌の利用促進や、継続購入雑誌の決定等の整備に取り組んだ後に雑誌スポンサー制度の導入の検討を行いたいと考えております。

9番 菊地文人

ご答弁ありがとうございます。検討するということで回答いただきました。これは平成24年6月に、別のかたちで一般質問した時に少し触れた制度でございまして、その時は「自治体広告ビジネスについて」ということで質問させていただいております。いわゆるネーミングライツということで、命名権を売るということの制度でございました。公用車に広告を貼ったり、広報紙やインターネット上に企業の広告を載せたり、役場から送られてくるような封筒に企業の広告を載せたり、というようなお話しをさせていただいております。税収が少なくなっていく上での税収アップの一つとしてと、お話しさせていただいた記憶があります。

今回当初予算で図書購入費4百万ということで載ってましたのであれなんですけども、こういった雑誌のスポンサーによって、いくらかでも予算を削減して、また別の方に向けていくという方法もあるのではないかなと思ってます。よくご検討していただければありがたいなと思います。

それでは次ですけども、書籍消毒器について、質問させていただきます。

図書館の資料は多くの方が使います。また本を棚に置いておくだけで埃がつき意外に 汚れます。書籍消毒器は紫外線を使って書籍を殺菌消毒し、本に風をあてて、挟まった ゴミや臭いをとる器械です。

もう少し細かく言うと、ページ間の清掃については、本の下から風をあて、ページ間に挟まった埃、髪の毛、フケなどを除去します。殺菌消毒については、本を開いた状態で紫外線を反射し、ページの中まで殺菌します。消毒・芳香については、強力な消臭抗菌剤を循環させ、煙草臭、ペットの臭いなどをとります。1回の消毒にかかる時間は30秒ほどで、器械の種類にもよりますけども、一度に2~4冊消毒できるとなっております。

書籍消毒器の導入活用事例で、東京都新宿区の図書館館長さんのお話しでは、「衛生面が気になるお客様のために導入し、子どもから高齢者まで幅広い層の区民皆さまにご利用いただき、安心・キレイ・早いと大好評。安心安全を提供するだけでなく、本を大切に扱う上でも重要なサービスと認識している。」とのコメントでした。幼児も安心して絵本を手にすることができる「書籍消毒器」を設置する提案ですが、当局のお考えを伺います。

町長 畠山菊夫

書籍消毒器の県内導入図書館は、能代市立図書館と潟上市図書館の2館となっており、 秋田県立図書館や秋田市立図書館でも未導入で、導入率は高くはありません。

町立図書館では、図書等の返却時に汚れや書き込みがないか1冊1冊チェックしており、汚れがあった場合は拭き取るなどの対応しております。また、喫煙者が利用した資料はたばこの臭いが付着しているケースもあります。このような場合は、利用者に注意を促し、消臭剤等で脱臭している状況です。

このような状況からしても、議員ご提案の書籍消毒器については、今後、より多くの 皆様から安心して快適にご利用いただけるように、設置する方向で検討いたします。併 せて、資料を丁寧に使用してもらうなど図書館利用のルールを理解していただくよう啓 発活動を継続していきたいと考えております。

9番 菊地文人 ご答弁ありがとうございます。設置の方向に向けて予算措置をしていただくということで理解してよろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫 はい、そのように検討します。

9番 菊地文人

ありがとうございました。全国で2015年現在では、約71ヶ所くらいの設置になっているということで伺ってます。先程潟上市の話がありましたが、私もちょっと潟上市の話は存じなかったんですけども、最近になって調べた所、3箇所の図書館(昭和・飯田川・追分)で4台設置しているということで、やはりうちの町のはちパルは、図書館もひとつのウリであると思いますので、是非導入していただきたいなと思って質問いたしました。今後設置していただけるということであれば有り難いなと思います。

それでは次に入ります。表題の4つ目でございます。

ご当地ナンバープレート発行について、ということで質問いたします。

日本全国各地において、市区町村が原動機付自転車及び小型特殊自動車向けのデザインナンバープレートを交付していますが、このプレートに交付者が、形状のデザインやイラストの描写などの装飾をしているものが「ご当地プレート」などと呼ばれています。

多くの市区町村が交付するナンバープレートの標準的なデザインは、総務省通達に基づいております。しかし、通達に法的拘束力はなく、実際は市区町村の条例でデザイン

を決定することになっているため、市区町村によっては安全性や色を標準的なデザインと同等とした独自のデザインを導入している自治体もあり、デザインを工夫することで観光振興や名物の知名度の向上を目指しています。

形自体を工夫するものと、形は標準的な長方形、または長方形の上辺が欠けた六角形で、地域独自のデザインをあしらったものもあります。

町の魅力を町内外にPRするとともに、町民に郷土愛を深めていただくため、原動機付自転車を対象にして、「八郎潟らしさ」を表現したナンバープレートの図案を公募し、採用する考えはありませんか。また将来的に自動車用ナンバープレートを「はちろうがた」にする考えはないのかを伺います。

町長 畠山菊夫

原動機付自転車のナンバープレートは、軽自動車税の課税標識として納税者に無料交付しております。近年、一部の自治体でさまざまなデザインのナンバープレートがご当地ナンバープレートとして導入されてきました。2007年の愛媛県松山市を皮切りに、2015年の広島県三原市まで、全国で116市町村が導入しております。秋田県内では大館市が2013年4月に、また横手市が2013年6月に導入しております。

次に導入の手続きでありますが、一連の流れとしては関係機関との協議、それからデザイン募集、デザイン審査、デザインの決定、ナンバープレートの作製、交付という手順の流れになるかと思われます。

なお、ご当地ナンバーが本町の住民意識、あるいは愛着、知名度などの向上、観光振興、町興しなどの一つの手段として有効であるかどうか、他市町村の動向なども見極めながら検討していきたいと考えております。

次に、将来的に自動車用ナンバープレートを「はちろうがた」とひらがなにする考え はないのかとのご質問でありますが、現時点では導入に関するハードルが高く、その考 えはありません。

例えば導入基準としまして、単独市町村ではなく複数の市町村の集合体であること、対象地域内の登録自動車数が10万台を超えていることなどがあります。将来的に条件が緩和されれば、その時に検討していきたいと考えております。

9番 菊地文人

ありがとうございます。検討するということでございましたけれども、今年町制施行60周年でございます。記念事業の一環として発行して町をPRするのも、一つの方法ではないかなと思いまして、このような質問をいたしました。今後色んな角度からみまして検討してもらいたいと思います。

ちなみに先程答弁の中でお話しありました大館市の場合は、もちろん忠犬ハチ公か大文字焼きの大の字が入ったもの、それから横手市の場合は勿論かまくらの図案、最近では大仙市の花火ということで今年予算をつけたようです。

町の魅力を発信するということは大事ですし、また自分たちが住んでるところのプレートがあるというのも非常に愛着があっていいのかなと思いまして質問いたしました。

自動車用のナンバー、先程町長からお話しがありましたとおり、ハードルがかなり高いということですが、私が調べた所ですと、2017年にはご当地イラストナンバープレートを導入するかも知れない、という国土交通省の検討会議の議論の中にあったということでございましたので、お話しをさせていただきました。

PRについては、毎回お話しをさせていただいてまして、前回は順弘子さんのお手紙を紹介したり、八郎潟に縁のある方々が色んな形で頑張っているところであります。明日3月10日は、ミス日本酒の発表があります。真坂の千葉紗央津さんでございますけれども、私もFacebookを通じてやりとりさせていただいておりますけども、非常に楽しみにしている一人でございます。

これをもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、9番 菊地文人君の一般質問を終わります。

次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子

日本共産党の北嶋賢子です。議席番号8番でございます。 3項目の通告をさせていただきました。

1番の居住地域の活性化についてですが、4番さんも9番さんも地方創生に関連した質問がありました。重複するところがあるかも知れませんけれども、質問をさせていただきます。

居住地域の活性化について

私たちの居住する地域が暮らしやすいか否かは、そこに住む人々の在り方次第だと思

います。6人に1人が、子どもの貧困と称される時代の中で、子育て支援に取り組んでいる当局には敬意を表したいと思います。

今年は雪も少なく、北風の来ない浦大町は、大寒なのに庭の花梅が一輪咲きました。 びっくりぽんでした。2月に入って次々と花梅が咲き出しました。浦城跡や高岳山の神 社があり、みんなで子どもたちの野菜作りをし、今年からは田んぼアートも始まります。 より多くの人々が訪れて、きっと今以上に忙しくなると思います。さながらデコレーションケーキのような、賑やかさのてんこ盛りです。

それも土台のスポンジがしっかりしていればこそのこと。多くの人々が来ても、私たちはサンショウウオの生息する環境もまた、守らなければなりません。サンショウウオは、黒サンショウウオと東北サンショウウオの2種類が生息しています。そこの地域にあった、地域ごとの町づくり計画を立てさせて、それを行政が指導援助することが、真の地方創生につながると思いますが、と、1番の通告をさせていただいております。

2番として、国民健康保険の財政状況について

国民健康保険税を、上げるか下げるか据え置くか、他町村も苦慮している様子です。 28年度八郎潟町はいかにするのか。国保税が納められずに、病院に行くのを我慢している人はいないか。生命に関わる問題です。

これまで「一世帯一万円の引き下げを」の質問に、当局からは「国保税を上げない努力をしている」との答弁をいただいてきました。市町村が運営する国民健康保険を、政府が「都道府県化」することを求める中で打ち出したのが、18年度を目途に公費で3,400億の投入です。厚労省は、一人当たり約5,000円の財政改善効果だと言います。16年の3月末までに交付額を精査して通知をするとのことです。

八郎潟町への支援額はいくらになるのか、これまでの一般会計からの繰り入れは勿論であるが、少しでも国保税の軽減になるのであれば、引き下げに充ててみてはどうかという質問でございます。

次に、3番です。憲法9条について

戦後70年、正義の戦争と信じて多くの特攻隊の若者たちを、片道切符で飛ばしてやったことを父は後悔しておりました。このことは以前にも述べました。そこで、飛んでいった特攻隊員がどんな思いをしていたのかを知りたくて、鹿児島県の知覧町まで行って来ました。指宿からレンタカーを借りていきました。一面の茶畑の中に平和会館がありました。17歳、18歳、秋田県出身の若者は24歳でした。行ってしばらくそこで色々見て、今は肩の荷が下りたような気がしています。

我が家には、もう一つの戦後があります。北方領土の色丹島から逃れて、知床半島の羅臼町に住んでいる、遠い遠い親戚がいます。色丹島には、先祖の墓もあります。この方たちは、真坂から出ていった方たちであります。色丹島を出る時に、娘たちは男の格好をして、逃避行時2槽の船はロープで繋いでいたそうです。海が荒れ、両親は船のロープを切ったそうです。そして両親の船は波間に消えていったそうです。北方領土がこの先どのような形で解決されるのかはわかりませんが、日本固有の領土だと思います。両親が波間に消え3人の子どもたちだけが根室にたどり着きました。

知覧町にしても、北方領土にしても戦争の悲劇です。平和を守ることが、今を生きる 私たちの責任と思いますが、いかがでしょうか。

3項目の通告をいたしました。よろしくお願いいたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員のご質問にお答えします。

本定例会に議案を上程しております第6次総合計画に掲げられている各施策の推進に あたっては、まちづくりの将来像である「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」の実現 を目指し、広く町民の理解と協力を求め、町民の参画と協働によるまちづくりを推進す ることとしております。

面積があまり広くない本町においても、その地域にあった風土や特性も少なからず違うものと理解しておりますが、これからも町民参画による自主的な活動を促進し、地域の活性化を図ってまいります。

次に、国民健康保険税の税額についてですが、退職者医療の療養給付費等交付金は社会保険診療報酬支払基金からの全額補助でありますが、退職者医療制度の廃止により平成27年4月1日より新規加入者がほぼいなくなり、一般被保険者が増えることになります。退職該当者が年々減少することで交付金も減額され、平成27年度の交付額は2,903万3千円で、前年度より2,536万3千円の歳入減となります。

一方、一般被保険者が増えることで療養給付費等の支払額も増えることが予想されますが、平成28年度は27年度の繰越金で対応できると考えておりますので、今のところ保険税の改正は考えておりません。

次に、国保税が納められずに病院に行くのを我慢している人はいないかとの質問につきましては、資格証明書を持っている方で医療費の全額支払いが困難なので被保険者証を発行して欲しいと相談にこられた方がおります。税務課職員とも相談し改善策について対処しているところですが、何年もの間、国保税を滞納しているために発生する問題であります。八郎潟町国民健康保険者資格証明書等交付要綱に基づき対応してまいります。

次に、八郎潟町への支援額と国保税の軽減については、国民健康保険の改革による制度の安定化「公費拡充」に伴い、国保の抜本的な財政基盤の強化を図るものです。低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を平成27年度から約1,700億円、平成29年度以降は毎年約3,400億円の財政支援をするものです。

国保保険基盤安定負担金「保険者支援分」の効果額は、1人当たり5,175円となります。平成27年度の繰入額は1,292万5千円で、前年度の繰入額より733万8千円の増額となっておりますが、療養給付費等負担金や調整交付金の算定で保険基盤安定繰入額が控除されるため、全て財政効果となる訳ではありませんので、国保税を引き下げるまでには至りません。

次に、日本国憲法は1947年に施行されて69年を迎え、以来、現在まで一度も改正されておりません。憲法9条については、わかりやすく言うと、次の3つのことを定めています。「戦争をしません」「戦力も持ちません」「交戦する権利も持ちません」と戦争放棄をうたっております。

今、この憲法9条の解釈について、様々な意見があります。先の安保法案の改正時も 話題となった、集団的自衛権の容認も、憲法の解釈変更ということで可決されましたが、 国民の間に「政府の説明が納得できない」「議論が尽くされていない」という声が多く あり、未だに論議となっております。

政府には、こうしたことが無いようにしっかり議論をしたうえで決めていくことだと思います。そして具体的な憲法改正のためには憲法96条で定められている「衆議院・参議院それぞれ3分の2の賛成」「国民投票での過半数の賛成」という大きなハードルがあります。これらの民主主義のルールにのっとり改正されるのであれば国民も納得するものと思います。国民の誰も戦争を望んでいる人はいないと思いますので、政府には平和な日本を築き上げていただきたいと願っているところでございます。

以上であります。

8番 北嶋賢子 ご答弁あ

ご答弁ありがとうございました。

6次産業のことについて、少しお話ししたいと思います。今年の年賀状に、「貴方様の生まれ育った浦大町は、今とっても元気です。」浦城跡のこと、学校給食のこと、今年からの田んぼアートのこと、そして今計画されております太陽光のこと。「故郷をまもり発展させていくことが、故郷に住む私たちの責任と思います。」という風に今年の年賀状に書きました。

地域には、「俺についてこい」という人はいませんが、お互いに知恵を出し合い助け合う、最高の一つの共和国だと思います。

浦大町は昔から梅の産地です。この梅を6次産業化できないか、昭和20年の4月18日、一日市の大火で浦大町も両脇を残して全焼しました。先程9番さんが言ってましたが、この火事の時も「ただ見ているしかなかった」手の施しようがなく、隣から隣へどんどん燃えていって、ただ見ているでけしかなかった。と言っておりました。

焼け残った梅の木から、接ぎ木をして復活をさせたのは、接ぎ木の技術を持っていた、 我が家の10代目の当主でした。梅の木も今年で70年になりました。昔はリヤカーに つけて、昭和の大久保まで梅を売りに行ったと言っています。93歳の母は、毎朝納豆 と梅を食べます。私の梅の漬け方は、ざる上げをして土用干しをした梅に、自家産の紫 蘇の葉、あく抜きをして蜂蜜を入れて漬け直します。一味違います。前に提案した、人 参色をしたおやき「八郎潟の夕日」は、売るのに保健所の許可が必要ですけれども、梅 漬けは許可がいりません。これを6次産業化できないかと思案中です。以前、国際教養 大学の学生さんたちと取り組んだことがありましたが、教養大学は留学生制度があるも のですから、留学で頓挫してしまいました。

その地域に何が特徴あるのか、何か特徴があるものがあるはずです。それを掘り起こしたら活性化に繋がるのではないでしょうか。ということで、梅漬けは市内の青空市場で売ると、安いものだからこれは中国産ですかと聞かれます。でも自分のうちの梅だと聞くと毎年お得意さんができました。これをみんなで漬けて6次産業化できればいいなと思っております。

2番の国民健康保険の滞納のことなんですが、滞納処理の係がいるみたいですけども、 小さな町だから職員だけでなくて、民生委員とか地域の人たちも一緒に、そこの家の家 計がどんな状態かが分かると思います。ですから職員任せでなくて、民生委員が同行す るとか、そこの家がこうやったらもう少し暮らしやすくなるんじゃないかという対策も また必要かと思います。

そして憲法9条についてですが、私たちは今憲法戦争法反対の2万人署名を集める活動をしております。自民党の中でも、野中広務さんや加藤紘一さんなどは、安倍総理に 異論を唱えています。先兵となって強行採決に協力している方もおりますけれども、や はり今の平和は守らなければならないと思って、この3番目の質問をさせていただきま した。

特別に答弁はいりませんけれども、先程、小さな町で「きらりと光る」話をされました。私は浦大町は今きらりと光ってると思います。ですからできれば町の中でも、皆さんを引っ張っていくような形で、頑張っていく一員になっていきたいと思います。

先程ご答弁いただきましたので、敢えて答弁はいりません。ありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。 それではここで昼食のため、午後1時半まで休憩いたします。

(午後0時2分) (休 憩) (午後1時30分再開)

議長 三戸留吉

それでは午前中に引き続き再開いたします。 5番 加藤千代美君の一般質問をお願いします。

5番 加藤千代美 5番 加藤千代美であります。今回は大きく分けて2間、その中で聞きたいことが3 点くらいありますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず最初に、公有財産の管理についてであります。公有財産と普通財産の相違についてお伺いします。

ある町民より、町の公有財産いわゆる行政財産が不当に取り扱われているのではないかという意見があります。具体的な例を挙げるならば、国より管理を委託される土地が、国というのは国土交通省であります。1個人が勝手に長年に亘って利用しているということであります。しかもこの件については、ある団体でも問題があるとのことで、取り上げられたと聞いております。また行政にも本人が、この問題を法的にどうかと訪ねたところ、いまだに回答が無いということでありました。これがまず一つであります。

もう一つは、私は人の功績とか実績に意見を申し上げる権利も権限もありませんけれども、町では、町をアピールするとか町に対して貢献した人に対して色々と手を加えるのは筋だと思います。しかし、行政が法的な手続き、あるいは委員会等の意見を聴取し手順を踏まえて実行に移したか否かということが問題なのであります。プロセスを誤ると、本人に大変な迷惑をかけることになるから、プロセスがどうかという観点で、塞ノ神公園に建立された句碑は、そのプロセスを踏まえているか否かをお伺いします。また町では、公有財産、行政財産と普通財産の取り扱いをどのように考えているかお伺いいたします。

2つ目でありますが、公有財産を時効取得できるか否かについてであります。公有財産というのは、基本的には時効取得できないものと考えているが、できるものがあるとしたらどんなものであるのか、最近にわかに公有財産でも長い期間管理していると、時効が成立して自分の物になるかのようなお話しが飛び回っている。事実そのようになるのか、また今までこのような事実があったのか、あるとしたなら具体的な例でご紹介いただきたい。仮にこのようなケースで相談されていたら、解決されていないものがあるとしたならば、何が問題であるか、その原因を把握しているかお聞かせ願いたいと思います。以上、2点です。

町長 畠山菊夫

加藤議員のご質問にお答えします。公有財産とは、地方公共団体の所有に属する財産をいい、地方公共団体において公用または公共用に供し、又は供することと決定した財産である行政財産と行政財産以外の一切の公有財産である普通財産があります。

行政財産は、町が直接使用する公用財産である庁舎、消防施設などと、町民が共同利用する公共用財産である学校、図書館、公民館、公営住宅、公園などとなります。これらの財産は、原則、貸し付け、交換、売り払い、譲与・出資を目的とすること、信託す

ること、私権を設定することはできないこととなっております。ただし、その用途又は 目的を妨げない限度において、貸し付け等はできることとなっております。

一方、普通財産は、行政財産以外の公有財産であり、貸し付け、交換、売り払い、譲 与・出資を目的とすること、信託すること、私権を設定することができることとなって おります。

公有財産は時効取得できるのか、とのご質問でありますけれども、公有財産の時効取得についてですが、公有財産は、民法で規定する財産法の規律が及ばないため、原則、 時効取得の適用がないものとされております。

ただし、例外として、形態や機能を喪失し、平穏かつ公然の占有が継続し、実際上公の目的が害されることもなく、その物の公共用財産として維持すべき理由が無くなった等の公有財産は、時効取得できる場合もあります。

- 5番 加藤千代美 いま公有財産については原則できないという説明でありました。できる要因としては、 国が使用価値がない、長年にわたって放置されているものについてはできる、こういう 解釈であったと、それはそれでいいのですが、一番最初に質問した、公有財産が不当に 取り扱われている、という点についてはどうですか。
- 町長 畠山菊夫 加藤議員さん、ご質問にございませんので、もしそういうご質問したいのであれば質問用紙に書いていただいて、うちの方でちゃんと調べて、お答えできるものはお答えしたいと思います。
- 5番 加藤千代美 この件については、県の方に確認しておりますけれども、町の方に委託していると、 番地を申し上げるならば、蒲沼259-3と259-1の道路敷の用地であります。これについては、いま私ここに資料ありますけれども、後日調べておいてほしいと思います。仮にそういう事実があったとしたならば、行政で正確に判断して修正していただけるようにお願いしておきます。

次にですが、塞ノ神公園の句碑の建立については、自治法の中に238条の4、第1項については、貸付することができないという規程がありますけれども、第2項の4号までには、条件を付して貸すことができると書いてあります。ただし前提条件として238条の2に於いては、委員会を設けてそこで審議して町長が判断するようにというような規程がございます。それについてはどうですか。

- 町長 畠山菊夫 加藤さん、そのご質問も質問要旨にございませんので、うちの方で調べてから答弁させていただきたいと思いますので、何をお聞きしたいのか、しっかり私の方に述べていただければ、しっかり調べて答弁いたします。
- 5番 加藤千代美 いま具体的に塞ノ神公園と申しましたけれども、塞ノ神公園という指摘はしておりませんけれども、公有財産を貸してあることは事実なわけですね。それについてはどうですか。
- 町長 畠山菊夫 何べんも言いますけれども、質問要旨に書いていただければ、うちの方でちゃんと調べてお答えいたします。答えは正確にしたいと思ってます。
- 5番 加藤千代美 では委員会の中で、これを提案し指摘しておきますので、後日お伺いしたいと思いま す。これ以上この問題については話しても進まないと思いますので、2番の質問にいき たいと思います。

税の適切な賦課と徴収について、であります。

第1点は、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税については、ふるさとを 想う心温まる郷土出身者、あるいは八郎潟町の発展を願う全国のたくさんの方々が、万 感の想いを込めて送ってくれたものと感謝いたしております。

我が町に於いては、このふるさと納税が昨年度に比してどれくらい延びをみたのでありましょうか。朝日新聞によると、返礼品競争寄付100倍もの見出しで、仙北市開始1年で43万円から4,862万円、大館特産あきたこまちが人気、秋田ポイント制や、牛一頭の肉、更に県内自治体のふるさと納税額ランキングの中に、昨年203万円の納税額が8,593万3,192円になり、前年度比で42.3倍に伸びた三種町などが新聞に記載されております。

この記事の中身をみてると、いかに地域の特産品を育て全国にアピールし、自分の町を紹介するという情報発信能力とセールスにあるような感じがいたします。

我が町では、平成28年度に於いて、どのような対策を計画しているかお聞かせ願いたいと思います。

町長 畠山菊夫

ふるさと納税につきましては、行政報告でも報告しましたとおり、平成27年1月から12月までの1年間で、84名の方々から202万5千円の寄付がありました。平成26年と比べると、人数で73名、金額にして93万5千円の増となっております。これは、今年度から年間5千円以上寄付していただいた方に送料込みで3千円、年間1万円以上寄付していただいた方に送料込みで5千円の「マガモセット」を贈答品として送っている効果が顕著に表れているものと思われます。

また、今年度からスタートしたインターネットによるカード決済で寄付をされた方は47件あり、半数以上の方が利用されたことになります。

今後もふるさと納税については、町広報誌やホームページ等で、また、平成28年度には、パンフレットもリニューアルして、広く町民をはじめ、ふるさと会会員、県内外の方々へ広くPRしたいと考えております。

5番 加藤千代美 27年度の於いては、マガモが伸びたということはわかりましたけれども、それから さっきの説明でありましたが無農薬栽培の米の他には考えていないのですか。

町長 畠山菊夫 対応ができるものがあれば、考えていきたいと思っています。

5番 加藤千代美 以前、私は八竜の例を挙げてお話ししたことがあります。三種町では、やはり、ふるさと納税もありますけれども、地域産業を興しているわけです。それは大きな物ではメロン3種類でありました。これが前年度203万円であったものが、聞いたところ1億円くらいになった、こういう話を聞きました。何が一番大きく伸びたかというと、牛肉であったという話です。やはり新しいものに挑戦しないと、なかなか、ふるさと納税も伸びていかない。町の産業も活性化しなければいけない。それについてはどうですか。

町長 畠山菊夫 それはそのとおりです。地方創生の中でも取り組んでまいります。

5番 加藤千代美 現在の段階でその品目については、検討していないということですか。

町長 畠山菊夫 地方創生の中で考えていくことになります。

5番 加藤千代美 では次にいきます。一昨年、12月議会に提起した現況課税主義についてお伺いした いと思います。

> 私は一昨年の12月定例議会に於いて、税は現況課税主義に基づいて課税されるべき ものであると質問いたしております。その結果、以前に指摘された山林については、そ のように課税がなされているでしょうか。それについてお答え願いたいと思います。

町長 畠山菊夫

ご質問ですけれども、土地の地目は土地登記簿に登記されており、通常、土地登記簿上の地目と現況地目は一致するはずですが、登記が申請主義であること等から、登記地目と現況地目とが必ずしも一致しない場合があります。固定資産評価上の地目は、登記地目にかかわりなく現況地目によるものとし、実地調査により認定するものとされています。いわゆる現況主義です。

地方税法第408条では、「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に 当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない。」となっておりますが、膨大な数に上る課税客体の一筆一筆について毎日調査する ことは物理的に無理があり、また事務手続きが増加する分、徴税効率が悪化することが 予想され、本町では一筆一筆の調査は行ってはおりませんが、宅地や民家のある地域に ついては、目視による巡回をしております。

また、毎年4月1日から5月31日まで固定資産課税台帳の閲覧、土地及び家屋価格等縦覧台帳の縦覧、さらには、固定資産課税明細書を同封して納税者の皆様に所有地等の確認をしております。

5番 加藤千代美 私が聞いているのは、現況課税主義だということはわかりますよ、それに基づいて指摘された事項について、現況課税主義に課税しているか否かということを聞いているんです。

- 税務課長 千田浩美 先程、町長も申し上げましたけれども、一筆一筆全てを調査するには物理的に無理 があるということをご理解いただきたいと思います。それでわかる範囲で宅地や民家の ある地域については、目視において現況式で課税しております。
- 5番 加藤千代美 目視で課税するということはわかりました。じゃあ、私が指摘したことについては、 目視したのですか、しないのですか。
- 税務課長 千田浩美 山林の関係につきましては、登記も直ってきておりますし、それに基づいて現況も 確認し課税しております。
- 5番 加藤千代美 わかりました。税の問題というのは、先日、魁新聞の固定資産税の729万円の過大 徴収という記事もあります。目視できるかできないかという問題よりも、現況をしっか りと職員として把握していただいて、町民が納得のいくような形で徴収してもらいたい と思います。以上です。
- 議長 三戸留吉 これにて、5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。 次に、11番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。
- 11番 近藤美喜雄 ご苦労様です。今日は2点ばかり質問させていただきます。一つは教育の関係です。 この教育の関係については、地方教育行政の改正がらみの目新しい所といいますか、問 答形式でお伺いしたい、こう思っております。

それからもう1点は、町長自身の、町民からすると非常に関心の高いところですけども、2期目の最終コーナーを回ったという表現を私しておりますけれども、これらについて、この後の意欲について若干お伺いしたいと思います。

それでは最初に、総合教育会議の関係でありますけれども、平成27年4月1日をもって、地方教育行政の基本的なあり方についての見直しが行われ、関係法の改正が行われました。普段あまりよく知られていない分野と言い切るには、勉強不足を披瀝するようなもので気が引けますが、ご質問させていただきたいと思います。既に説明されているものもあるかも知れませんが、ご容赦いただきたいと思います。

まず最初に、この改革の背景について考えてみたいと思います。我々もよくわかりませんで、新聞・テレビ等のマスコミを介して我々はある程度掌握してる訳なんですけども、今の改正の背景として良く出てくるのが、一つには委員長と教育長の仕事の違い、これ一般的によくわからない。なるほど専門的には、それぞれ決まった分野を仕事してるんですけども、一般の方々からみるとよくわからない。というようなこともあるようです。

次には、いじめなどの問題が発生した場合の対応の混乱、これは八郎潟町というよりも、全国的ないじめに関係する事件を通して報道されているのをみますと、そういうのがよくあるように見受けられます。これらの問題も背景としてはあるのじゃないかな、という風なことです。

それから3つ目は、教育委員会は住民の民意が反映されてないんじゃないか、いわゆる住民との距離があるといいますか、感覚的な距離があるといいますか、そこら辺の表現よくわからないですけども、直接的なあれがない。社会教育・社会体育ではあるかもしれないけれども、一般的にはあまり学校とか何とかということになると、あまりないんじゃないかな、という風なことで、こういう風な問題もいわゆる教育委員会と住民との関わり、こういう風なものがどちらかというとすっきりしない、こういう風なことがあるのではないかと私なりに解釈しております。

いま話したように、これらがマスコミ等を介して我々伺っておりますけれども、それでは今の改正がらみの具体的な点につきまして、主に教育長さんになると思いますけれども、一番の問題は、今までの委員長の仕事と教育長の仕事をまとめて新教育長、いわゆるこれから新しく任命される教育長がやることになる、あるいはまた全く一般行政の中に組みこまれるような考え方になるのかどうか。この関係については今まで過去において特に教育の政治的中立性ということが非常に盛んに言われておりまして、これがやはり一般行政とは違って、教育行政はちょっとかけ離れた所といいますか、一体では無いような感じがしてきたわけですけども、そういう風な観点については、今どちらかというと専門の関係を持っております教育長さんの考え方をお願いしたいと思います。

教育長 江畠廣 近藤議員のご質問にお答えします。

新教育長は教育委員という役職から離れ、教育委員会の組織は常勤の新教育長と非常

勤の教育委員で構成されます。今までの委員長の仕事の部分を新教育長が担うことになります。つまり、新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表として、会議の主催者であり、具体的な事務執行の責任者であり、事務局の指揮監督者であります。政治的中立性の確保については、教育委員会は、引き続き教育行政の執行機関となります。総合教育会議で、首長と協議・調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されております。

11番 近藤美喜雄 それでは引き続きまして、2問目に入りますけれども、この関係については、我々 はよく知らない分野の一つでもありますけれども、書いたものをみますと、確かにこう いう風な関係も出てくるなと思っております。と申しますのは、いわゆる今までの委員 会の運営の仕方、教育業界の関係では、ストレートに国が関与するということは、あま り謳われていなかったように思いますけれども、新しい改正法の中では、特定された分 野だという風に解釈はしてますけれども、国が具体的に関与できるというようなことが あります。そこで我々は懸念されるといいますか、やや古い人間でありますので懸念さ れるのは、やはりいわゆる戦前の教育、これは国の関与というのは非常に強かったんで はないかと、我々はよく知らないんですけども、何となく後から色んなものをみますと、 そういう風に感じております。いわゆる一つの方向に向かうためには、教育そのものも その方向に向かわざるを得ない、こういう風なことがあっただろうと思います。そうい う風なことからすると、今新しい法では、国の関与が明確にされてきておりますし、更 にまた先程の方にもありましたけども、憲法9条の問題が今具体的に色々議論されてお ります。集団安全保障の問題、こういう風なことがあって行き尽きるところが9条の問 題ではないかという感じもしているわけですけども、安倍さんにしてみれば、そこが最 終のことになるんじゃないかと思っていますけれども、ただ、いま言ってるのは教育が、 いわゆる教育の分野に対して国がどの程度関与できるようになってくるのか、それがエ スカレートしていくんじゃないかなということが、ちょっと我々古い人間からすると危 惧されるところです。この点については現段階では恐らくないだろうと思いますけれど も、どういう風に解釈しているか。

教育長 江畠廣 国の関与については、教育委員会の法令違反や事務の管理及び執行に怠りがある場合において、児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があり、他の措置によってはその是正を図ることが困難なときは、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示することができることとしたもので、現行法における指示の要件を拡大して国の関与を強化しようとするものではなく、いじめ自殺等の事件発生後においても、同種の事件の再発を防止するために指示できることを明確化した、という風に捉えております。

11番 近藤美喜雄 いま国の関与の関係について説明いただきましたけれども、今現時点では、我々も 全体を掌握していないところがあるので、いわゆる法第50条ですか、この関係に今の 所は限定されて他の分野への影響の波及というのは、今の所ないと解釈してよろしいわ けですか。

教育長 江畠廣 その通りです。

11番 近藤美喜雄 続きまして、次の設問に入りますけれども、町長が招集する総合教育会議というのが出てきます。これは昨年の場合、どういう風に対応したのか私は定かではありませんけれども、今の改正法でいきますと、昨年の4月1日からの改正で施行されておりますから、いわゆる地域住民の代表する町長の意向が入ってくる、今までは地域住民の意向が入ってくる余地がなかった、なかったというのも変ですけども、直接的になかったということで、町長が総合教育会議なるもの年に1回なり何なり開く必要がある、こういう風なことで教育委員の方々と町長を交えた会議を開いていく、こういう風なことのようであります。

ここではどんなことが、昨年開かれたかどうかわからないけれども、昨年の状況、今年の4月に予定されているかどうかわからないけれども、この総合教育会議、どんな考え方で行われたものか、ここらへんもしわかればお知らせ願いたい。それで他の資料見ますと総合教育会議の場合は、いわゆる設置要項なるものを設定しているところもあるようですけども、この関係等についてご紹介いただきたいと思います。

教育長 江畠廣 総合教育会議の構成員は、首長と教育委員会となります。会議での協議・調整事項は、

教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき事項となっており、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能となります。また、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能になるので利点と思われます。

事務局は、総務課担当があたりました。議事録はホームページに公開していたはずと 思っておりましたが、ありませんでしたので、先日入力しております。大変申し訳ござ いませんでした。また、設置要項については作成しております。

27年度は、昨年の5月29日に総合教育会議を開催しております。

11番 近藤美喜雄 設置要項については、設定しているということですので、もしできれば後で委員会 等で配付していただければと思います。

それから議事録の公開については、今の新しい改正の中では特に総合教育会議の場合は、公表するというようなことが明確にされておりますので、それ以外についても教育委員会は非常によく公表しているわけですけども、ひとつお願いをしたいと思います。

それから次に、総合教育会議の中で色々定まって議論されているものが、定まっている場合もあるかとは思いますが、ただ本町の場合にやはりそれぞれの教育委員会の関係で特色あるものもあるかと思いますので、この点については我々も色々な情報をみておりますと、私なりに検討いただきたいと思うのは、この後の関係でありますけれども、子どもの貧困の対策、これをやはり改めて、本町の対策について具体的に検討いただけないかということと、もう1点は教育の多忙解消というようなことであります。というのは、よく先生方なり個人的にお話し伺うと、朝早くから出ていって帰りが何時になるかわからない、こういう話がよく聞かれます。これは何が原因でどうなのかよく現場がわからないけれども、ただ確かに勤務時間が長いということが一つの問題になってます。

私なりに考えますと、ただ単に先生方が忙しいからそれでいいんじゃないかということではなくて、明日の学校の対策を講じる、子どもの色んな問題点を相談する、こういうことが犠牲になる可能性があるんじゃないかなということが懸念されます。ですからこういう対策について具体的に可能なものについては対策を講じていけるような、そういう議論ができるような総合教育会議であってほしいと思っているところであります。

それから最後になりますけれども、今の問題につきまして、もし教育長さん何か考えとかありましたらお願いします。

教育長 江畠廣

お答えします。まず始めに教育に関する施政方針で述べましたけれども、第6次総合計画第5章「ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり」この領域の部分がこの28年度から4~5年間にわたる教育に関する基本構想であります。いわゆる大綱になるものでありますので、ご理解いただきたいと思います。振興計画をわかりやすくするために、今回は学校教育・社会教育・社会体育の3部門を柱にして、以前ありました生涯教育とか就学時前教育とか、まとめた形にして3部門に分けてありますので、お読みになればわかったかと思いますけれども、そういう形になっております。

次に、子供の貧困対策ですけども、子育て支援としての給食費の無料化は、その分を 教育に費やせるようにという思いから、この給食費無料化が始まったと理解しておりま す。

教育扶助児童・生徒の選定条件の在り方や奨学金制度の見直しなどを検討していきたいと考えております。

ほかに、国の施策で、児童扶養手当や生活困窮者自立支援法による支援があります。 次に、教員の多忙解消についてですけども、ご質問にあったように先生方は非常に多 忙といいますか、勤務時間が長いのが現実であります。私の向かいが小学校ですけども、 一番早い方で7時前にはもう勤務しております。そういう状態であります。

まず一つは、先生方の休憩時間の確保です。それぞれ校長の方で休憩時間の割り振りというものを示しておりますけど、現実中学校の場合は教科担任制ですので、昼休み休めなくても、4時間目とか5時間目、空き時間があればそこを休憩時間にしております。ただ小学校の場合は、非常にそれが難しい、一斉に休憩とるのが難しいので、色んな工夫をしながらサポーター等も活用しながら、出来るだけ休憩時間もとるようにしております。

あとは部活動指導の在り方です。部活動につきましても、元来であれば外部指導者がいても、教員の指導者がついて指導しなければいけないというのが原則でありますけど、 人郎潟の場合は外部指導者にお任せして、その間先生はお仕事してもいいという形で私 の方からは指示しております。緩和のためにです。ただ理想は、教員と外部指導者が一 緒になって指導するのが、望ましい形だと思っております。

あと児童・生徒名簿、通知表、指導要録等の電子化、これもできるだけ進めておりますけど、指導要録の電子化はちょっと難しい部分もありまして、ソフトの開発等お金のかかる部分もありまして、学校の方で工夫しながら、指導要録の電子化できるように努力しているところであります。

次に、研究授業における指導案検討会の縮小化、今までずっとそうですけども、校長の立場もありまして、研究会・研究授業ある時は、指導案検討というのは、一つの研究授業に対して3回か4回、行ってきたわけですけども、それをできるだけ少ない回数で間に合わせて行くような方向に持って行っております。私ども教育委員が学校訪問等に伺いする時の約款的なものも、できるだけ簡単に書いていただくようにしております。

あとは教員に負担になろうと思われる国の事業等きます。こういう事業やらないかとか。私は基本的には、先生と子どもが向き合える時間を多く確保したいということで、できるだけそういう事業は受け付けておりません。先生方には子どもと一緒に活動できるというか、みれる状態をつくろうと思っております。

あとは、学校支援のために、特に小学校の場合、昼休みとか時間をずらしながらサポーターのご支援もいただいております。

等々、今までも多忙化解消の施策を講じてきておりますが、この後ももう少し推し進めていかなければだめだなという風に考えております。

11番 近藤美喜雄 どうもありがとうございます。更にまた色々とご検討いただきたいと思っておりま す。先程の中で、私内容的に取り落とした所がありますけども、というのは町長が今度 総合教育会議に出て教育大綱なるものを策定する、というのは町長の考え方が大きく入 ってくるということも解釈できるわけですけども、そういう大綱を作成するということ になってきます。ただ先程、或いはまた昨日の教育長さんの施政方針の中にもありまし たけども、第6次総合計画第5章の中にある「ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり」 を進めるということで、八郎潟町の教育行政基本構想の大綱とする、ということがござ いました。そう解釈していいんだろうと思いますけれども、ただこの大綱、私なりに見 た範囲では、町長の意向どのくらい入っているのか、これはいわゆる八郎潟町の総合計 画第5章にありますけれども、策定委員の方々が主に策定し、データを国からもらって、 ほっとさんの関係の会社が、ある程度基本線を描いた、そして委員会で検討した、 いう風なことで、当然議会でも何回か目を通したんですけども、そうすると町長の大綱 に対する気持ちというのがあったのかどうか、そういう場面があったのかちょっと分か らないんです。ですから、そのことと絡めて、いわゆる八郎潟町の大綱を、この後更に 改めて、もしこの後作るとしたら、例えば来年なるかわからないけれども、作るとすれ ばやはり町長の意向を確認しながら作る必要あるんじゃないかと思いますので、この点 について特に総合教育会議に出席された町長、この後の大綱に対する考え方、もし町長 の方から何かあればお願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫

近藤議員さんにお答えします。これまで教育長さんとは、意思疎通を図りながら本町教育のみならず、文化・スポーツの課題や将来のあるべき姿などを共有しながら進めてきております。

総合教育会議の構成員は、私と教育委員会となります。従って、教育長も先程答弁しましたが、私の教育行政に果たす責任や役割が明確になると共に、公務まで教育政策について議論することが可能となります。両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能になる利点をいかし、相互に連携を深めながら効果的に教育行政を推進したいと思います。

いま町の方針の一端には、子供たちにも先生方にも、安全で住みよい・楽しい学校になるための教育環境の整備や共同調理場の建設などを含め、財政面での支援を計画的に進めて行きたいと考えております。

11番 近藤美喜雄 どうもありがとうございました。第1問目の質問は、以上で終わりたいと思います。 この後もよろしくお願いしたいと思います。

2つ目の問題でありますけれども、これは、町長二期目のコーナーを回って、という表現をしてますが、今の畠山町長は、ご承知のとおり、4年前の平成24年8月28日に現職の畠山町長が無投票で再選を果たしております。顧みれば二期目の任期も、ほぼ半年と迫りました。町民の期待を一身に受け、日夜心身ともに懸命の努力をされてきたものと拝察いたします。

しかし、ここで冷静に確認したいのは、町長自身の実績と町民目線の将来を見据えた

行政手腕、誤りのないリーダーシップに象徴されるかも知れません。一期目と違い二期 目は辛めの評価となるのではないかと考えますけども、これは私の勝手な解釈なのでご 容赦いただきたいと思います。今後、より一層のご尽力を期待いたしたいと思っており ます。

さてここで、確認をさせていただきますけども、主要な実績の一端について、町長自身の評価をお伺いしたいと思っております。

一つは、振り返って成果を語るとすれば、色々やってきているわけですけども、主要なものについてどんなものがあげられるか、この点についてお願いします。

町長 畠山菊夫

いま町内会を始め、役場関係機関の総会に出席させていただいておりますが、町民の皆さんからは、町の運営に対して大変厳しいご意見もございます。それは役場というより、私自身に対する見方であり、近藤議員言われるとおり二期目の評価とも受け止めております。

そうした中で、いま近藤議員よりご質問のあった、振り返って成果を語るとすれば、 大変厚かましいと思われますが、出来なかったことが出来たことで、財政基盤強化が図 られたということでございます。

私が就任した当時の財政状況は、危機的状況でありました。新規事業計画を十分に検討し起債発行の抑制に努め基盤強化を図りながら、財政運営を行った結果、一期4年で想定以上のスピードで健全化が進められることができました。

しかしながら財政サイズが非常に小さく、背伸びをするとすぐ苦しくなるという体質には変わりはなく、2期目では自力力を高めるため、子育て支援を始め身近な暮らしやすさや、そういうものに繋がる施策や将来負担の軽減に繋がる公共施設の充実など、必要性・計画性・実効性、全職員一体となって取り組んだ結果、財調基金の積み立てを中心に今後多額の費用が見込まれる事業に対応できる財政基盤強化が図られたものと思っております。

- 11番 近藤美喜雄 次に、実現したいと思いながら、色んなことがあって取り残している、そういう風なものが恐らくあるんじゃないかなと思っております。いま町の方では、第6次総合計画を、あるいはまた総合戦略を取りまとめました。こういう中に、恐らく課題が入ってくる、あるいは入ってるとは思います。この点について、町長自身からあればご紹介いただきたい。
- 町長 畠山菊夫 行政の広い分野で十分な成果をあげるのは、なかなか難しいものもあり、近藤議員言われる取り残しているものは多くあります。全く成果のないのが、雇用創出に直結する企業誘致や、水道事業、観光事業も大きく関わる八郎湖の水質改善、医師確保の進まない厚生病院や産業振興、災害対策、複合的な高齢者対策などが道半ばであり、これから地方創生に向けた新規事業も含めながら取り組んで行きたいと思っております。
- 11番 近藤美喜雄 よろしくひとつお願いしたいと思います。

次にですけれども、今までそれぞれの議員から提案されてきたもの、たくさんあります。その中で非常に大事なものだなと、まぁみんな大事なんですけども、特に町の災害対策上、あるいは町の将来のために是非実現していただきたいと思う根幹的なハード事業、これを4点ばかりあげてみました。この点については私が提案したものもありますが、そうでないものもありますけども、いずれ町にしては大事なことでありますので、今この節目の時にあたって、町長自身からこれらに対してこの後の見方、あるいは対策の仕方、こういう風なことについて考え方を伺いたい。

4点をあげてます。いわゆるハード事業として、町の根幹を担っているだろうと思われる4点ですが、これは私なりの勝手な選択でありますので、それ以外にもあるかとは思います。

1つは、主要送水管、これ水道の話が前にもありましたけども、小池方面から浦大町の高架水槽に送る送水管ですけども、3. 何キロあるといわれてましたけれども、石綿管のままだと認識しております。これは災害の時になると大変な事になりまして、いわゆる塩ビ管、鉄パイプの補修のようには簡単にいかなくなる、という風なことが、これは当然水道課の方で分かってることだと思いますけれども、万が一そういう風な状況がくると大変になるということになりますので、できるだけ、これも恐らくこの後の計画の中には入ってると思いますけれども、早めの取り上げをお願いしたいと思っています。

それから2つ目は、旧高岡土地改良区区域の圃場整備事業です。これはもう何十年来のテーマの1つだわけですね。いまいまに始まったことではないんですけども、最近の

情勢を聞いておりますと、かなり良いような雰囲気、実際、手が付けられる段階まできてるかな、という感じがしておりますけども、この点について。

それから3つ目は、大雨洪水対策の場合の一日市中嶋地区の新しい排水路の問題、これも去年、一昨年ですか3百数十万の調査費を計上して、専門家の方から調査をしていただいていると思いますけれども、この点がその後の、若干時間も経ってきておりますけれども、方向性がちょっと定まっていないように思うけれども、これもまた、大事なことになるんじゃないかなと思います。

それから4つ目は、高速アクセス道から大潟村へ通ずる県道のJRとの平面交差、これは我々はちょっと簡単にいかないんじゃないかと思っておりますが、町長も一生懸命なんで、その実現の方向というのはどういう具合になっているものやら、可能性があるのかどうかということも含めて、この点を1つ、私の今日の質問では簡単に考え方をお知らせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

町長 畠山菊夫

始めに、浄水場から浦大町貯水池までの送水管の延長は、3.7キロメートルありますが、3.5キロメートルに石綿管が敷設されている状態です。敷設替え事業費は、概算で約2億8千万円程です。石綿管の敷設替え事業は、平成21年度までの時限立法でしたので財源確保の目処が立たず着手できていないのが現状です。

浄水場の施設整備に一定の目処がついたことから平成28年度から40年以上の老朽管敷設替えを対象とした「水道管路緊急改善事業」が始まることから、平成29年度に向けて計画する考えです、また、現在の送水管は農道に敷設されている状態ですので、町道への敷設替えの検討などを行い、計画的に更新してまいります。

次に、高岡地区圃場整備事業についてですが、平成25年8月に高岡地区圃場整備事業準備委員会が設立され、関係面積は、五城目町45 ha、八郎潟町44.7 haの計89.7 ha、事業費については未調査の段階ですが、10アール当たり140万から180万円としております。

平成26年4月に事業実施に伴う調査計画費の地元負担についての要望が、準備委員会会長、戸村土地改良区理事長の連名で、両町に提出されております。

事業採択に向け平成28年度は、担い手集積、法人化・転作作物などを話し合い、促進計画を作成する予定となっており、平成31年度事業採択に向け進めていることを確認しております。

次に、平成26年度に一日市・中嶋地区の7水系の幹線排水路の調査を実施しましたが、ほとんどの排水路について、馬場目川より水路底が低く、また、水路自体の勾配や断面が不足しているという結果が出ました。

7水系のうち、比較的、工事施工ヤードが確保できる、2水系については、詳細な調査、事業費の算出、財源の確保についてはこれからであります。

また、分水についても検討したい考えですが31区地域に負担がかかることや流速が増すことにより、一時的な農作物の冠水も懸念されるため、土地改良区と協議を進めてまいります。

更にこれまで、五城目八郎潟インターチェンジの整備が決定されてから、県道秋田八郎潟線と県道道村大川線の接続について、五城目町・八郎潟町県道整備促進期成同盟会、県道秋田八郎潟線道村大川線改良整備促進期成同盟会などで秋田県へ要望してまいりましたが、秋田県の回答は立体交差であり、巨額の費用が係ることなどから道路整備の実現には長期的な見通しでありました。

えきまえ交流館はちパルが建設され、駅前や商店街活性化のため、平面交差での整備を秋田県へ再要望し、昨年、1月より秋田県と合同でJR秋田支社、東北運輸局と事前打合せを等を実施しております。保安面等の課題解消など難問はありますが実現に向け協議を進めているところであります。

11番 近藤美喜雄 ここではそんなに深入りしないよう思ってますけど、ただ4番目のJRとの平面交差の関係については、いま町長の方から県の考えかたは、立体交差ということがありました。これは従来、そのことで今の事業は実施できないで、事業費が高くあがるということで、県の方でできないということで来た経緯があったけれども、その当時のことちょっとでたのかなという感じしております。この件はこのあとまた頑張っていただきたいと思います。

これらの関係については、特に私のみならず、より関係の深い議員が更に質問していくこともあるかと思いますのでよろしくお願いします。

私ここでひとつの表現しておりますけれども、詰め将棋のような厳しい対応をお願い したい、こう書いておりますけども、これは1つの表現の例でありますけれども、よろ しくお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、いま第6次の総合計画、そして人口ビジョンに伴うところの総合戦略、あるいは過疎地域の計画、これらは全部これからスタートしていきます。こういう風なこと町長は策定にあたって仕上げをしたことになります。そしてまた今年の28年度の予算は、前の予算質疑の時にありましたけれども、骨格ではなくて、ちゃんとした予算だよということもありました。今年の場合は総務課長も倒れたりして非常に大変だなとも思いますけれども、いずれ非常に大事な時期であります。町長からすると、私たちみてると、ひとつは町長少し疲れたのかなと、あまり多忙なのでそういうのも少し考えたりしておりますが、いやいやそうでない、もうひとつはますます油がのってきてる、ますます情熱があるのか、そこを少しお願いします。

町長 畠山菊夫 先程も、今までやってきた取り残したものもございます。道半ばということもございますけれども、意欲を持って取り組んでいる状態のことは、ご理解していただきたいと思います。

11番 近藤美喜雄 以上で終わります。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、11番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。 次に、10番 伊藤敦朗君の一般質問を行います。

10番 伊藤敦朗 伊藤敦朗でございます。今日は「はちパル」のことについて、ご質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

はちパルを開業しまして、1年近くなろうとしています。当初の目的どおり、駅前は 賑やかで明るく、綺麗なスペースが創出されました。これは大変喜ばしいことだと思っ ております。入館者数も2月末で約12万8千人となっていて、図書館に関しては、利 用者約9万2千人と大変多くの人に利用されています。ただ一日一人1回のカウントで ないので、ダブりはあるとは思いますけれども、私も所属の任意団体や会合などで、利 用させていただいております。プライベートでは図書館なども利用させていただいてお ります。訪問の度に、機能的で使いやすく、いい建物だと思っております。

ですが1点気になることがあります。それは二階部分への立入禁止表示のことです。 当初は恐らく全館使用を念頭において計画されたものと思われますが、必要ないのであ れば計画しなかったのではないでしょうか。これは建設費用にも影響するものでもあり ます。そこで、以下の質問をさせていただきます。

問1として、実施計画の段階でどのような利用方法を考慮していたのかをお示し願いたいと思います。管理用通路としては上等すぎると思われます。2階部分に関してですが、どういう風な使い方を考えていたのか。

問2として、現在使用できない理由についてお知らせいただきたいと思います。

問3として、問1での利用方法を考えていた場合、現在実施できない理由をお知らせください。また、今後開放空間として継続的利用は検討されているのか、町民文化祭等で展示のために一時利用はされているようですが、回答をお願いしたいと思います。

教育長 江畠廣 伊藤議員のご質問にお答えします。

はちパルの2階部分については、管理用通路ですので、実施設計の段階からその部分の利用は考えておりませんでした。

2階の図書館側へ通じる扉は防火扉になっており施錠できませんし、一部吹き抜けになって、手摺りを設置している部分もあり、常時開放しておくには危険が伴うため、立入禁止としております。

したがいまして、開放空間としての継続的利用については、現在のところ考えておりません。ただ、一番狭い所でも幅が2メートル以上ありますので、芸術文化祭での絵画や書道の展示のような活用は十分できるスペースです。

芸術文化祭など、町の事業として実施するものについては、掲示板のほかに人的配置などによる安全対策をしっかりと講じながら、一時利用という形で活用していきたいと考えております。

10番 伊藤敦朗 ありがとうございました。ただ、いま管理用通路ということで、当初計画からあった ということなんですけど、管理用通路としては先程も述べましたとおり、相当贅沢な作 りになっておりますが、その点に関しては当初からそういう作りで計画されたものでし ょうか。 教育長 江畠廣 と思います。

10番 伊藤敦朗 そう言われてしまうとどうしようもないんですけども、ただ私が考えるには、色々管理上の問題もあるかと思いますけども、例えば会館を使用している方々に自治権を持たせて、例えばボランティアで、高校生以上の方のボランティアを募集するとか、会館を頻繁に利用する団体で、例えば囲碁クラブとか、そういう人たちの活動場所、2階で管理をしながら活動するような方策もあるんじゃないかと思います。そういう利用者の中で検討して頂いて、建物管理をしながら利用するというような方法もあるんじゃないでしょうかね。それを検討していただけないでしょうかと思いますけども、いかがでしょう。

教育長 江畠廣 先程お話ししましたように、一応町の事務につきましては、安全管理上、掲示板、あるいは町の担当の者を配置して、一時的に使用可能を考えてますけども、いま伊藤議員がお話されたボランティアの方とか、使う側の方の管理を徹底して使ってはどうかという提案ですけども、今後安全対策等を含めながら、もう少し検討させていただいて、どのようにしていけばベストなのか考えていきたいと思います。

10番 伊藤敦朗 わかりました。せっかくできた新しい建物ですので、全館利用して始めて施設として の活用が活きてくると思います。官と民を一体として全体を賑やかに使えるよう検討さ れることをお願いして質問を終わりたいと思います。 どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、10番 伊藤敦朗君の一般質問を終わります。 ここで、午後2時55分まで休憩します。

> (午後2時45分) (休 憩) (午後2時55分再開)

議長 三戸留吉 それでは、再開いたします。 次に、6番 柳田裕平の一般質問を行います。

6番 柳田裕平 柳田です。今回の質問は、表題で3項目でございます。

第1点が、町内会組織の在り方について、これは町長から答弁いただきます。

第2点が、八中クラブ活動の部員不足について、これは教育長から答弁お願いします。 第3点が、八郎潟町産直センターについて、これは町長からということで、通告して おります。なお、1問1答ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、No.1の町内会組織の在り方について、お伺いいたします。

少子高齢化で世帯数が減少し、一部の町内会では役員の受け手がいない、町の行事に参加するにも人員の確保が難しい等、町内会の運営に支障と格差が出てきているのではと、平成26年12月定例会で組織の再編を含めた、町内会区域制の在り方を検討する必要があるのではと質問いたしました。

その時の町長の答弁では、区域制は昭和31年の町村合併時から継続され、現在では 不均衡が生まれております。また、八郎潟町行政区域等調査懇談会が、平成3年5月から平成4年2月までに5回開催されて、答申書が提出されております。また当局の考え として、町内会から要望があれば考えます。平成28年度からの基本計画策定協議の中 で、これからの在り方を検討すべきであると述べております。

そこで基本計画も策定されたようですので、この件に関する町当局の考えを、今一度 確認する必要があると考え、前回とは若干視点を変えてお伺いいたしますので、答弁よ ろしくお願いいたします。

まず第1点、八郎潟町行政区域等調査懇談会について

前回の答弁で、この懇談会が25年も前に開かれていたことを、私は初めて知りました。また、その当時の町内会組織にそんなに不均衡があったとは思われませんでしたので、なぜこの懇談会が開かれたのか理解できないところがございます。

そこで、懇談会が設置されたのは町当局の考えなのか、あるいは町民側からの要望なのか経緯をお伺いいたします。

また、懇談会からの答申、これは1行政区当たりの戸数は50戸から70戸が適当である。また名称は地域にあったものが望ましいという答申でございますが、これを受け

て、町当局はどのような考えでどのような結論を出されたのか、お伺いいたします。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えします。

平成26年12月定例会でもお答えしておりますが、第3次基本構想後期計画の策定時において、平成3年2月に審議会より行政区の改善について、区の名称と並び順や行政区域が判然としないなどの支障があるため改善に向けて取り組んで欲しい旨の提言を受けて、「行政区域等調査懇談会」を設置しております。

14名の委員で審議した結果、議員が言われているとおり、1行政区の戸数は50戸から70戸が適当である。あるいは、行政区番号を廃止して地域にあった名称とした方が好ましいなど、行政区域等の変更を前向きに推進すべき内容の答申でありました。

これを受け、一旦は変更に向けて行政区域等変更計画に伴う町内会長会議を計画しましたが、町長選挙で町長が替わったことにより、協議した結果、いろいろ問題があるため再度検討する必要があるとされ、現在に至っております。

6番 柳田裕平

経緯は分かりました。ただ、25年も前から現区域制を改めるべきと答申されているのに、どうして今まで手つかずできたのかな、というのが私の疑問のところでございます。恐らく私が思うには、長年の歴史的背景からくる町民感情、この感情というのは、町民にそれほど切迫感が感じられなかったということじゃないかなと思うんですが、この点、町長はどのように考えますか。個人的に考えあれば。

町長 畠山菊夫

当時の職員、だいぶ退職されておりまして、色々聞いた中では、相馬さんは答申を受けて実施する考えであったようでありますけども、北嶋さんが今のままでよいということで、そのまま現在に至った経緯だと思っております。ただ柳田議員いわれたとおり、当時とはかなり世帯数も変わっておるのは事実でございます。

6番 柳田裕平

わかりました。ただコスト等とかいう理由も今言われましたが、私はコストはやはり時間をかけて検討していけば、はちパルのコストとか給食費無料のコストを考えれば、そうたいした問題ではないと思いますので、この後また質問続きますので、このあたりまた頭の中に入れておいていただきたいと思いますが、次の第2点に進みますが、基本計画策定協議について

第6次総合計画では、課題として人口減少に伴う町内会組織の検討というところに入っておると思います。ただ施策のところでは、具体的には何も触れておりませんでした。 課題ではあるが、施策としての優先順位からは外されたのではと思われます。そこで審議会では、この件でどのような意見が出されたのかお伺いいたします。

町長 畠山菊夫

総務部会の審議の中でも、やはり各町内会において人口減少や高齢化により、町内会 運営に支障をきたしている町内会が増えてきているため、今後、町内会の合併等も見据 えた検討をして欲しいとの意見がありました。

なお、このような実情があることを踏まえ、第6次総合計画の実施計画に町内会組織の再編事業を載せ、今後、行政区域についてどうあるべきかを検討してまいります。

6番 柳田裕平

今後、検討していただくということで進めていただきたいと思います。次に、この問題の第3点でございますが、 町内会組織の在り方についての町当局の考えをお聞きいたします。

現在の町内会組織については、行政区域等調査懇談会から指摘されたとおり、様々な面で支障が出てきていることは、町当局も認識しているはずでございます。

また、第6次総合計画の諮問理由にもあるとおり、社会情勢も大きく変化し、時代に 即応した行政運営が求められております。私は、町民からの要望で動くのではなく、行 政主導でコンパクトな町にふさわしい町内会組織の改革に向けて、実態の調査や各町内 会の意見を聞く等、色んな観点から検討する時期に来ているのではと考えますので、町 当局の考えをお伺いいたします。

町長 畠山菊夫

今後、ますます人口減少が進むと予想されている状況の中、これからの町内会組織の 在り方は、コミュニティ活動の活性化支援の促進を図るとともに、自主的・主体的な運 営を推進し、地域活動が円滑に実施できるよう、適正規模な町内会の再編についても検 討していく必要があると考えております。

まずは、議員言われるとおり、今後、各町内会の実態と実情の把握に努め、町内会長会議などでご相談していきたいと考えております。

6番 柳田裕平

参考までに、各町内別世帯数の統計を総務課の方からいただいております。若干説明させてください。1番世帯数の多い町内会が14区羽立町内会で252世帯、その次に多いのが26区川崎町内会154世帯、1番少ないのが21区三倉鼻14世帯、その次に少ないのが4区35世帯でございます。また平均値のあたりは50世帯から100世帯これが18町内会となっております。懇談会で指摘されたレッドゾーン50世帯以下の町内会が7町内会該当しているようであります。

それから人口調査も調べてみました。八郎潟町の年齢別人口予想によれば、2020年4年後ですが、65歳以上の方は全人口の41.3%であるという風に予想されております。このままでは町の行事や事業に参加・協力したくても、できない町内会が増えてくるのではと心配されるところでございます。そういった点を考えて、ひとつよろしくお願いいたします。

次の表題に入ります。2番ですが、八中クラブ活動の部員不足について、お伺いします。

昨年の12月に、「八郎潟町のソフトテニスの夢と伝統を次世代へ」という、八中ソフトテニス部の部員数が少なく、存続の危機に直面しているとのテニス部関係者から町民への支援・協力を願う書面を拝見いたしました。この書面の要点、説明させて下さい。

現在、男子部員は1名、女子は1年生が1名、男子に限っては、来春、今年の春ですが、部員を募集するかどうかも定かではありません。子どもたちが夢や目標に向かって努力し、限界に挑戦し続ける姿は、故郷の誇り・希望・そして活性化に繋がります。という要点の文章でございました。

子どもの進学や将来のことを考えると、私は放っておけない問題だろうということで考えておりますが、そこで八中クラブ活動全体の共通した問題であると考え町当局にお伺いします。

第1点、八中ソフトテニス部の存続の危機について、お伺いいたしますが、ソフトテニス部の件については町当局にも相談があったかと思いますが、現在までの経緯と新年度からの見通しを、町当局として把握している範囲でお答え願います。

教育長 江畠廣

柳田議員のご質問にお答えします。

中学校の部活動については、基本的に学校経営を担っている校長の裁量権にあります。 私ども教育委員会としましては、柔道部の募集停止した折にもそうでしたが、必要に応 じて学校実情等を踏まえ、校長と相談・助言しながら進めてきております。今後もその ようにしたいと思います。

さて、伝統と実績のある八中ソフトテニス部男子について、27年度にも募集はしましたが、現在、新入部員が1名だけとなっており、2年生部員はおりません。5名いた3年生が総体後抜けて、郡市新人大会では男子の部がありませんでした。

今後の考え方として、女子はしばらく存続が可能の状態が続きますので、男女一緒で一つの部活と考えているところですが、新年度男子の入部人数に応じて、どうするか確定することになろうかと思われます。

6番 柳田裕平

だいたい分かりました。第2点の町当局としてどのように受け止めているか、という項目ですが、近年は生徒数の減少と競技志向多様化が進み、また特定の競技に入部希望者が偏る傾向にもあると聞いておりますが、本町の教育現場では、この問題をどのように受け止めているのかお伺いいたします。

教育長 江畠廣

何年も前から、生徒数からして部活動数が多い状態であります。学校は無理して現存の部活動運営を強いられている状況となっております。また、設置部活動以外、つまり学校管理下外で活動しているバドミントン同好会や水泳、柔道などの種目については、大会出場の場合、引率教員が必要となりますので、生徒・保護者の意を汲んで教頭や運動部の監督以外の教員が対応しております。

入部に関して、設置部活動に入部する場合、個人の意志を尊重しますので、生徒を均等に振り分ける訳にもいきません。また、部員数が少数でも、何とかやりくりしながら部活動に励んでいるものを今の段階で、むりやり募集停止することはできないものと考えております。

6番 柳田裕平

ちょっと教育長にお伺いしますが、このようなケースは今後も予想されますが、このような問題が起きた場合、学校・PTA・親の会・教育委員会など、関係する機関ございますが、この問題を解決するためには先頭に立って対応するのはどこなのか、私よく分からないんですよ。みんなそれぞれ勝手にやるわけにいかないですし、どこが最終的

に判断を下すものか、ちょっと分からないので教えていただければ。

教育長 江畠廣

先程申し上げましたように、部活動設置については学校サイドであります。最終的には校長の判断で決まるということになります。これは、職員会議等含めながら、教員の指導体制ありますけれども、ある部活に配置できるかどうか見極めながら、どうしてもここのところは無理だとなれば、例えば一人しかいないとなれば、ここの部活を停止する方向でいきましょうとかいう話し合いになるかと思います。そういう時も一応相談きますけど、決定権は学校長でございます。

6番 柳田裕平

分かりました。次にもう一つ、3点目の質問でございますが、町当局としての対応策でございます。

最近、県内のある中学校野球部では、部員数が足りなくて合同チームを編成して地区大会に出場するとか、色んな対応を講じているようです。湖東地区広域での合同チーム構想や小学校スポ少との連携など、この問題について、教育委員会・学校・PTAなど、関係団体が合同で協議する機会を設けてはどうかと考えますが、町当局の考えをお伺いいたします。

教育長 江畠廣

各部の部員数、スポ少の加入状況に応じて部活動を整理していくことが必要と考えております。数年先は中学校職員定数が7名となりますので、32年度小・中学校併設校開設時点で6部活数くらいとみております。というのは、基本的に教員が必ず監督、引率教員ならないといけないことになりますので。

合同チームについては、その条件として、エントリーメンバーに満たない部員のチーム同士が同じ郡市内に存在することが必要です。ですので、男鹿潟上南秋の場合に、その中にそういうチームが存在しなきゃいけないということになります。

また、どちらか一人の監督が監督権をもち、練習場所の本拠地を設け、練習計画に基づき数日間練習しているという実績が必要となります。例えば一週間に五日間練習があった場合に、三日間は合同で担当の監督さんが指導する、残りは本来の学校に戻ってそちらの監督さんが指導する、そういう風な形になろうかと思います。

中学校部活動の在り方として、今、全国の公立中学校の若手教員が中心になっての「部活問題対策プロジェクト」には、「部活がブラック過ぎて倒れそう、顧問をする・しないの選択権がほしい」「年間8日ほどしか休めない地獄」などと、部活問題の改善を求めた署名活動で問題提起しております。これを文科の方に届けるということになっているそうであります。

私どもとしては、そういう教員の悲痛な叫びの現実をもとらえながら、時代の流れとして、今後の部活動の在り方を考えて行かざるを得ない時期にきていることになります。 今一番の課題は、外部コーチも含めて部活動指導者の確保だと考えております。

最後に、関係団体が合同で協議する機会を設けてはというご質問ですが、合同協議会を開催する予定は考えておりません。合同チーム構想については、当該学校で十分熟知していることであり、問題ないと思います。必要に応じて合同チーム作る場合は、それぞれ当該学校同士で作る形になります。

スポ少との連携等、スポ少の設置団体や中学校部活動の設置等については、今後小・中一緒になる32年度をめどに方向性を示さなければと考えております。

6番 柳田裕平

あとは、八郎潟中学校のことを考えて私なりの意見なんですが、中学校に6年生が入学する前に、中学校の在校生と6年生との交流の場を設けて、クラブの状況を説明し、小学生を勧誘するとか、あるいは当局としてクラブ活動の課題などの情報交換をするとか、お互いに話し合って小学生中学生が、そういう場を設けてやればどうなのかなと私なりの考えもあるのですが、そこら辺、教育長から。

教育長 江畠廣

新入生体験入学というのがございまして、学習面も含めながら、6年生が中学校の方へ入学前に行きます。色んな説明、部活の説明・体験、そういうふうなこと、ずっと昔からやっております。ただ、いま議員がおっしゃるように、同じクラブ同士集まってじっくり話し合う時間は取れてないと思います。ただ、子どもたちが実際に見て体験しながら、こういう部活があってここはこうだよという説明が十分受けてるはずでありまして、それを受けて、いざ入学してからまた部活紹介がありまして、子どもたちが入る部活を決めるという段取りになっております。

6番 柳田裕平 いずれ何よりも子どものことを最優先にという考え方で対応していただきたいと、私

は申し上げておきます。

次の表題の方に移ります。

3番目でございますが、産直センター構想について、お伺いいたします。

産直センター構想については、平成28年度からの事業計画となっておりますが、私は近隣にない特徴ある産直センターを開設するべきであると考えます。町民の関心ある重要事業ですので、現時点での町当局が考えている構想内容と計画策定手順についてお伺いいたします。

町長 畠山菊夫

産直センター構想は、第6次総合計画の実施計画において、平成31年度実施設計委託、32年度に建設費を措置し、過疎対策事業債を活用いたしまして、駅前に建設予定としております。

施設につきましては、生産者、消費者が共に利益享受でき、地域の商店会と共生し、 相乗効果をもたらすことが、求められると考えております。

地域の商店会にあっては、近隣のコンビニエンスストアや、大型店等により厳しい経営状況にあり、競合することのない特徴的な店舗の誘致、運営方法など、検討課題については広く意見を求め、町民との協働で進めて行きたいと考えております。

6番 柳田裕平

いま町長が言われたように、計画に関しては細心の注意を払って進めていただきたいと思いますが、できれば町民にも十分すぎるくらい情報を伝えて計画に参加してもらうことも考えていただきたい。また交流人口の拡大も当然でございますが、地域の活性化に結びつくような、八郎潟町独自の特徴ある産直センターを考えていただきたい。最近マスコミ報道にございましたが、業績を残した大潟村の産直センターや近々五城目町に開設する「お互いさまスーパー」など色々と参考にしていただきたい。

また J Aや商店街など各団体との協働化や町の高齢者が産直センターで買い物しやすいシステムを、例えば配達するとか、そういうことも考えていいのじゃないかなと思います。明日の将来を見据え幅広い分野から様々な意見を聞いて、また町議会とも親密な連携を保っていただいて、進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。以上で終わります。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、6番 柳田裕平君の一般質問を終わります。次に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人

4番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。町民の方々の要望やご意見を踏まえ、2つの一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず第1点は、役場庁舎の建設は小中一体校建設の先か後か、ということでございます。

本日の魁新聞紙上で、役場庁舎の改築について、大変詳しく載っておりましたけれども、私の一般質問も、二週間前に通告しておりましたので、そのまま質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年12月議会で新庁舎建設計画についての一般質問があり、当局の答弁は、今後計画案をまとめ議会・町民へ示し意見を伺うとのことでありました。確かに現役場庁舎は昭和45年竣工で、築45年経過しております。老朽化の問題もありますが、何よりも耐震性がないことが一番の課題です。選択肢としては現庁舎の耐震化工事、八郎潟小学校への移転、新庁舎建設の3案があるとしていたが、当局は新庁舎建設で進むようであります。

さらに12月議会の一般質問答弁から要約すると、現庁舎と同等床面積で建設した場合、木造建てであっても鉄筋コンクリート造りであっても概算工事費は10億円とのことであります。いずれこの役場庁舎の建設は避けて通れないことでありますから反対するものではありません。

今回の一般質問でお聞きしたいのは、八郎潟中学校・小学校の一体化工事の先か後か ということであります。あるいは同時並行的に進めるのであれば財政的に余裕があるか ということであります。

私が役場職員の頃でだいぶ古い頃のお話ですが、北嶋義則元町長と第4次基本構想策定にあたって町の課題検討をした時、役場庁舎の改築と言う話題が出ました。その時北嶋元町長は、「役場と言うものは町づくりの仕事が全部終わってあとやるところがないというときにやるもので一番最後だ。」と言った記憶をもっています。町民利用施設を後にして役場に手をつけることはできないと言うことだと理解しています。

さて、まず着手しなければならない課題は町民体育館の耐震化工事があります。町民

体育館は以前NHK番組のど自慢大会の会場になって約800人の観衆が入りました。 収容力のおおきな建物なのに耐震の安全性がないということは問題で、各種大会やイベントの使用には不安です。しかも災害時の避難施設になっています。ですからこれは最優先で解決すべき課題だと思います。現に能代市では市民体育館の利用を中止しています。この工事費はいくらになるでしょうか。

次に2020年4月には八郎潟中学校・小学校一体校がスタートします。あと4年後です。そうすれば校舎改築工事は2018年、2019年と見込まれます。さらに給食調理場も改築が必要です。これらの工事費はいくらになるでしょうか。

こういう町民施設、教育施設への事業と投資が続く中で、役場庁舎建設に踏み切れる役場職員体制と財政に心配はないでしょうか。

新築移転となれば用地取得が必要になりますが、庁舎スペース、駐車場スペースを含めると結構な広さになりますし、移転先について町民のコンセンサスが得られるかという問題があります。移転した場合は現庁舎跡地利用をどうするかと言う課題も出てきます。また仮に現庁舎跡に建てるとした場合は仮庁舎が必要ですし、その仮庁舎の建築費、現庁舎の解体費を含めてトータルで役場建設費を考えないといけないと思いますし、仮庁舎から新庁舎オープンまでのあいだ町民に不便があると思いますが、その期間はどのくらいになるものでしょうか。

役場庁舎が新築するとなると、八郎潟中学校・小学校一体校がスタートしたのち、現 八郎潟小学校は使われなくなります。校舎利用をどうするかと言う課題が出てきます。 仮に解体したとすれば跡地利用の課題が出てきます。

そういう事業の一連の歳出が予想されますが、仮に同時並行で進むとしたら公債比率 の上昇も予想されますし、各種事業に影響はないものでしょうか。

また新庁舎建設に向かうとしたら建設基金を設けるべきではないかと思います。いろいろとやるべきことが多い中で、役場を先に建てたと町民から不信の念を抱かれないようにしっかりとした説明をお願いいたします。

以上が1点目の質問であります。

次に、2点目の質問ですが、表題は、ふるさとを誇りに思う心を育てる、であります。 秋田県内で高校を卒業する生徒は、毎年約9,500人ほどです。その進路ですが、 4年生大学や短大へ進学する人が43.8パーセントで約4,200人、また専修学校 への進学が20.7パーセントで約2,000人、就職する人は29.3パーセントで 約2,800人となっています。

さらに秋田県の人口移動理由調査によれば、15歳から19歳の年齢層で進学・卒業等で県外へ転出する人は、48.7パーセントに上っています。これから推計すると高校卒業者の半数の5,000人近くは県外へ行ってしまっているものと思います。

八郎潟中学校の生徒も高校に進学したのち、進学、就職で大部分は県外にいってしま うのでしょうか。また仮に、秋田県の大学等に進学、あるいは企業に就職したとしても、 八郎潟町に残る人はどのくらいいるものでしょうか。

話は変わりますが、「ふるさとは遠きにありて思うもの」と言う詩があります。確か中学生のころ聞いたような気がします。冒頭の部分を読むと、誰しも都会に出ていった人がふるさとを懐かしむ詩だなと感ずるのですが、続きがあって「・・・そして悲しくうたうもの よしや うらぶれて異土の乞食(かたい)になるとても 帰るところにあるまじや・・・」 の部分を読むと、ふるさとは帰るところではないと言っているので驚きます。しかしさらにくだりを読むと「・・・・ひとり都の夕暮れに ふるさと思い涙ぐむ・・・」 とあってやはりふるさとをなつかしんでいるのだなと読みとれます。

私たち八郎潟町に住む者は、ふるさとというものをあまり意識しないと思いますが、 町出身者にとっては大事な心のよりどころになっているのかもしれません。なぜこの詩 が私の心にあるかといえば、都会に出ていった子どもを思うからです。

秋田県は小学校中学校の学力は日本一です。素晴らしいことです。そうして勉学を志して大学に進む子どもも多いです。親も一生けん命働いて仕送りします。しかし卒業すると勉強した知識を秋田県では活かせないといって都会に職を求めてしまいます。残念なことですがそれが現実です。ですからこの詩もいま風に解釈していくと、田舎では生活できないので、志して都会に職を求めて暮らしているが、ふるさと八郎潟を思うと涙ぐむ。と読み替えてみると自分たちの子供もそんな心境にあるのかなと悲しくなります。現に私の子どもも都会で暮らしてますから、そういう気がするんです。

八郎潟町の子供たちが将来遠くで暮らすようになったとき、「八郎潟町はどんなところですか。」と聞かれたときに「私の故郷は何もない町です。」と答えるとしたら残念なことです。誇りをもってこんないい町です。と胸をはって答えられればうれしいです。そのためにはふるさとの歴史、伝統、文化、を知ることです。

秋田のお殿様は佐竹様といわれていますが、これは西暦1600年の関ヶ原の合戦以後に常陸55万石の大名であった佐竹義宣候が転封されてから始まっています。それ以前は豊臣秀吉の時代で、秋田城主安東実季候が治めていました。なおこの安東実季は、関が原後、佐竹候と入れ替わりで常陸の国宍戸に移っています。関が原前の安東実季の時代1587年におきたのが湊合戦といわれ、浦城の城主であった三浦兵庫守盛永は、檜山安東氏と湊安藤氏の戦いに際し、湊安藤氏に組し戦いましたが敗れ、浦城に籠城して自刃したとされています。

これらは中世史です。豊臣秀吉の時代なのですが、浦城の成り立ちやそこを治めた人物像については、町民は案外疎いように思われます。子供たちはもちろんですが、町民向けにも歴史講座がほしいものです。また、真坂地区の沢田遺跡からは、縄文土器の破片が発掘されています。縄文人の暮らしはどんなものであったでしょうか。歴史は面白いものです。

一日市盆踊りは400年の歴史があります。願人踊も300年以上の歴史があります。 どちらも秋田県指定民俗文化財です。本町には文人墨客が多数訪れています。江戸時代 の俳諧師 与謝蕪村は、夜叉袋に旅のわらじを脱いだとされていますし、明治時代の詩 人 正岡子規は、三倉鼻を訪れています。夜叉袋神社には与謝蕪村句碑、三倉鼻公園に は子規句碑があります。三倉鼻公園から望む八郎潟干拓地は絶景です。干拓以前は秋田 県立自然公園の一角であったような気がします。

スポーツではオリンピックメダリストが3人もいますし、文化面では秋田県文化功労者が4人もいます。八郎潟町は全県一小さい町ですが、長い歴史の中で培われてきた伝統、文化が、これほどすばらしい町は他にないと思います。

子供たちがどこに行っても、誰と会っても誇りをもってふるさとを語れるようになればうれしいことです。八郎潟小学校、中学校の児童生徒にふるさと八郎潟を教える体制は十分でしょうか。

ところで、ずっと昔に小学校の副読本として八郎潟町の歴史書みたいなものを作っていたような気がしますが、私の思い違いでしょうか。郷土を知る教材として、自然、暮らし、歴史、伝統、文化を体系的に整理して作られるものですが、そういうものを作っている市町村も結構あります。近辺では五城目町が郷土の偉人を3集で編集発行しています。八郎潟町では今後そのような予定はないでしょうか。

関連しますが、文化財保護は大切なことです。文化財保護法という法律もあります。 平成25年度に八郎潟町文化財である「小池板碑群」の保存について、学識のある方たちに調査検討の諮問をしております。「小池板碑群」は屋外にあるため雨、風、雪で風化が進んでいます。昔は読み取れる板碑があったと言いますが、急速に風化が進み、今はひとつくらいになってしまいました。調査検討した結果、「雨や風、光を防ぐ覆いをかける」との答申がでております。諮問は専門的な事柄あるいは広く各層各分野の意見を聴取する場合委員会等を設置して依頼します。そして委員会は調査検討して答申します。答申があったからといって当局はすべてを必ずやるわけではありませんが、幾度となく調査、検討し会議を開いて成果を出した専門委員の労苦が報われないとすれば残念なことですし、答申を尊重するという配慮にも欠けると思います。28年度においてなにかしら対策をとるのかこの答申に対しての見通しをお知らせください。

以上、2点について、細々と質問内容がありますが、ご答弁よろしくお願いいたします。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問にお答えします。

行政報告にもありましたが、役場庁舎については「新庁舎建設」の方向で進めることにしております。

現段階における新庁舎建設の方向性は、建設場所については、45年以上もの長きに わたり町民にも慣れ親しみ、また、農村環境改善センターや保健センターが庁舎機能と 関わりがあることを考慮すると現庁舎南側の駐車場への建設を考えております。

また、規模につきましては、職員数を基に庁舎の延床面積を算定する国の基準を用いた場合と現庁舎において実際に使用されている面積を積み上げた場合のいずれにおいても約2,800㎡程度となります。これにより、新庁舎の建物規模は、3,000㎡程度とし、構造につきましては、役場庁舎は防災拠点にもなることや耐用年数を考慮して、鉄筋コンクリート造3階建てとしております。

なお、今後さらに検討を要することとなりますが、公用車車庫の建設費、現庁舎と既存建物の解体費を含めた概算事業費は、10億6,300万円ほどとなっております。 今後は、新庁舎建設に伴う周辺道路整備計画等の関連事業を含め、庁舎建設基本計画策定に向け、引き続きプロジェクト委員会で検討を重ねるとともに、広く町民からの意見 や要望を反映させることが重要であるため「庁舎建設検討審議会」を設置して、平成29年度内に計画の策定と基本設計の発注をして、小中併設校がスタートする平成32年度から建設工事を着手させ、平成34年度の新庁舎移転を目指しております。

小中学校併設にかかる改修及び学校給食共同調理場の改修は、平成29年度の基本設計、平成30年度の実施設計を経て、平成31年度に改修工事を終え、平成32年度の小中併設校の開校を目指しております。事業費につきましては、小中学校併設にかかる改修費が2億300万円、学校給食共同調理場の改修費が、1億9,700万円を見込んでおります。

また、町民体育館の耐震補強は、平成28年度当初予算に5,470万円ほどの事業費を計上しております。

これらの町の重点施設にかかる建設事業につきましては、向こう5年間の財政計画を立て、限られた予算を効果的に活用しながら安定的な財政運営に努めてまいります。

なお、基金については、今のところは平成27年度末残高が22億9,000万円ほどとなっている財政調整基金のなかで考えております。

教育長 江畠廣

- ふるさとを誇りに思う心を育てる、という部分について、石井議員のご質問にお答え Jます。

現実に高校卒業後、どれくらいの人数が八郎潟町に残るものか、についての実態把握は難しいです。ただ中学生の大半はできるならば将来も地元でと考えているようです。

ふるさとの歴史、伝統、文化を知る手立てについて、小学校の学習発表会でご覧いただいているように、学校教育の中で、地域の方々と連携し、町の歴史を学ぶための講演会の開催や郷土の伝統・文化の学びと継承に取り組んでおります。

また2月19日には、「八郎潟みらい学」発表会があり、八郎湖を考える、はちパルを考える、願人踊を考える、災害に強いまちづくりへの備え、昔の米作り、今の米作り、これからの米作り、町の活性化に向けた観光プランの提案など児童の積極的な活動発表がございました。公民館でも後継者育成事業と学校支援地域本部事業で願人踊、一日市盆踊、秋田音頭などを子供に継承しております。

町民向けの歴史講座の開設については、28年度は予定しておりませんが、開設できるかどうか今後の課題として検討してまいります。

八郎潟小・中学校の児童生徒にふるさと八郎潟を教える態勢は十分でしょうかについて、本町第6次総合計画、第5章に「ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり」として基本目標を掲げております。ここの領域は、町の教育に関する「大綱」であります。昨日、教育行政施政方針でお話ししましたが、本町の子供たちには、文武両道の精神を培い、義務教育の最終段階で「実践力のある子供」に育ってくれることを目指し、アクティブラーニングで生きる力に必要な知・徳・体を身に付けるとともに、住みよい町づくりに貢献できるように、郷土を愛する心を培い、町に住んで、自分ができることを実践し、地域興しなどに積極的にかかわることができる人材に育つように手立てを講じますとお話ししました。

小・中学校とも、現在も「ふるさと教育」「キャリア教育」の推進に取り組んでおりますが、今後さらに地域人材を活用したふるさと教育を推進し、目標の達成に努力したいと考えております。

郷土を知る教材として自然、暮らし、歴史、伝統、文化を体系的に整理しての歴史書編纂について、小学校には町で編集した副読本「わたしたちの八郎潟町」が、現在も残っておりまして、3・4年生の社会科での調べ学習等で活用されておりますが、相当古くなっております。初版が昭和58年3月で、平成10年3月監修の第五版以来更新されておりません。28年度からの教育行政基本構想「大綱」に「ふるさと教育」でと銘打っていることもあり、いずれ新しいものに更新していかなければならないものと考えます。

ただ、教育委員会としては、今すぐ歴史書編集等に取り組むだけの余裕が見いだせません。今後の課題として更新・編集作業にかかれるよう努力いたします。

小池板碑群の保存について、28年度においてなにかしらの対策をとるのか、答申に対しての見通しについてですが、26年度に教育委員会から諮問を受けて、町の文化財審議委員会から「風化・毀損防止の措置及び対策について」の答申があり、その答申内容は、最低限「雨や風、光を防ぎ、温湿度の変動を和らげるために覆屋をかける。基礎については、現在ひび割れが見えるコンクリートを撤去し、新たにコンクリート打ちをする。」などとなっております。

教育委員会でも答申内容を尊重して対策を講じていくべきとしており、昨年6月議会で伊藤敦朗議員の質問には、今後、どのような方法がもっともよいのか、場所は同じ場

所でよいのかなど、財源的な面も含めて27年度中には結論を出したいと、答弁しておりました。

当初予算で、答申に合わせた予算要求を考えておりましたが、かなりの財源をかけての工事を今の状態で進めるよりは、板碑群と道路の間に小池岡本郷中寄合所がありますので、道路側から板碑群を観察するにしても邪魔になってしまうこともあり、今の状態を回避できないか検討しておりますので、もう少しだけ時間をいただきたいと思います。できるだけ早く板碑群を整備する方向で進めたいと考えております。

4番 石井清人

ありがとうございました。今の答弁でだいぶ内容わかりましたけれども、ちょっとまたわからないところを再質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず庁舎改築の件ですけども、今のお話しでは庁舎は小中一体校終わってから向かうということで、29年度計画、平成32年度建設して、34年度の移転ということなんですけども、庁舎は現庁舎の南側ということですが、そうすると今の庁舎を使いながら建てていくということで、仮庁舎は造らないということなんですね。

それから教育長さんには、副読本「私たちの八郎潟」、これも時代に合わせて改訂していけば流れは似たようなものですから、時代遅れの部分の表記を直していけば使えると思いますので、この更新を計画しているということですので、できたら早めに子どもさんたちの役に立つようにお願いしたいと思います。

それから小池板碑群の所は、答申に沿ってやっていきたいという考えということでしたけども、そうすれば答申に沿ってやっていったとすれば、その工事費というのはどれくらいかかると見込んであったと思うんですが、どれくらいの額ですか。そしてそれがまた、その当時調査した議員さんの方々に事情が伝わっていないから、こういう話がでると思うのですが、そこ辺り審議委員の当時立ち会った方、事情を知っているのかというあたりも教えて欲しいと思います。

町長 畠山菊夫

仮庁舎を建てて工事するとなると、町民の皆さんにも大変負担をかけます。それで現在は仮庁舎を建てないで、今の庁舎で業務をしながら、2階に通じる階段は取り壊すことになりますけども、そして南側に建てる構想としております。

教育長 江畠廣

副読本につきましては、内容がかなり古い部分ありますので、できるだけ早い機会に 進めれるように思っております。

板碑については、調査委員会の方からは、このようにすればいいという報告たくさんございました。それを全部やるにしては、相当の額がかかるわけです。現実に。それで文化財保存委員会の方の考え方としては、最低限、基礎のコンクリートの部分、それを並べ替えて屋根をかける、そこまでのところ最低限やっていただきたいというお話しでございました。

予算的には、一応見積もり等とっておりまして、約6百数十万というところです。そのくらいのお金をかけた場合、先程申し上げましたけど、せっかく直して屋根かけても、郷中のがあるので、それを取り払うことができれば、大変よい具合に、それから車を駐めることもできますので、そこら辺も含めながら検討中でありますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

4番 石井清人

答弁ありがとうございました。私も行ってみましたけれども、確かにその通り、郷中の建物があって、実際、事前に知識のない人はどこにあるかわからない訳ですし、車も置けない、周辺整備等含めながらそういうものに是非取り組んでいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、4番 石井清人君の一般質問を終わります。 これにて、一般質問を終わります。これより各常任委員会を開いていただきます。 なお最終日、3月18日は、午後3時より本会議を開きます。 本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後 4時 5分)

平成28年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第11日目 平成28年3月18日(金) (午後3時)

議長 三戸留吉 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。

これより本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。なお、渡部総務課長は病気療養のため、欠席いたしております。

日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案第6号から議案第26号までの 21議案、並びに請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。

始めに総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告 (別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑ないようなので、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。 次に、教育民生常任委員長、金一義君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑ないようなので、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を終わります。 これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。 次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。

> 日程第2、議案第6号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について、 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第3、議案第7号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について、討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第7号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第4、議案第8号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予 算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。 (計論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第8号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第5、議案第9号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第 4号)について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第6、議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理につい て、討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号について、委員長報告は可決であ ります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第7、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、討論を行います。討論ありません か。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第8、議案第12号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について、 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第9、議案第13号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例の制定について、 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第13号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第10、議案第14号 職員の退職管理に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第14号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第15号 八郎潟町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専 念する義務の特例に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。 はい、4番 石井君

4番 石井清人 賛成討論したいと思います。議案第15号に対する賛成討論

> 議案第15号の中で教育長に準用する「八郎潟町職員の勤務時間、休暇等に関する条 例」及び「八郎潟町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」は、いずれも地方 公務員法の定めにより制定された条例であります。しかしながら地方公務員法の適用は 一般職に限られ、特別職は適用除外であります。これは地方公務員法第4条第1項及び 第2項に明記されています。

> 地方公務員法のもとで一般職のために作られた条例が、なぜ地方公務員法の適用除外 である特別職の教育長に適用するのかその目的、意義、運用が委員会審議の中でも私に はわかりませんでした。仮に議案第15条が制定されたとしても、特別職の業務に当て はまるのか、実効性があるのかはなはだ疑問であります。

> しかしながら、特別職は激務であります。昼夜の別なく、土曜日・日曜日もなく36 5日の勤務であります。健康管理は大丈夫でしょうか。特別職はいつでも休めると言い ながら、なかなか休みは取れないものと推察いたします。ですから私は、仮に日曜日に 行事があって出勤したら、月曜日は代休を取って休養してもいいのではないかと思いま す。このことを本条例の規定によりしっかりと活用することによって特別職の健康管理 に役立つことを期待いたします。

> したがって、このたび提案された議案第15号が、近い将来に「八郎潟町の特別職の 勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例」と名称と内容を変えて 町長、副町長も含めて勤務過労にならないための実効ある条例になることを期待して、 本議案に賛同することといたします。

以上をもつて、賛成討論といたします。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。採決いたします。議案第15号について、委員長報告は可決で 議長 三戸留吉 あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第12、議案第16号 八郎潟町郷土芸能会館設置条例の制定について、 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。採決いたします。議案第16号について、委員長報告は可決で 議長 三戸留吉 あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。 議長 三戸留吉 次に、日程第13、議案第17号 八郎潟町立農家高齢者創作館設置条例を廃止する

条例について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号について、委員長報告は可決で 議長 三戸留吉

あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。 議長 三戸留吉 次に、日程第14、議案第18号 第6次八郎潟町総合計画(基本構想・基本計画)

の策定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長報告は可決で あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第15、議案第19号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の策定について、 討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第19号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第16、議案第20号 平成28年度八郎潟町一般会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第20号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第17、議案第21号 平成28年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算 について、討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第21号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第18、議案第22号 平成28年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予 算について、討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第22号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第19、議案第23号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計へ の繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第23号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第20、議案第24号 平成28年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予 算について、討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第24号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第21、議案第25号 平成28年度八郎潟町介護保険特別会計予算につ いて、討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

か。

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第25号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第22、議案第26号 平成28年度八郎潟町上水道特別会計予算につい て、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第26号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に、日程第23、請願・陳情について、討論・採決します。 受理番号第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の 相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について、討論を行います。討論ありません

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第1号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第1号は、委員長報告のとおり採択することに 決定いたしました。

次に、受理番号第2号、労働時間と解雇の規制強化を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第2号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第2号は、委員長報告のとおり採択することに 決定いたしました。

> 次に、受理番号第3号、全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中 小企業支援の拡充を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第3号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第3号は、委員長報告のとおり採択することに 決定いたしました。

次に、受理番号第4号、『平和安全保障関連法』の廃止を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第4号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第4号は、委員長報告のとおり採択することに

決定いたしました。 ここで、暫時休憩いたします。

> (午後3時55分) (休憩) (午後4時00分再開)

議長 三戸留吉 それでは再開いたします。

次に、委員会提出議案第1号から4号を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。追加日程第1、委員会提出議案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳 しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情、

> を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 金一義

委員会提出議案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相 談の出来る窓口などの設置を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月18日提出 八郎潟町議会議長 三戸留吉殿

提出者 教育民生常任委員長 金一義

提案理由 脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しくゆさぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独、を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多くなっているのが現状です。

以上をふまえ、各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、PacketScat2の携帯を義務付けること。神経学的検査の受診も義務付けなど対応できる医療連携体制の構築、また、各自治体の医療相談窓口等に対応の出来る職員を配置などを求めることから、意見書を提出するものです。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条により提出します。

平成28年3月18日 提出者議員 金一義、賛成者議員 畠山金美、加藤千代美、柳田裕平、石井清人、近藤美喜雄

議会議長 三戸留吉殿

提出先 衆議院議長 大島理森、参議院議長 山崎正昭、内閣総理大臣 安倍晋三、 総務大臣 高市早苗、厚生労働大臣 塩崎恭久、文部科学大臣 馳浩 平成28年3月

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書(案)

衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、文部科学大臣 馳浩殿

秋田県八郎潟町議会 議長 三戸留吉

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 質疑というよりも、これからのこともあります。自冶体・自治体、自治法・自治法、この字が意味が違っていますので、これ直さないと、正式な文字ではありませんので。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第1号について、賛成の諸君 の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第1号は、可決と決します。

次に、追加日程第2、委員会提出議案第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める陳 情、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員委員長 伊藤秋雄

委員会提出議案第2号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書について、

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月18日提出 八郎潟町議会議長 三戸留吉殿

提出者 総務産業常任委員委員長 伊藤秋雄

提案理由 今、労働の現場では、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交代制労働、常に雇用不安に苛まされる非正規雇用が広がり、心身の健康を損なう人が後を絶ちません。こうした折に、労働時間や解雇の規制を緩和し、不安定な派遣労働を広げるなど言語道断です。今、求められているのは、心身の健康を無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、労働時間短縮と安定した雇用を実現するための法制度の整備です。男女が共に働き、子を産み育てられる社会を実現するため、次の課題の実現が求められると考えます。

長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交代制労働について、「規制強化」を図ること。また、派遣労働は臨時的・一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障するなど、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、解雇規制を強化することを求めることから、意見書を提出するものです。

労働時間と解雇の規制強化を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条により提出します。

平成28年3月18日 提出者議員 伊藤秋雄、賛成者議員 菊地文人、北嶋賢子、村井剛、伊藤敦朗、三戸留吉

議会議長 三戸留吉殿

提出先 内閣総理大臣 安倍晋三、厚生労働大臣 塩崎恭久

平成28年3月

労働時間と解雇の規制強化を求める意見書(案)

内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

秋田県八郎潟町議会 議長 三戸留吉

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第2号について、賛成の諸君

の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第2号は、可決と決します。

次に、追加日程第3、委員会提出議案第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員委員長 伊藤秋雄

委員会提出議案第3号 全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月18日提出 八郎潟町議会議長 三戸留吉殿

提出者 総務産業常任委員委員長 伊藤秋雄

提案理由 2010年6月の雇用戦略対話において、「2020年までの目標」として「できる限り早期に全国最低800円を確保し、全国平均1,000円をめざす」ことが、政労使で合意されました。しかし、現状は違っており、しかも最高と最低の地域間格差も広がっており、低賃金にランク付けされた地域の疲弊を招いています。

中小零細企業、非正規雇用労働者の賃金を底上げして、労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるには、中小企業支援の拡充全国一律最低賃金制度を確立するための最低賃金法の改正が必要です。

以上をふまえ、全国一律最低賃金制度の実現と、中小企業負担を軽減するための支援 策の拡充、また、最低賃金の大幅引き上げを行うことを求めることから、意見書を提出 するものです。

全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条により提出します。

平成28年3月18日 提出者議員 伊藤秋雄、賛成者議員 菊地文人、北嶋賢子、村井剛、伊藤敦朗、三戸留吉

議会議長 三戸留吉殿

提出先 内閣総理大臣 安倍晋三、厚生労働大臣 塩崎恭久

平成28年3月

全国一律最低賃金制度の実現をはじめ、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について(案)

内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿 秋田県八郎潟町議会 議長 三戸留吉

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第3号について、賛成の諸君 の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第3号は、可決と決します。

次に、追加日程第4、委員会提出議案第4号 『平和安全保障関連法』の廃止を求める陳情、を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員委員長 伊藤秋雄

委員会提出議案第4号 『平和安全保障関連法』の廃止を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年3月18日提出 八郎潟町議会議長 三戸留吉殿

提出者 総務産業常任委員委員長 伊藤秋雄

提案理由 2015年9月19日に参議院で成立した「平和安全保障関連法」は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするものであり、憲法違反であることは明らかである。また、この法律が発動されることにより、日本は海外で戦争する国になり、武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くことになる。世論調査をみても8割の国民が政府の説明は不十分と答えている。

よって、国においては、「平和安全保障関連法」を速やかに廃止するよう強く要望することから、意見書を提出するものです。

『平和安全保障関連法』の廃止を求める意見書について (案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条により提出します。

平成28年3月18日 提出者議員 伊藤秋雄、賛成者議員 菊地文人、北嶋賢子、

村井剛、伊藤敦朗、三戸留吉

議会議長 三戸留吉殿

提出先 参議院議長 山崎正昭、衆議院議長 大島理森、内閣総理大臣 安倍晋三、 外務大臣 岸田文雄、防衛大臣 中谷元

平成28年3月

『平和安全保障関連法』の廃止を求める意見書について (案)

参議院議長 山崎正昭殿、衆議院議長 大島理森殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外 務大臣 岸田文雄殿、防衛大臣 中谷元殿 秋田県八郎潟町議会 議長 三戸留吉

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 議長 三戸留吉

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第4号について、賛成の諸君 の起立を求めます。

(全員起立)

起立全員であります。よって委員会提出議案第4号は、可決と決します。 議長 三戸留吉 次に、日程第24、議案第27号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求め ることについて、上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします、議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第27号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員の須田秀温氏は平成28年3月18日をもって任期満了になりますので、引 き続き教育委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4条第2項の規定により同意を求めるものであります。

須田氏は、人格も高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者として提案する ものです。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 (質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論行います。討論ありませんか。 (討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。議案第27号については、投票により採決といたします。投票 は無記名投票にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。 議長 三戸留吉 議場の出入口を閉めます。

(出入り口施錠)

只今の出席議員は12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人 議長 三戸留吉 に2番 畠山金美君、3番 金一義君、4番 石井清人君を指名いたしますが、ご異 議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定します。投票用紙を配付します。 (投票用紙配付)

念のため申し上げます。原案に同意の場合は「賛成」と、反対の場合は「反対」と記 議長 三戸留吉 入し投票してください。また、白票は「否」とみなします。 投票用紙の配付もれはありませんか。

配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。 (投票箱点検)

議長 三戸留吉 異常なしと認めます。ただ今から、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

議長 三戸留吉 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。立会人は開票に立ち 会いをお願いします。

(開票)

議長 三戸留吉 投票の結果を報告します。投票総数 11票、有効投票 11票、無効投票 0票、 白票 0票、有効投票の内、賛成 11票、以上のとおりです。

よって、議案第27号は原案どおり同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(出入り口解錠)

議長 三戸留吉 以上、今定例会に付議された事件は、全て終了しました。 これをもって八郎潟町議会3月定例会を閉会いたします。

(午後4時28分)